別添資料２

足立区災害廃棄物処理計画
（素案）

２０２７年（令和９年）４月（改定）

足立区

目次

第１章　総則 1
　第１節　計画の目的 1
　第２節　計画の位置付け 2
　第３節　計画の見直し 3
　第４節　災害廃棄物の処理に係る基本的な考え方 5
　第５節　対象とする災害および被害想定 6
　第６節　災害時に発生する廃棄物 7
　第７節　被害想定に基づく災害廃棄物発生量推計 11
　第８節　庁内組織体制 12
　第９節　各主体の役割 13
　第１０節　発災後の災害廃棄物処理の流れ 15
第２章　平時の備え 20
　第１節　庁内組織体制の検討 20
　第２節　協定の締結および関係機関との連携体制 21
　第３節　生活ごみ・避難所ごみの処理 24
　第４節　災害用トイレのし尿処理 27
　第５節　仮置場候補地の選定 31
　第６節　公費解体の実施体制 39
　第７節　区職員への訓練等 42
　第８節　区民への啓発、広報 44
第３章　初動前期（発災後３日目まで） 47
　第１節　初動体制の構築 47
　第２節　情報収集・連絡 49
　第３節　生活ごみ・避難所ごみ処理 52
　第４節　し尿処理 53
　第５節　仮置場の設置 54
　第６節　災害廃棄物処理 57
　第７節　区民やボランティアへの排出方法等の周知 59
　第８節　特別区災害廃棄物処理初動本部との連携 62
第４章　初動後期（発災後３日～１週間） 64
　第１節　生活ごみ・避難所ごみ処理 64
　第２節　し尿処理 66
　第３節　仮置場 68
　第４節　災害廃棄物処理 70

第５節　公費解体 72
第５章　応急対策前期（発災後１週間～１か月） 74
第１節　生活ごみ・避難所ごみ処理 74
第２節　し尿処理 76
第３節　仮置場 78
第４節　災害廃棄物処理 80
第６章　応急対策後期（発災後１か月～約３カ月） 82
第１節　発生量、要処理量、処理可能量の見直し 82
第２節　公費解体範囲の公表 85
第３節　国庫補助金対応 87
第４節　特別区との連携処理 89
第５節　災害廃棄物処理実行計画の作成 92
第７章　復旧・復興期 93
第１節　公費解体受付準備 93
第２節　解体廃棄物処理 96
第３節　業務全体の進捗管理 99
第４節　災害廃棄物処理実行計画の見直し 102
第５節　災害廃棄物を処理する場合の委託契約 105
第６節　仮置場等の原状復帰 107
第７節　環境モニタリング 109

第１章　総則

第１節　計画の目的

近年、平成２３年の東日本大震災、平成２８年の熊本地震に加え、令和６年能登半島地震などの大規模地震が相次いで発生しています。また、気候変動の影響により、全国各地で激甚な豪雨災害も頻発しています。足立区でも、令和元年台風１９号により荒川河川敷が水没する事態に陥りました。越水の危機が間近に迫り、区内全ての区立小中学校（１０３校）を含む１３５か所の避難所を開設しました。幸い荒川氾濫には至らず、区内での甚大な被害は免れましたが、いざ災害が発生した場合は、短期間に大量に発生する「災害廃棄物」はライフラインの途絶や交通障害と相まって、公衆衛生の悪化や生活基盤の再建を大きく妨げる要因となっています。

こうした状況を踏まえ、東京都は令和４年に「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」において被害想定を更新し、これを受けて令和５年には「東京都地域防災計画」および「東京都災害廃棄物処理計画」を改定しました。

足立区は、四方を河川に囲まれた平坦な低地という地理的特性を有しており、建物倒壊や火災、浸水被害等が発生しやすい地域であることから、首都直下地震や大規模風水害の発生時には甚大な被害が生じることが想定されています。そのため、被災家屋の解体がれきや片付けごみ、避難所から排出される生活ごみやし尿を、いかに迅速かつ適正に処理するかが重要な課題となります。

こうした東京都の計画改定や最新の被害想定を踏まえ、足立区においても令和７年度に「足立区地域防災計画（震災編）」を改定し、防災対策の充実・強化を図りました。

「足立区災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）」は、東京都災害廃棄物処理計画及び足立区地域防災計画との整合を図りながら、災害時における廃棄物処理体制をあらかじめ定めることにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく区の責務を果たし、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することを目的とします。これにより、区民の安全・安心の確保、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止を図るとともに、早期の復旧・復興につなげるものとします。

第２節　計画の位置付け

本計画の位置付けを以下に示します。本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」に基づき、「東京都災害廃棄物処理計画」や足立区の関連計画等との整合を図り、平常時及び災害時における足立区の災害廃棄物対策について整理しています。

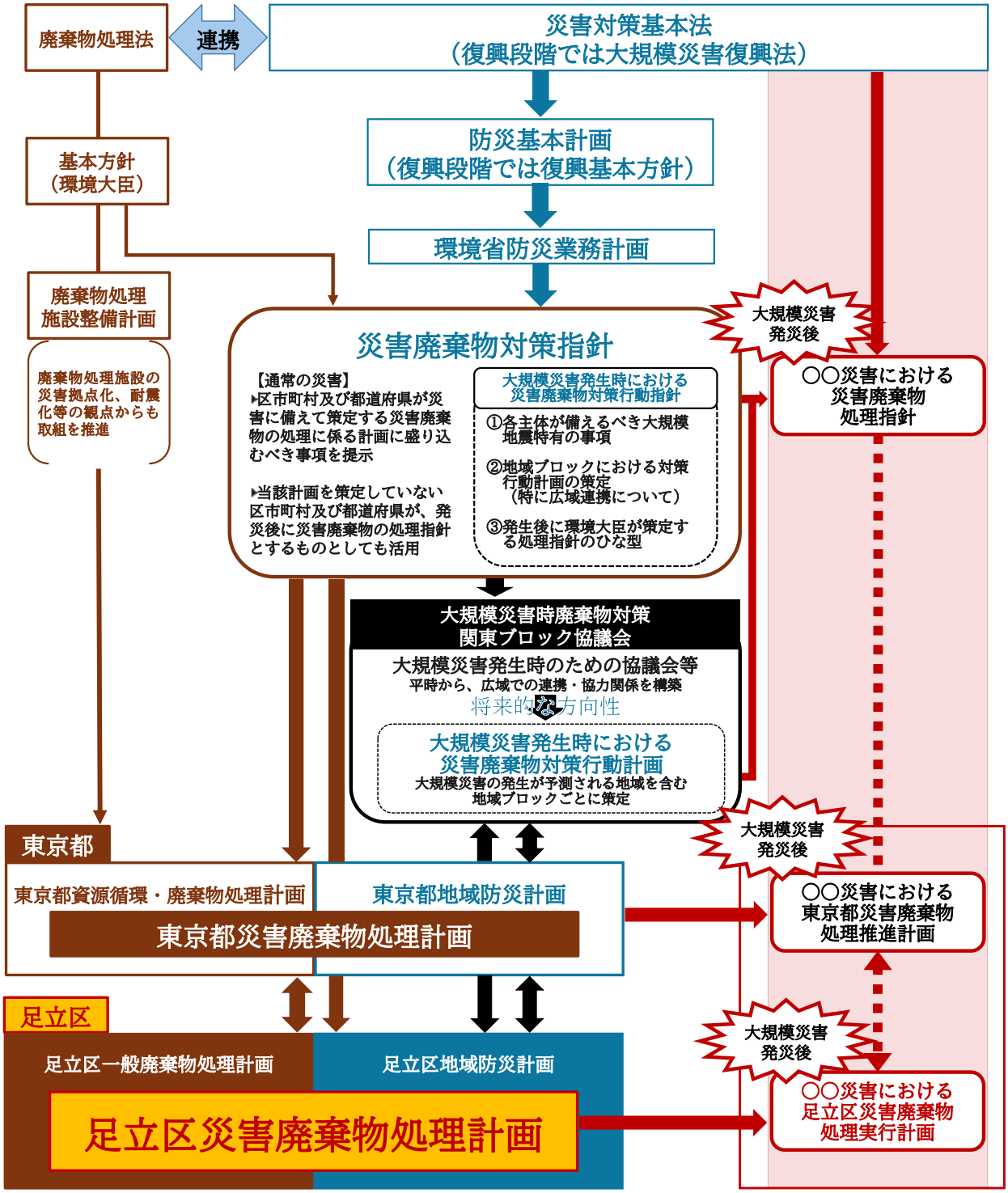


図 1-2-1　足立区災害廃棄物処理計画の位置付け

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年　環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）p. 1-4 を基に作成

第３節　計画の見直し

本計画は、災害廃棄物処理に係る基本的な考え方、庁内体制、関係機関との連携、仮置場候補地、区民への周知方法等を整理するものである。災害時に本計画の実効性を確保するためには、平時から継続的に内容を確認し、必要に応じて見直しを行う必要がある。

区は、国の法令、指針、東京都及び特別区が定める計画等及び足立区の関連計画の改定状況を踏まえ、本計画との整合を図る。また、訓練の実施結果、実災害における対応経験等の更新等を踏まえ、必要に応じて本計画を見直す。

１　見直しの主な視点

本計画の見直しに当たっては、表 2-9-1 に示す事項を中心に確認する。

表 2-9-1　計画の見直しに当たって確認する主な事項

項目	主な確認内容
国・東京都等の動向	法令、災害廃棄物対策指針、東京都災害廃棄物処理計画、特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン等の改定状況
足立区関連計画との整合	足立区地域防災計画、足立区災害時のトイレ確保・管理計画、避難所運営に関する計画等との整合
庁内体制	組織改正、担当部署の変更、災害時の役割分担及び連絡体制
関係機関との連携	東京都、特別区、清掃一組、清掃協議会、協定締結事業者、災害ボランティアセンター等との連携体制
協定・連絡先	協定締結先、支援可能内容、保有車両・重機・資機材、担当者及び緊急連絡先
仮置場候補地	候補地の利用可否、面積、搬入出経路、周辺環境、他用途との競合、必要資機材
発生量推計	被害想定、建物被害、避難者数、災害廃棄物発生量及び処理可能量の見直し
訓練結果	研修、図上訓練、情報伝達訓練、仮置場設置訓練等で確認された課題及び改善点
災害対応経験	実災害や他自治体の災害対応事例から得られた知見、課題、改善事項

２　関連マニュアル等への反映

区は、本計画の見直しにあわせて、災害廃棄物処理マニュアル、各種様式、連絡先一覧、協定締結先一覧、仮置場候補地台帳、広報文案等についても必要に応じて更新する。

特に、発災時に職員が速やかに対応できるよう、初動対応、情報収集、協力要請、仮置場の設置・運営、生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理、公費解体、国庫補助金対応等に係る具体的な手順については、災害廃棄物処理マニュアル等に反映する。

３　継続的な改善

区は、本計画の実効性を高めるため、計画、訓練、評価、見直しの考え方に基づき、継続的な改善を行う。

また、計画の見直しに当たっては、庁内関係部署だけでなく、必要に応じて東京都、特別区、清掃一組、清掃協議会、協定締結事業者等から得られる情報や意見を踏まえ、災害時に実際に活用できる計画となるよう内容の充実を図る。

第４節　災害廃棄物の処理に係る基本的な考え方

本計画の災害廃棄物処理に係る基本的な考え方は、以下のとおりです。

東京都災害廃棄物処理計画において、区市町村が定めるべき処理方針として「発災後３年以内に処理を完了する」とされているため、災害廃棄物の処理期間は概ね３年以内とし、可能な限り早期の処理完了を目指します。

＜計画の目的＞
災害時における区内の廃棄物処理体制をあらかじめ定めることにより、
災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する。

目指す姿

迅速かつ適正な災害廃棄物処理により、
区民の生命・財産を守り、復興の第一歩へつなげる。

７つの基本方針

（１）計画的な処理
道路や施設等の被害状況、災害廃棄物発生量及び処理能力等を迅速に把握し、計画的な処理を推進する。
（２）区民や作業員等の安全確保
仮置場への搬入出作業や被災家屋の解体・撤去作業等において周辺住民や作業従事者への安全確保を徹底する。
（３）分別の徹底とリサイクルの推進
災害廃棄物処理・処分量の削減と資材の有効活用のため、徹底した分別と再資源化を図る。
（４）周辺環境への配慮
災害廃棄物の処理に当たり、周辺環境へ十分に配慮する。
（５）衛生的な処理
生活環境の保全及び公衆衛生を確保するため、悪臭、害虫の発生等や有害性、腐敗性等による処理の優先度を考慮し、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理を行う。
（６）迅速な対応・処理
早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行う。
（７）経済性に配慮した処理
公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。

第５節　対象とする災害および被害想定

本計画では、足立区において大規模な災害が発生した場合に生じる災害廃棄物について、迅速かつ適正な処理を行うため、地震および風水害を対象とする。

１　地震

地震については、「首都直下地震等による東京の被害想定（東京都）」及び「足立区地域防災計画（震災編）」に基づき、足立区において最も被害が大きい地震「都心南部直下地震」を対象とする。

被害想定の概要を表 1-4-1 に示す。

表 1-4-1　対象災害による被災状況（地震）

区　　分			内　　容
規　　模 季節・時刻 気象条件			都心南部直下地震M7.3　冬の夕方18時　風速８m/s
被害想定項目			被害想定状況
物的被害	全壊棟数		11,952棟
	半壊棟数		22,210棟
	火災	焼失棟数(倒壊建物含む)	13,546棟
避難者数（うち避難所避難者数）			286,932人（191,288人）
上水道断水率			49.7%

出典：「足立区地域防災計画　震災編」（令和７年度改定　足立区防災会議）を基に作成

２　風水害

風水害については、「足立区地域防災計画（風水害編）」に基づき、荒川が氾濫した場合の被害を対象とする。

被害想定の概要を表 1-4-2 に示す。

表 1-4-2　対象災害による被災状況（風水害）

氾濫河川	被災状況	
荒川氾濫	全壊棟数	52,726 棟
	半壊棟数	23,721 棟
	一部損壊	74,479 棟

第６節　災害時に発生する廃棄物

災害時に発生する廃棄物の例を表 1-5-1 に示します。災害時には、災害廃棄物（片付けごみを含む）に加えて、通常の生活ごみ、避難所ごみ、災害用トイレ等のし尿を処理する必要がある。

本計画において対象とする災害廃棄物は、建物被害に伴い発生する「解体廃棄物」、被災地域の家庭から排出される「片付けごみ」および「生活ごみ」、避難者の生活に伴い発生する「避難所ごみ」および「し尿」とする。

表 1-5-1　災害時に発生する廃棄物

廃棄物の種類	概要
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ。
避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として事業管理者が処理する。
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ）等から汲取ったし尿、災害に伴って便槽から流入した汚水、家庭・避難所から排出される携帯トイレ等。
災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される「片付けごみ」と損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される「解体廃棄物」がある。災害廃棄物は以下の表 1-5-2 から構成される。

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年３月　環境省環境再生・資源循環局　災害廃棄物対策室）p.1-9

表 1-5-2　災害時に発生する廃棄物（詳細区分）

	種別	分類	廃棄物の内容	片付けごみ	解体家屋
災害時に発生する一般廃棄物	災害廃棄物（片付けごみ、解体家屋）	可燃物／可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック類が混在した廃棄物	◎	○
		木くず	柱・梁・母材等の廃木材	△	◎
		不燃物／不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートやガラス、土砂（土砂崩れより崩壊した土砂等）等が混在し、おおむね不燃物の廃棄物	○	◎
		コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等	△	◎
		金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等	○	○
		家電四品目	被災家庭から排出される家電四品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫等の家電リサイクル法の対象家電）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※災害時も平時と同様に排出者がリサイクル料金を負担することを原則とする ※リサイクル可能なものは各リサイクル法に基づき処理を行う	◎	△
		その他家電	上記以外の家電製品	◎	△
		腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場等から発生する原料及び製品等	○	△
		有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA、テトラクロロエチレン等の有害廃棄物、医薬品、農薬類の有害廃棄物、放射性同位体元素等	△	○
		廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車。災害時も所有者が処分費を負担することを原則とする。	△	○
		適正処理困難物	消火器、ボンベ類等の危険物やピアノ、石膏ボード等	○	○
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ（通常時とは異なり、容器包装や段ボール、衣類等が多く排出される）、携帯トイレ			
平時・災害時に発生する一般廃棄物	生活ごみ	各家庭から排出される生活ごみ、携帯トイレ等			
	し尿	仮設トイレ等からの汲取りし尿			
	事業系一般廃棄物	事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く）			

◎：多量の発生が見込まれる廃棄物

○：一定量の発生が見込まれる廃棄物

△：少量の発生が見込まれる廃棄物

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年　環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）p.1-9 を基に作成

可燃物／可燃系混合物	木くず
 平成 28 年 熊本地震（熊本県）	 平成 28 年 熊本地震（熊本県）
不燃物／不燃系混合物	**コンクリートがら等**
 令和 4 年 台風 15 号（静岡市）	 平成 28 年 熊本地震（熊本県）
金属くず	**家電四品目**
 平成 28 年 熊本地震（熊本県）	 平成 28 年 熊本地震（熊本県）

図 1-5-1　災害廃棄物

出典：災害廃棄物対策サイト フォトチャンネル
https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/glossary/#section02

その他家電



平成 26 年 8 月 豪雨（広島県広島市）

腐敗性廃棄物



令和元年 台風 19 号（茨城県常陸太田市）

有害廃棄物



平成 29 年 九州北部豪雨（福岡県朝倉市）

廃自動車等



平成 26 年 8 月 豪雨（広島県）

適正処理困難物



平成 30 年 北海道胆振東部地震（北海道厚真町）

図 1-5-1　災害廃棄物

出典：災害廃棄物対策サイト フォトチャンネル
https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/glossary/#section02

第７節　被害想定に基づく災害廃棄物発生量推計

本節では、第４節で示した被害想定に基づき、地震及び風水害により発生する災害廃棄物量を推計した。

地震の災害廃棄物発生量の推計は、東京都災害廃棄物処理計画及び足立区地域防災計画、風水害の災害廃棄物発生量の推計は、環境省「災害廃棄物対策指針」を参考に実施した。

推計結果は、災害発生時における処理体制の構築、仮置場の確保、収集運搬体制の検討及び災害廃棄物処理実行計画の策定に活用する。

なお、本計画における推計値は平時の備えを目的としたものであり、実際の災害発生時には被害状況に応じて見直すものとする。

１　地震における災害廃棄物発生量

都心南部直下地震を対象として推計した結果、災害廃棄物発生量は約 274 万 t、片付けごみ発生量は約 8.5 万ｔと想定される。

表 1-6-1　地震における災害廃棄物発生量推計結果

組成	災害廃棄物発生量（ｔ）	片付けごみ発生量（ｔ）
柱角材	419,107	13,067
可燃物	147,920	4,612
不燃物	821,779	25,621
コンクリートがら	1,328,543	41,420
金属くず	21,914	683
合計	2,739,263	85,403

２　風水害における災害廃棄物発生量

荒川氾濫を対象として推計した結果、災害廃棄物発生量は約 300 万 t、片付けごみ発生量は約 25.7 万ｔと想定される。

表 1-6-2　風水害における災害廃棄物発生量推計結果

組成	災害廃棄物発生量（ｔ）	片付けごみ発生量（ｔ）
柱角材	443,627	37,973
可燃物	923,224	79,025
不燃物	284,761	24,375
コンクリートがら	719,395	61,578
金属くず	38,967	3,335
その他	347,708	29,763
土砂	239,798	20,526
合計	2,997,481	256,574

第８節　庁内組織体制

大規模な災害が発生した時は、「足立区地域防災計画」に基づき災害対策本部を設置する。災害廃棄物処理はがれき部を中心に関係各部と連携して実施する。

また、災害の規模や種類に応じて、国、東京都、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会及び関係団体等との連携・受援を検討し、災害廃棄物処理体制を構築する。

なお、がれき部の具体的な班体制及び各班の主な業務については、２章第１節に示す。

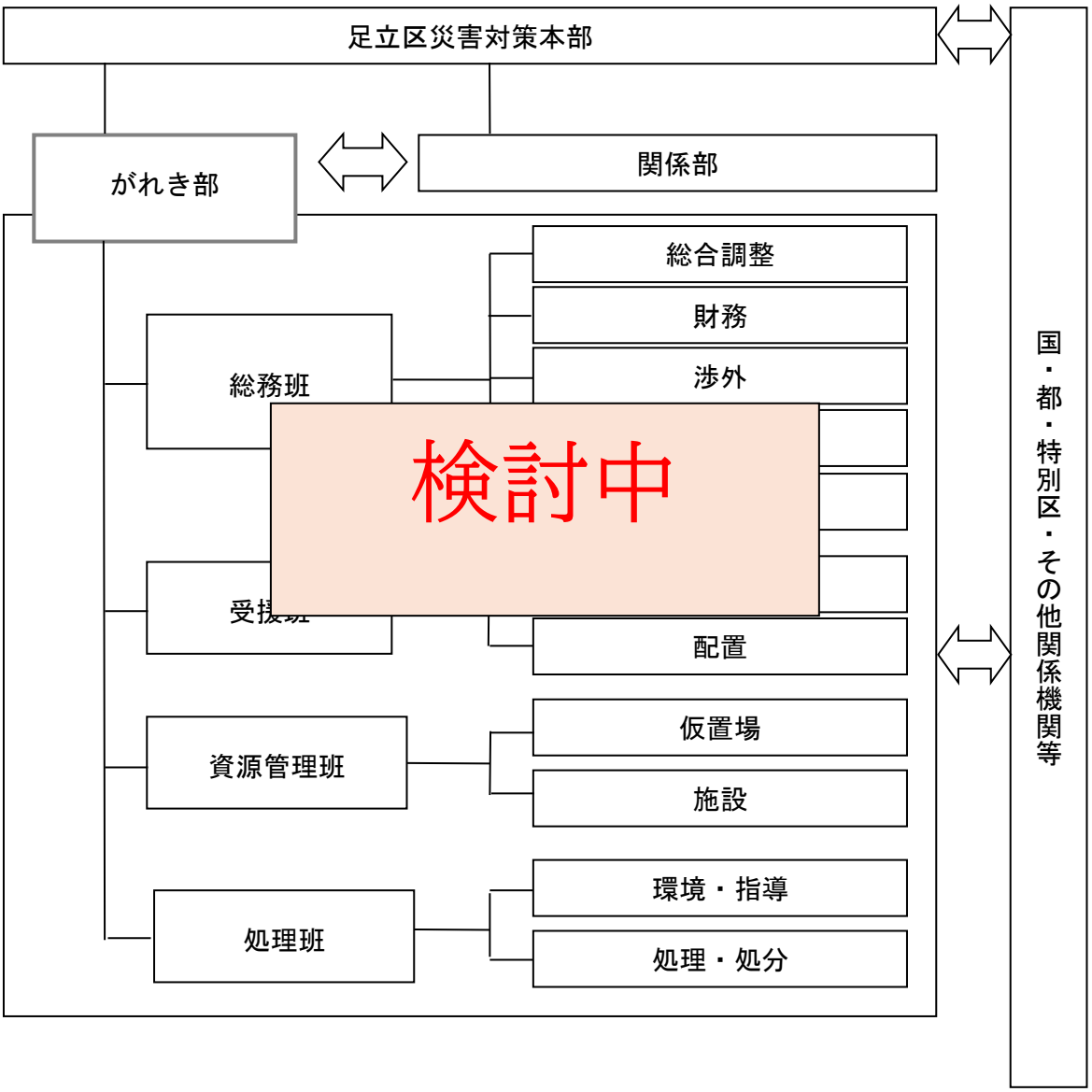


図 1-7-1　発災後の組織体制

第９節　各主体の役割

災害廃棄物は一般廃棄物であり、区内で発生した災害廃棄物については、足立区が一義的に処理責任を有する。

災害時には、平時の廃棄物処理体制と同様に、区が収集・運搬等を行い、東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理を行う。また、最終処分については、東京都が管理する最終処分場等への搬入を基本とし、東京都及び特別区等と連携・調整して行う。

大規模災害時には、足立区単独での対応が困難となることも想定されるため、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、国、協定締結事業者、区民及び災害ボランティア等が、それぞれの役割を果たし、相互に連携しながら災害廃棄物処理を行う。各主体の主な役割は、表 1-8-1 のとおりである。

表 1-8-1　各主体の役割

主体	主な役割
足立区	区内で発生した災害廃棄物の処理主体として、庁内体制の構築、被害情報の収集、災害廃棄物発生量の推計、災害廃棄物処理方針及び災害廃棄物処理実行計画の策定、地区集積所・一次仮置場の確保、収集・運搬体制の構築、区民及び事業者への周知・広報等を行う。
特別区	特別区間で災害廃棄物処理に係る情報を共有し、必要に応じて相互支援及び共同処理を行う。また、特別区災害廃棄物処理初動本部及び特別区災害廃棄物処理対策本部を通じて、被害情報の集約、処理方針の調整、二次仮置場・処理施設への搬入調整、広域処理等に係る調整を行う。
東京二十三区清掃一部事務組合	清掃工場等の管理施設の被害状況及び稼働状況を把握し、可燃ごみの焼却処理、不燃ごみ及び粗大ごみの破砕・選別処理等の中間処理を行う。
東京二十三区清掃協議会	特別区及び清掃一組との連絡調整を行うとともに、必要に応じて災害廃棄物の収集運搬体制、車両確保、関係事業者との調整等に協力する。
東京都	区市町村の被害状況及び対応状況を踏まえ、技術的支援、広域処理に係る調整、国との連絡調整、民間処理施設の情報提供、最終処分に係る調整等を行う。
国	災害廃棄物処理に係る技術的助言、財政支援、制度運用に係る情報提供、広域処理に関する支援等を行う。
協定締結事業者等	協定等に基づき、災害廃棄物の収集・運搬、仮置場の設置・運営、解体・撤去、処理・処分、資機材の提供等に協力する。
区民	区が定める排出ルールに基づき、生活ごみ、片付けごみ、し尿等を適切に分別・排出する。また、災害廃棄物の混合化防止及び生活環境の保全に協力する。
災害ボランティア等	災害ボランティアセンター等と連携し、被災家屋からの片付けごみの搬出、分別の補助、高齢者や障がい者等の要配慮者への支援等を行う。

各主体は、本計画に定める時期区分に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、必要に応じて別冊の災害廃棄物処理マニュアル、特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン及び東京都災害廃棄物対策マニュアル等を参照し、実務上の手順に基づき対応するものとする。

第１０節　発災後の災害廃棄物処理の流れ

発災後は、被災状況、道路の通行状況、処理施設の稼働状況及び災害廃棄物の発生状況を踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生の確保を優先しながら、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理する。

災害時に発生する廃棄物は、生活ごみ、避難所ごみ、し尿、片付けごみ、解体廃棄物等に区分される。このうち、片付けごみは発災直後から短期間に集中して排出される一方、解体廃棄物は損壊家屋等の解体・撤去に伴い、応急対策期から復旧・復興期にかけて継続的に発生する。

このため、本計画では、発災後の処理において特に対応が必要となる片付けごみ、解体廃棄物及びし尿等について、それぞれ処理の流れを整理する。

表 1-9-1　発災後の災害廃棄物処理の流れ

区分	主な排出時期	主な排出者	処理の流れ
生活ごみ	発災直後から継続	区民	通常の収集体制を基本とし、道路状況や処理施設の稼働状況を踏まえて収集・運搬を行い、清掃工場等で処理する。
避難所ごみ	避難所開設後から継続	避難所（避難者）	避難所の開設状況及び避難者数を踏まえ、収集体制を確保し、生活環境及び衛生環境に配慮して処理する。
し尿	発災直後から継続	避難所、家庭等	災害用トイレ、携帯トイレ、仮設トイレ等の使用状況を踏まえ、収集・運搬体制を確保し、し尿処理を行う。
片付けごみ	発災直後から初動期・応急対策期	区民､災害ボランティア等	被災現場から、区が周知する排出ルールに基づき地区集積所等へ分別して排出する。地区集積所等に集積された片付けごみは、区が収集・運搬し、一次仮置場で粗選別・一時保管したうえで、既存処理施設、民間処理施設、資源化施設等へ搬出する。
解体廃棄物	応急対策期から復旧・復興期	解体事業者等	損壊家屋等の解体・撤去現場で可能な限り分別し、処理施設又は資源化施設へ搬出する。必要に応じて二次仮置場等で破砕・選別等を行ったうえで処理する。

１　片付けごみの処理の流れ

片付けごみは、被災した家財、畳、家具、家電製品等が中心であり、発災直後から短期間に多量に排出されることが想定される。

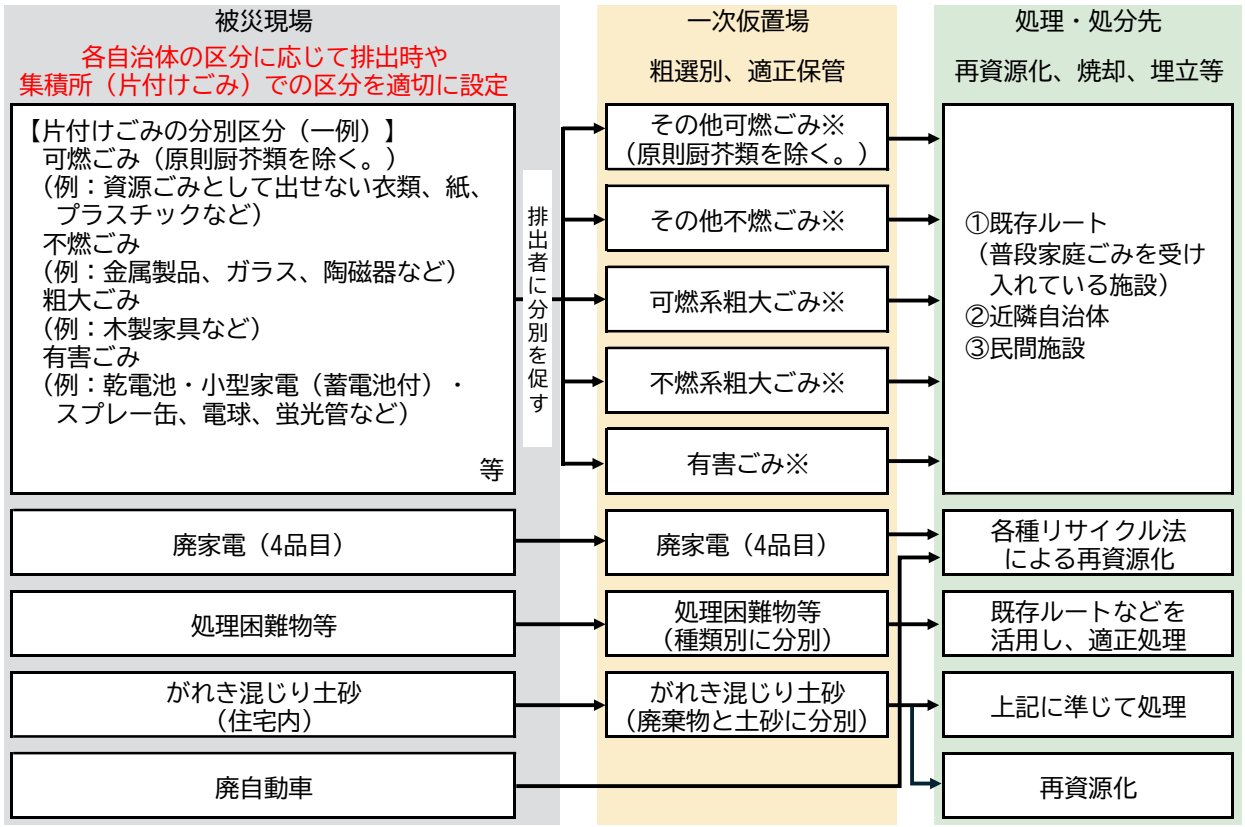
区は、道路状況や地域の被災状況を踏まえ、必要に応じて地区集積所及び一次仮置場を確保する。区民及び災害ボランティア等は、区が周知する排出ルールに基づき、片付けごみを分別して排出する。大型ごみ、廃家電等については、災害時の処理方針、収集運搬体制、既存処理ルート、リサイクル料金の取扱い等を踏まえ、排出方法及び収集方法を整理し、区民へ周知する。

片付けごみの処理の基本的な流れは、以下のとおりである。



図 1-9-1　片付けごみの処理の基本的な流れ

出典：「片付けごみ処理対策連携マニュアル」（令和５年３月　環境省近畿地方環境事務所）p.11 を基に作成



※ 処理・処分先の受入基準に合わせて、適宜より詳細な選別等を行う。

図 1-9-2　片付けごみの処理フロー例

出典：「片付けごみ処理対策連携マニュアル」（令和５年３月　環境省近畿地方環境事務所）p.18

２　解体廃棄物の処理の流れ

解体廃棄物は、損壊家屋等の解体・撤去に伴い発生する木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物等であり、応急対策期から復旧・復興期にかけて継続的に発生する。

解体廃棄物は、解体現場で可能な限り分別し、再資源化又は適正処理を行うことを基本とする。特別区災害廃棄物処理対策本部は処理先の確保状況や発生量に応じて、二次仮置場、積替保管場所又は仮設処理施設の設置を検討する。

解体廃棄物の処理の基本的な流れは、以下のとおりである。



図 1-9-3　解体廃棄物の処理の基本的な流れ

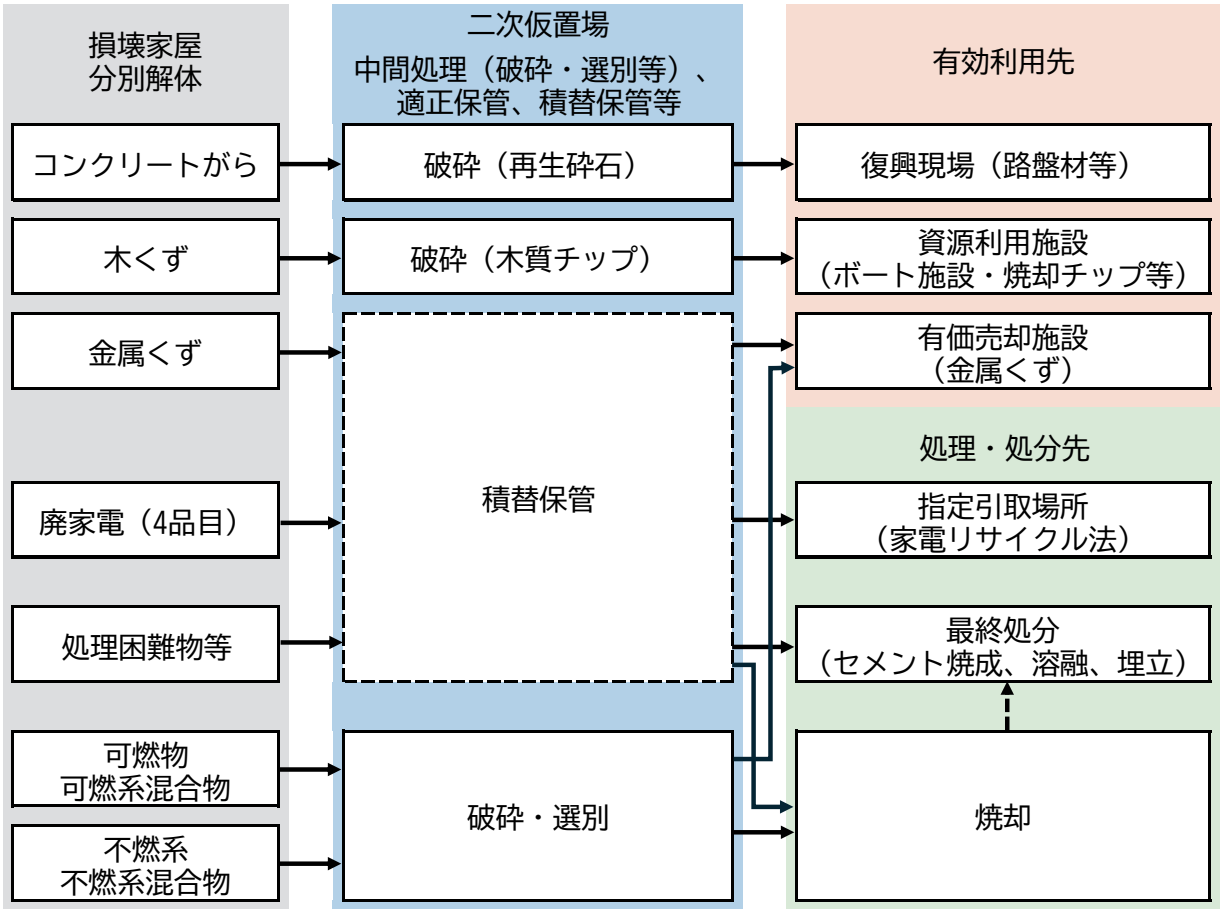


図 1-9-4　解体廃棄物の処理フロー例

出典：「片付けごみ処理対策連携マニュアル」（令和５年３月　環境省近畿地方環境事務所）p. 21

３　し尿等の処理の流れ

災害用トイレに伴い発生するし尿等は、使用するトイレの種類及び排出形態により、収集・運搬及び処理方法が異なる。

携帯トイレ及び簡易トイレにより発生する使用済み携帯トイレ等（便袋）は、衛生面に配慮して分別・保管したうえで、可燃ごみとして収集し、清掃工場等で焼却処理することを基本とする。ただし、使用済み携帯トイレ等は水分量が多く、焼却施設への負荷が高くなることが想定されるため、清掃工場等の受入状況を踏まえ、必要に応じて収集量、搬入量及び搬入時期を調整する。

また、収集・積込み時に袋の破損等により内容物が飛散するおそれがあるため、臭気、漏えい、感染症、害虫等に配慮した保管・排出方法を周知するとともに、必要に応じて平ボディ車等による収集・運搬を検討する。

仮設トイレ、貯留型マンホールトイレ等に貯留されたし尿は、バキューム車等により収集し、水再生センター又は東京都下水道局指定のし尿入孔場所等へ搬入して処理する。収集に当たっては、災害時協定等に基づき、協定締結事業者、委託事業者、足立清掃事務所等と連携し、バキューム車及び作業人員の確保を行う。

し尿等の処理の基本的な流れは、以下のとおりである。

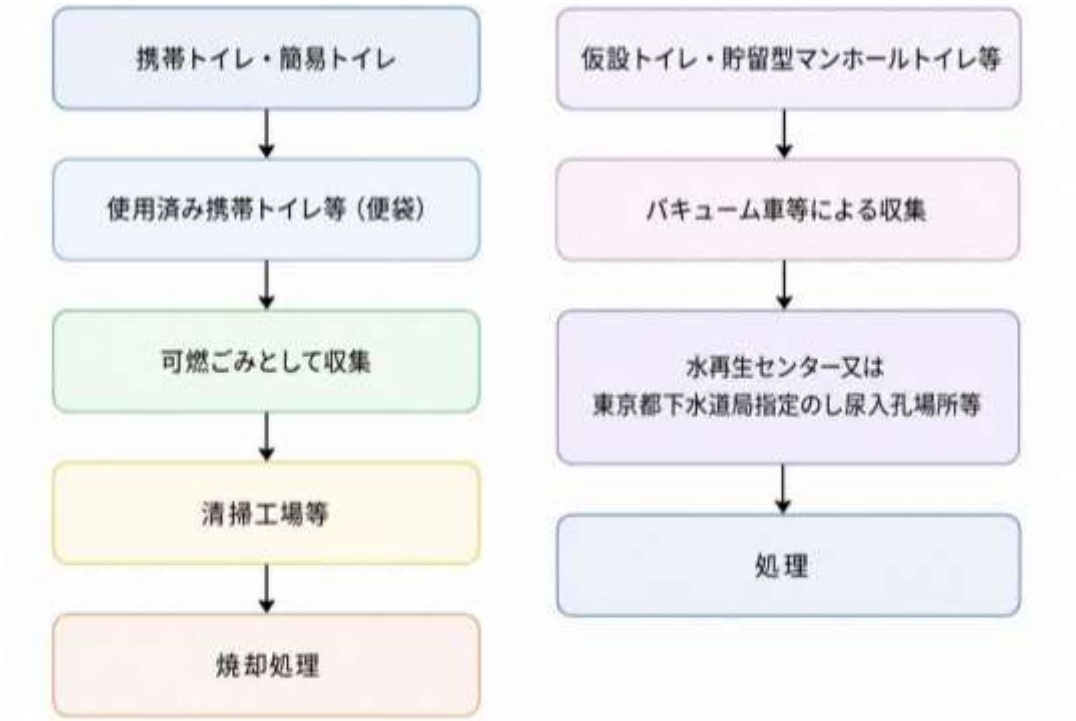


図 1-9-5　し尿等の処理の基本的な流れ

４　風水害時の特徴と課題

風水害時の災害廃棄物処理では、地震時と比べて、片付けごみの排出が早期に集中しやすいこと、浸水範囲や排水状況により地域差が大きいこと、水分や土砂を含む廃棄物が多く発生すること、腐敗や汚水の流出等により衛生・環境面の課題が生じやすいことに留意する必要がある。

浸水により水分や土砂を含んだ片付けごみ、泥状物、流出物、腐敗性廃棄物等が発生することが想定される。特に、水分を含んだ畳、家具、布団、家電、食品等は、悪臭、害虫、カビ等の発生により、生活環境及び公衆衛生上の支障を生じるおそれがあるため、早期の排出状況の把握及び優先的な収集・搬出を検討する。

また、浸水被害が発生した地域では、道路の通行可否、浸水深、排水状況、土砂や泥の堆積状況、家屋内外の片付けごみの発生状況等を確認し、収集運搬車両の進入可否、地区集積所及び一次仮置場の使用可否、搬入出経路等を整理する。

なお、風水害時の災害廃棄物は、浸水範囲、水位低下の時期、道路啓開及び排水状況により排出時期や排出量が大きく変動するため、実際の被害状況に応じて、発生量、仮置場必要面積、収集運搬体制等を随時見直すものとする。

第２章　平時の備え

第１節　庁内組織体制の検討

災害廃棄物処理を円滑に推進するためには、実効性のある組織体制の構築が不可欠である。この体制は、特別区と東京都が緊密に連携することを前提とし、一体的な組織の下で共通認識を共有しながら、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を目指す必要がある。そのため、都の処理計画に基づき検討を行う。

災害発生時においては、がれき部を総務班、受援班、資源管理班及び処理班の 4 班に区分し、各班が所掌する業務を実施する。

表 2-1-1　がれき部の業務内容

班･担当区分		業務内容	平時の担当課
総務班	総合調整担当	指揮命令、総括	環境部（ごみ減量推進課）
		各班･担当との連絡調整	環境部（ごみ減量推進課）
		災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計	環境部（ごみ減量推進課）
		必要な仮置場の面積や施設の処理能力の把握	環境部（ごみ減量推進課）
		推進計画又は実行計画の策定	環境部（ごみ減量推進課）
		全般に関する進行管理	環境部（ごみ減量推進課）
		その他業務	環境部（ごみ減量推進課）
	財務担当	予算管理（要求、執行）	
		業務の発注状況の管理	
		国庫補助のための災害報告書の作成	
	渉外担当	他行政	環境部（環境政策課）
		その他	環境部（ごみ減量推進課） 環境部（環境政策課）
	広報担当	区民等	環境部（環境政策課）
		区民か	環境部（環境政策課）
		パブリシ	環境部（環境政策課）
	許認可担当	処理施	
		産業廃棄物処理の届出	
受援班	受入担当	支援の受入管理（学識経験者、他自治体、事業者団体等）、受援内容の記録	
	配置担当	受け入れた支援の配属先管理、支援側と受援側のマッチング	
資源管理班	仮置場担当	仮置場の確保、設置･運営（仮設処理施設の運営も含む。）、撤去	
	施設担当	処理施設の被害情報の把握	環境部（環境政策課）
		処理施設の復旧支援	
		被災施設の代替処理施設の確保、支援	
		必要資機材の管理、確保、支援	
処理班	処理･処分担当	道路啓開に伴う廃棄物対応	足立清掃事務所
		公共施設の解体対応	
		家屋解体対応（窓口業務、り災証明交付業務との連携、解体現場立会い）	地域のちから振興部（地域調整課）
		最終処分に関する調整	足立清掃事務所
		復興資材利用先に関する調整、選別後物の品質管理	
		処理困難物の処理	足立清掃事務所
		処理に関する進行管理（処理済量、搬出予定量）	足立清掃事務所
	環境･指導担当	民間事業者の指導	環境部（生活環境保全課）
		不法投棄、不適正排出対策	環境部（生活環境保全課）

検討中

第２節　協定の締結および関係機関との連携体制

大規模災害時には、災害廃棄物の収集・運搬、仮置場の設置・運営、解体・撤去、処理・処分、資機材の確保等について、区単独で対応することが困難となることが想定される場合がある。

そのため、平時から東京都、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、協定締結事業者、関係団体等との連携体制を整理し、災害時に速やかに協力を要請できる体制を構築する。

１　協定の締結及び内容の確認

区は、災害廃棄物処理に必要となる業務について、関係事業者及び関係団体・機関との協定の締結を進めるとともに、既存協定の内容を定期的に確認する。

確認する主な事項は、表 2-2-1 のとおりである。

表 2-2-1　協定において確認する主な事項

項目	確認内容
支援内容	収集・運搬、仮置場運営、解体・撤去、処理・処分、資機材提供、人員派遣等
連絡先	担当部署、担当者、電話番号、メールアドレス、緊急連絡先
要請方法	要請の手順、様式、連絡手段、要請時に伝達する情報
対応可能範囲	対応可能な地域、業務内容、車両・重機・資機材、人員数
費用負担	費用算定方法、契約方法、支払方法、国庫補助対象との関係
災害時の制約	事業者自身の被災、燃料不足、道路被害、人員不足等への対応

２　関係機関との連携体制

区は、災害廃棄物処理を円滑に実施するため、平時から関係機関との役割分担及び連絡体制を整理する。

関係機関との主な連携内容は、特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインに示される災害廃棄物処理の原則、業務スケジュール及び関係主体の役割を踏まえ、足立区において平時から確認しておくべき事項として整理する。

表 2-2-2　主な関係機関との連携内容

関係機関	主な連携内容
東京都	技術的支援、広域処理の調整、国への支援要請、民間処理施設の情報提供、最終処分に係る調整
特別区	災害廃棄物処理に係る情報共有、相互支援、共同処理、二次仮置場及び処理施設への搬入調整
東京二十三区清掃一部事務組合	清掃工場等の処理施設の被害状況及び稼働状況の共有、中間処理に係る調整
東京二十三区清掃協議会	特別区及び清掃一組との連絡調整、収集運搬体制及び処理体制の確保に係る調整
協定締結事業者等	収集・運搬、仮置場の設置・運営、解体・撤去、処理・処分、資機材提供等
社会福祉協議会・ 災害ボランティアセンター等	被災家屋からの片付けごみの搬出支援、要配慮者への支援、ボランティアへの分別ルール周知
警察、消防、自衛隊、 道路管理者等	道路啓開、救助活動、交通規制、災害廃棄物の搬出経路確保等に係る情報共有

３　災害時の協力要請手順の整理

区は、災害時に協定締結先等へ速やかに協力を要請できるよう、平時から要請手順を整理する。

協力要請の基本的な流れは、以下のとおりである。



図 2-2-1　協力要請の基本的な流れ

４　災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の活用

区単独では十分な災害廃棄物処理体制の構築が困難な場合又は専門的な技術支援が必要となる場合は、東京都及び環境省関東地方環境事務所等と調整し、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の活用を検討する。

D.Waste-Net は、国が集約する災害廃棄物処理に係る知見及び技術を有効に活用し、各地における災害対応力の向上につなげるため、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等により構成される人的支援ネットワークである。

D.Waste-Net の活用に当たっては、災害廃棄物の発生状況、仮置場の設置・運営状況、処理困難物の発生状況、処理方針及び災害廃棄物処理実行計画の検討状況等を整理し、東京都を通じて必要な支援内容を調整する。

また、平時から D.Waste-Net の支援内容、要請手順、東京都及び環境省関東地方環境事務所等との連絡体制を確認し、災害時に円滑に支援を受けられるよう備える。

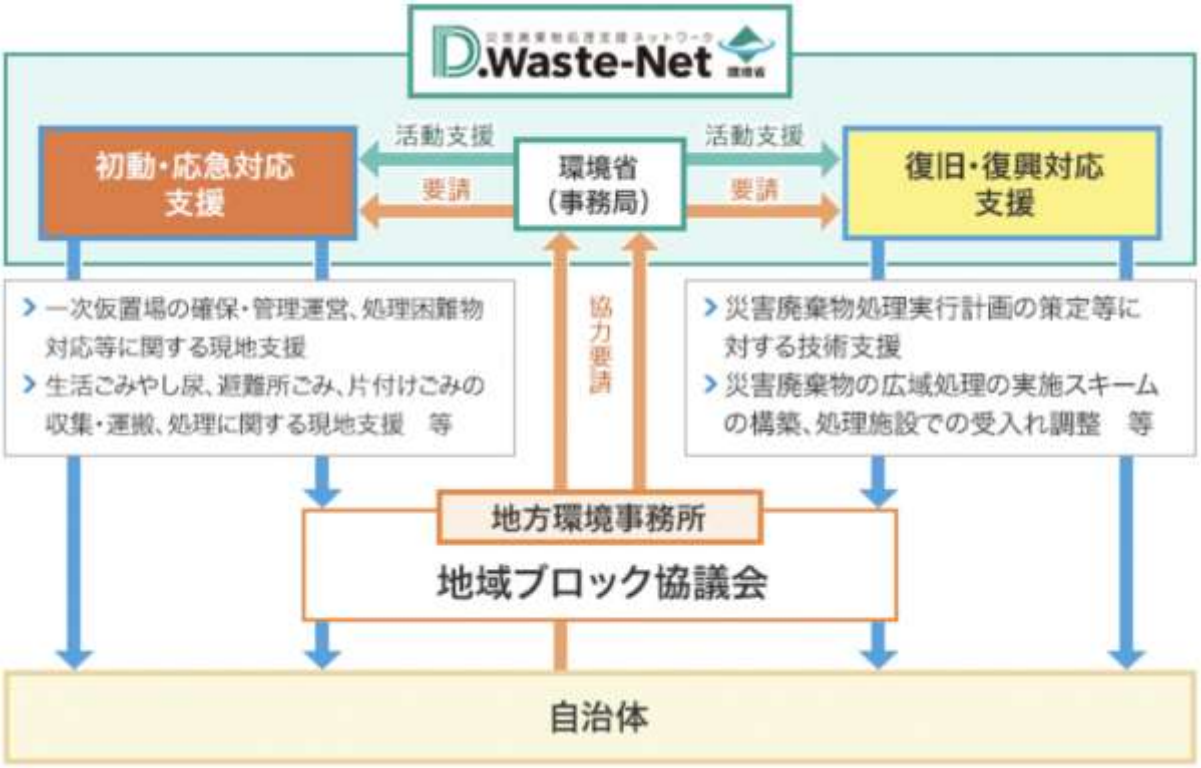


図 2-2-2　D.Waste-Net による支援体制

出典：環境省災害廃棄物対策情報サイト「D.Waste-Net の災害時の支援の仕組み」

５　平時からの情報更新及び訓練

区は、協定締結先及び関係機関の連絡先、支援可能内容、保有車両・重機・資機材等を定期的に確認し、災害廃棄物処理マニュアル等に反映する。

また、協定締結先及び関係機関との連携を実効性のあるものとするため、可能な限り情報伝達訓練、図上訓練、仮置場設置訓練等を通じて、協力要請手順及び連携体制を確認し、必要に応じて見直しを行う。

第３節　生活ごみ・避難所ごみの処理

災害時においても、区民生活に伴い発生する生活ごみの処理を継続するとともに、避難所の開設に伴い発生する避難所ごみを適正に処理する必要がある。

生活ごみ及び避難所ごみが長期間収集されない場合、悪臭、害虫の発生等により、生活環境及び公衆衛生上の支障が生じるおそれがある。そのため、区は平時から、足立清掃事務所を中心とした収集運搬体制、収集作業の一時中止・再開判断、避難所におけるごみ保管場所、収集計画の策定方法等を整理し、災害時に速やかに対応できる体制を整備する。

１　生活ごみの処理体制の整理

生活ごみは、災害時においても継続して発生するため、平時の収集・処理体制を基本としつつ、道路被害、処理施設の稼働状況、収集車両・人員・燃料の確保状況等に応じて、収集運搬体制を確保する。

区は、災害時においても可能な限り平時の収集体制を継続できるよう、足立清掃事務所を中心に、収集運搬体制、収集ルート、清掃工場等の処理施設との連携方法を整理する。

また、道路被害、車両・燃料不足、処理施設の稼働状況等により平時と同様の収集が困難となる場合に備え、ごみ・資源収集運搬作業の一時中止基準、収集再開の判断方法、優先的に収集するごみの種類、収集頻度の見直し、収集曜日・排出場所の変更等について、平時から検討する。

特に、生ごみ等の腐敗性が高いごみは、生活環境及び公衆衛生への影響が大きいため、優先的に収集することを基本とする。一方で、衛生上直ちに支障が生じにくいごみについては、収集体制が整うまでの間、家庭内での一時保管を区民へ協力要請することも想定する。

表 2-3-1　生活ごみ処理に係る平時の整理事項

項目	平時に整理する内容
収集運搬体制	足立清掃事務所を中心とした収集車両、人員、燃料、委託業者等の確保方法
一時中止判断	道路被害、交通規制、人命救助活動等に伴う収集運搬作業の一時中止基準
収集再開判断	避難指示の解除状況、道路状況、処理施設の受入状況、車両・人員の確保状況等を踏まえた再開判断
収集ルート	平時の収集ルートを基本とした代替ルート、優先収集区域、搬入先の整理
優先収集	生ごみ等の腐敗性が高いごみ、衛生上早期収集が必要なごみの取扱い
家庭内一時保管	収集体制が整うまでの間、生活ごみの家庭内一時保管を要請する場合の周知方法
発生量・処理量	ごみの発生量及び処理量の推計方法、処理施設への搬入量の確認方法
区民周知	収集再開、収集停止、分別変更、排出抑制、家庭内一時保管等に関する広報方法

２　避難所ごみの処理体制の整理

避難所ごみは、避難所の開設に伴い発生するごみであり、容器包装、段ボール、食品残さ、衣類、衛生用品、携帯トイレ等の発生が想定される。

避難所ごみの発生量は、避難所の開設状況及び避難者数に応じて変動するため、平時から想定避難者数に基づく発生量を把握し、保管場所、収集頻度、収集車両、搬入先等の検討に活用する。都心南部直下地震における避難所ごみ発生量の推計結果は、表 2-3-2 のとおりである。

なお、水害については、避難所避難者数等を推計した資料が無いため、ここでは地震災害の避難所ごみ発生量を検討する。実際の災害発生時には、避難所の開設状況、避難者数、在宅避難者の状況等を踏まえ、避難所ごみの発生量を適宜見直すものとする。

表 2-3-2　避難所ごみ発生量の推計結果

対象災害	避難所 避難者数（人）	１人１日当たりの 生活ごみ排出量（g/人・日）	避難所ごみ 発生量（t/日）
都心南部直下地震	191,288	560.2	107

※　本推計は、1 人 1 日当たりの生活ごみ排出量を用いて算出したものであり、使用済み携帯トイレ等は含まない。使用済み携帯トイレ等については、第 2 章第 4 節に基づき別途処理体制を整理する。

区は、避難所の開設状況及び避難者数に応じて避難所ごみを適正に収集･処理できるよう、避難所担当部署と連携し、平時から避難所の開設状況の確認方法、ごみ保管場所、収集方法、分別・保管方法等を整理する。

避難所では、生活環境及び衛生環境を保全するため、避難所内又は敷地内にごみの一時保管場所を確保し、可燃ごみ（食品残さを含む）、不燃ごみ、プラスチック、資源物、段ボール、使用済み携帯トイレ等の分別区分を定める。

また、避難所のごみ保管場所については、収集車両の進入経路、避難者の動線、悪臭・害虫の発生防止、雨水対策、飛散防止等を考慮して設定する。

表 2-3-3　避難所ごみ処理に係る平時の整理事項

項目	平時に整理する内容
避難所情報	避難所の位置、開設予定施設、想定避難者数
分別区分	可燃ごみ（食品残さを含む）、不燃ごみ、プラスチック、資源物、段ボール、使用済み携帯トイレ等
保管場所	避難所敷地内における一時保管場所、雨水対策、飛散防止対策
収集方法	収集車両の進入経路、収集頻度、収集開始時期
衛生管理	悪臭、害虫、腐敗性廃棄物、感染症対策等への対応
連絡体制	避難所担当部署、清掃担当部署、収集事業者との連絡方法
周知方法	避難者、避難所運営者、ボランティア等への分別ルールの周知

３　生活ごみ・避難所ごみと災害廃棄物の混合防止

生活ごみ及び避難所ごみは、片付けごみや解体廃棄物等の災害廃棄物と混合すると、収集運搬及び処理に支障が生じるおそれがある。

このため、区は、生活ごみ、避難所ごみ、片付けごみ等の排出場所及び排出方法を区民に明確に周知し、混合排出の防止を図る。

特に、発災直後は片付けごみが短期間に集中して排出されることが想定されるため、通常のごみ集積所、地区集積所、一次仮置場の役割を区別し、適正な排出を促す。

片付けごみ等については、路上や空き地等への排出を禁止し、区が定める排出方法及び仮置場の開設状況に基づき排出するよう周知する。

生活ごみ及び避難所ごみは、原則として災害廃棄物の仮置場には搬入せず、清掃工場等の既存処理施設へ搬入することを基本とする。ただし、道路被害や処理施設の稼働状況等により通常の処理が困難な場合は、関係機関と調整のうえ、代替的な収集運搬方法又は一時保管方法を検討する。

４　関係機関との連携

区は、生活ごみ及び避難所ごみを円滑に処理するため、平時から関係部署及び関係機関との連携体制を整理する。

表 2-3-4　生活ごみ・避難所ごみ処理に係る主な連携内容

関係先	主な連携内容
足立清掃事務所	生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬、収集ルート作成、収集運搬作業の一時中止・再開判断
ごみ減量推進課	災害廃棄物処理方針との整合、発生量・処理量の推計、区民周知、関係機関調整
避難所担当部署	避難所の開設状況、避難者数、ごみ保管場所、避難所内の分別ルール等の共有
東京二十三区清掃一部事務組合	清掃工場等の稼働状況、搬入可否、搬入量調整等の確認
収集運搬事業者等	収集車両、人員、燃料、収集ルート、収集開始時期等の調整
東京都・特別区・ 東京二十三区清掃協議会等	必要に応じた広域支援、受援調整、処理施設及び収集運搬体制に係る情報共有
避難所運営者・ボランティア等	避難所内の分別、保管、排出ルールの周知及び運用支援

第４節　災害用トイレのし尿処理

災害時には、断水、停電、下水道施設の被害等により、水洗トイレが使用できなくなるおそれがある。この場合、避難所や家庭等において、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ等の災害用トイレを使用することとなり、使用済み携帯トイレ等の収集・処理及び仮設トイレ等のし尿収集・運搬体制を確保する必要がある。

災害用トイレの確保、配置、運用及び衛生管理については、「足立区災害時のトイレ確保・管理計画」に基づき対応し、本節では、災害用トイレの使用に伴い発生するし尿及び使用済み携帯トイレ等の収集・運搬・処理に係る平時の備えを整理する。

し尿処理が滞ると、悪臭、害虫の発生、感染症リスクの増大等により、生活環境及び公衆衛生上の支障が生じるおそれがある。そのため、区は、平時から下水道施設及び処理施設の被害確認方法、災害用トイレの設置状況の把握方法、使用済み携帯トイレ等の排出・収集方法、し尿収集車両の確保、搬入先との調整、協定締結事業者への支援要請手順等を整理し、災害時に速やかに処理できる体制を整備する。

１　し尿処理体制の検討条件

災害時におけるし尿処理体制を検討するため、避難所避難者数、上下水道支障影響人数、マンホールトイレ利用者数等を踏まえ、し尿収集必要量及び仮設トイレ必要基数を推計する。都心南部直下地震における推計結果は、表 2-4-1 及び表 2-4-2 のとおりである。

なお、水害については避難所避難者数等を推計したデータが無いため、本推計では地震災害におけるし尿収集必要量及び仮設トイレ必要基数を検討する。実際の災害発生時には、避難所の開設状況、避難者数、断水状況、下水道施設の被害状況、災害用トイレの設置状況等を踏まえ、し尿収集必要量及び仮設トイレ必要基数を見直すものとする。

表 2-4-1　し尿収集必要量

対象災害	時期	避難所 避難者数(人)	上下水道支障 影響人数(人)	ﾏﾝﾎｰﾙﾄｲﾚ 利用者数(人)	災害時における し尿収集必要 人数(人)	し尿収集 必要量(L/日)
都心南部直下地震	発災～３日	153,024	269,036	48,600	239,220	406,674
	～１週間	191,288	142,690	48,600	214,311	364,329
	～２週間	145,046	112,402	19,440	182,085	309,545
	～１か月	98,805	38,508	19,440	98,897	168,125
	１か月～	52,563	0	19,440	33,401	56,782

この推計結果を踏まえ、区は、発災直後から２週間程度にかけてし尿収集需要が高まることを想定し、し尿収集車両、作業人員、搬入先、収集ルート及び協定締結事業者への支援要請手順を平時から整理する。

２　使用済み携帯トイレ等の処理

携帯トイレ及び簡易トイレは、断水や下水道施設の被害により水洗トイレが使用できない場合に、避難所や家庭等で使用される。使用済み携帯トイレ等は、生活ごみや避難所ごみと混合しないよう衛生面に配慮して保管し、区が定める排出方法に基づき収集・処理する。

避難所等において使用した携帯トイレは、発災後４日後を目途に、可燃ごみとして、避難所ごとに指定するごみ集積所から回収する。また、自宅等において使用した携帯トイレは、ごみの収集が再開するまでの間、各家庭で保管し、収集再開後に可燃ごみとして、通常のごみ集積所に排出することを基本とする。

区は、平時から使用済み携帯トイレ等の保管方法、排出方法、収集開始時期、収集場所及び区民・避難所への周知方法を整理する。

表 2-4-2　使用済み携帯トイレ等の処理に係る平時の整理事項

項目	平時に整理する内容
対象	避難所、家庭等で使用した携帯トイレ、簡易トイレ等
保管方法	臭気、漏えい、雨水、感染症対策等に配慮した保管方法
避難所での排出	避難所ごとに指定するごみ集積所、排出開始時期、分別方法
家庭での排出	収集再開までの家庭内保管、収集再開後の通常ごみ集積所への排出方法
収集方法	可燃ごみとしての収集方法、収集頻度、収集ルート
周知方法	区民、避難所運営者、避難者、ボランティア等への使用方法・排出方法の周知

３　仮設トイレ等のし尿収集体制の整理

仮設トイレ、貯留型マンホールトイレ等の使用に伴い発生するし尿については、バキューム車等により収集し、水再生センター又は東京都下水道局指定のし尿入孔場所等へ搬入する。

区は、災害時にし尿収集を円滑に実施するため、平時から下水道施設、処理施設、し尿入孔場所、収集車両、作業人員、燃料、資機材等の確認方法を整理する。

し尿収集車の積載量及び調達見込み台数は、表 2-4-3 のとおりである。

表 2-4-3　し尿収集車の積載量及び調達見込み台数

項目	数量	備考
し尿収集車の積載量	3,000L／台	平均値
し尿収集車の調達見込み	最大 14 台	委託や協定によるものを含む。

表 2-4-4　し尿収集に係る平時の整理事項

項目	平時に整理する内容
収集対象	仮設トイレ、貯留型マンホールトイレ、汲み取り便槽を使用する世帯等から発生するし尿
収集車両	し尿収集車の保有・調達見込み台数、使用可能台数、配車方法
作業人員	協定締結事業者、委託事業者、関係職員等の作業体制
収集ルート	仮設トイレ設置場所、汲み取り便槽を使用する世帯、搬入先を踏まえた収集ルート
搬入先	水再生センター、東京都下水道局指定のし尿入孔場所等への搬入方法
支援要請	車両、人員、資機材が不足する場合の支援要請先及び要請手順
記録管理	収集量、搬入量、搬入先、作業日時、費用関係資料等の記録方法

４　下水道・処理施設等の確認体制の整理

区は、災害時におけるし尿の収集運搬及び搬入処理に備え、平時から下水道施設、処理施設、し尿入孔場所等の確認方法及び連絡体制を整理する。

発災後は、東京都下水道局等と連携し、下水道施設の被害状況、水再生センター等の受入状況、東京都下水道局指定のし尿入孔場所の使用可否を速やかに把握する。また、避難所等における仮設トイレ等の設置状況を確認し、し尿収集運搬体制の構築に活用する。

表 2-4-5　下水道・処理施設等に係る確認事項

項目	確認内容
下水道施設	下水道管、マンホールトイレ、排水設備等の被害状況及び使用可否
水再生センター等	受入可否、受入可能量、受入時間、搬入時の留意事項
し尿入孔場所	東京都下水道局指定のし尿入孔場所の位置、使用可否、搬入経路
避難所等	仮設トイレ、マンホールトイレ等の設置状況、使用状況、し尿発生状況
道路状況	収集運搬車両の通行可否、搬入経路、交通規制等
連絡体制	東京都下水道局、東京都、特別区、協定締結事業者、避難所担当部署等との連絡方法

５　協定締結事業者等への支援要請

区は、し尿収集車両、作業人員、資機材等が不足する場合に備え、平時から協定締結事業者等への支援要請手順を整理する。

区と個別に締結しているし尿収集車両等に関する協定については、特別区災害廃棄物処理対策本部における共同処理の実施決定までの間、区からの要請に基づき活用する。

また、特別区全体で共同処理を実施する場合は、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会等と連携し、し尿の収集運搬及び処理に係る協定等に基づき対応する。

６　関係機関との連携

区は、災害時のし尿処理を円滑に実施するため、平時から関係部署及び関係機関との連携体制を整理する。

表 2-4-7　し尿処理に係る主な連携内容

関係先	主な連携内容
ごみ減量推進課	し尿処理に係る総合調整、下水道施設・処理施設の被害状況確認、協定締結事業者への支援要請、搬入先との調整
足立清掃事務所	し尿収集作業計画の作成、収集運搬の実施、収集ルート作成、協定締結事業者との現場調整
環境政策課	避難所及び避難場所等における仮設トイレ設置状況の把握、関係部署への情報共有
避難所担当部署	避難所の開設状況、避難者数、災害用トイレの設置状況、使用状況の共有
東京都下水道局	下水道施設、水再生センター、指定し尿入孔場所等の被害状況及び受入可否の確認
東京都・特別区・ 東京二十三区清掃協議会等	車両、人員、資機材、処理先等が不足する場合の広域支援及び受援調整
協定締結事業者等	し尿収集車両、作業人員、資機材の提供及び収集運搬作業への協力
区民・避難所運営者	災害用トイレの使用方法、使用済み携帯トイレ等の分別・保管方法、収集日等に関する周知及び衛生管理への協力

第５節　仮置場候補地の選定

災害時には、被災家屋から排出される片付けごみ、損壊家屋等の解体・撤去に伴う解体廃棄物、道路啓開等に伴い発生するがれき等が短期間に大量に発生することが想定される。

これらの災害廃棄物を生活ごみ等と混合させず、適正かつ迅速に処理するためには、災害の種類、被害状況、道路状況、処理施設の受入状況等を踏まえ、必要に応じて地区集積所、一次仮置場等を確保し、分別・保管・搬出を行う必要がある。

そのため、区は平時から、災害廃棄物の種類、発生時期、発生場所、搬入者、必要面積、周辺環境への影響等を踏まえ、仮置場候補地の考え方を整理するとともに、発災時に関係部署及び関係機関と調整のうえ、速やかに開設可否を判断できる体制を整備する。

１　仮置場等の区分

本計画で想定する主な仮置場等の基本区分を表 2-5-1 に、各仮置場等について平時に整理する事項を表 2-5-2 に示す。

表 2-5-1　仮置場等の区分

区分	役割	設置主体	設置時期	確認事項
地区集積所	区民が排出する片付けごみを集積する場所	足立区 （がれき部）	発災直後～初動期	・被災状況 ・片付けごみの排出状況
応急集積場所	応急活動に伴い発生するがれき等を一時的に受け入れ・保管する場所	足立区 （がれき部）	初動期～応急対策期	・災害廃棄物発生状況 ・処理施設受入状況
一次仮置場	地区集積所から搬出された片付けごみを集積し、粗選別・一時保管を行う場所	足立区 （がれき部）	初動期～応急対策期	・片付けごみ発生状況 ・処理施設受入状況
二次仮置場	解体廃棄物等を集約し、中間処理を行う場所	特別区	応急対策期以降	・解体廃棄物発生量 ・広域処理の必要性

表 2-5-2　仮置場等ごとの平時整理事項

区分	平時に整理する事項
地区集積所	設置方法、場所の把握方法、受入品目、分別区分、排出ルール、区民・災害ボランティアへの周知方法、要配慮者への搬出支援方法、区職員による巡回方法、委託事業者等による一次仮置場への搬出方法、必要に応じた管理・運営支援の確保方法
一次仮置場	候補地、必要面積、搬入出経路、分別配置、管理運営方法、処理施設等への搬出方法、環境保全対策、受付・記録方法
二次仮置場	特別区全体での設置要否の検討、搬入調整、仮設処理施設・資源化物一時保管場所との連携、広域処理との調整、一次仮置場等からの搬出方法

片付けごみについては、被災地域内の地区集積所等に排出された後、区が収集し、一次仮置場において粗選別・一時保管を行ったうえで、処理施設等へ搬出することを基本とする。

地区集積所は、区が設置の要否及び設置場所を判断し、区民が片付けごみを分別して排出する場所として運用する。生活ごみは地区集積所には持ち込まず、通常のごみ集積所に排出する。

発災後は、概ね３日後から片付けごみ等の排出が本格化することが想定されるが、水害時には浸水が解消した後、短期間に大量の片付けごみが排出される傾向がある。被害状況や道路状況等を踏まえ、必要に応じて地区集積所の設置及び運用を検討する。

地区集積所の管理・運営に当たっては、区職員による巡回、委託事業者等による一次仮置場への搬出、必要に応じた管理・運営支援の確保等により対応することを基本とする。

地区集積所の運用期間は、片付けごみの排出状況、一次仮置場への搬出状況、地域の生活環境への影響等を踏まえて判断し、一定期間経過後は通常の収集ルートや区が定める排出方法へ移行することを検討する。

一方、損壊家屋等の解体・撤去に伴い発生する解体廃棄物については、特別区全体で調整される二次仮置場等への搬入対象となることが想定される。区は、解体廃棄物の発生見込み、処理施設の受入状況、二次仮置場等の設置状況等について、特別区災害廃棄物処理対策本部等を通じて情報共有及び搬入調整を行う。

なお、道路啓開、救助活動、公共施設等の応急対応に伴い発生するがれき等について、一時的な受入れ又は保管が必要となる場合は、応急集積場の使用を検討する。

表 2-5-3　仮置場等の設置時期

	初動期				応急対策期	復旧・復興期
	～24 時間	～１日	～３日	～１週間	～３週間	～３年
応急集積場所						
地区集積所						
一次仮置場						
二次仮置場						

２　地区集積所及び一次仮置場の必要面積の整理

仮置場候補地の選定に当たっては、片付けごみ発生量、搬入時期、分別区分、搬出先及び処理施設の受入状況等を踏まえ、地区集積所及び一次仮置場の必要面積をあらかじめ把握しておく必要がある。

地区集積所及び一次仮置場の必要面積は、片付けごみの必要搬入量、余裕分、集積量、見かけ比重、積上げ高さ、作業スペース等を踏まえて推計する。推計結果は、表 2-5-4 のとおりである。

なお、表 2-5-4 に示す必要面積は、候補地の規模及び配置を検討するための概算目安であり、実際に一か所又は一時点で全量を確保することを意味するものではない。実際の運用では、被災地域、片付けごみの排出状況、搬出先の受入状況、候補地の使用可否等を踏まえ、複数の候補地を組み合わせて必要面積を確保するとともに、必要に応じて面積を見直すものとする。

表 2-5-4　地区集積所及び一次仮置場の必要面積の推計結果

対象災害	仮置量(t)	地区集積所必要面積		一次仮置場必要面積	
		㎡	ha	㎡	ha
都心南部直下地震	56,935	70,510	7.1	28,204	2.8
荒川氾濫	171,049	279,588	28.0	111,835	11.2

３　仮置場候補地の選定方針

区は、災害時に迅速に地区集積所及び一次仮置場を確保できるよう、平時から候補地の把握及び整理を行う。

候補地の整理に当たっては、災害時の指定、未活用の区有地、都市計画公園、応急仮設住宅候補地、災害活動拠点等の指定状況、避難場所等としての利用状況、周辺環境、車両の搬入出経路等を踏まえ、仮置場等としての活用可能性を確認する。

現時点で区が把握している地区集積所及び一次仮置場の候補地数及び面積は、表 2-5-5 のとおりである。なお、候補地は、災害時における被害状況、避難者の利用状況、道路状況、浸水状況、施設被害、他用途での利用状況等により使用できない場合があるため、発災後に関係部署及び関係機関と調整のうえ、開設可否を判断する。

また、候補地の詳細な所在地、面積、管理者、利用上の留意事項等については、資料編に整理する。

表 2-5-5　地区集積所及び一次仮置場の候補地数と面積

区分	箇所数	面積
一次仮置場候補地	18 か所	331,394.33 ㎡（約 33ha）
地区集積所候補地	267 か所	790,419.20 ㎡（約 79ha）

※　全て区立公園。指定状況等を踏まえ、災害時には候補地の追加、変更又は使用可否の見直しを行う場合がある。

表 2-5-6　仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目

項目		条件	理由
所有者		• 公有地が望ましい（市区町村有地、県有地、国有地）。 • 地域住民との関係性が良好である。 • （民有地の場合）地権者の数が少ない。	• 災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。
面積	地区集積所	• 片付けごみを一時集積できる広さがあること。 • 被災地域内又は近傍に複数箇所確保できることが望ましい。	• 区民が排出しやすくするため。 • 路上排出や生活ごみとの混合を防ぐため。
	一次仮置場	• 片付けごみの受入れ、粗選別、一時保管、搬出作業に必要な広さがあること。 • 推計結果を踏まえ、複数候補地で必要面積を確保できることが望ましい。	• 地区集積所等から搬出された片付けごみを円滑に処理するため。 • 分別、保管、車両動線、重機作業のスペースを確保するため。
平時の土地利用		• 農地、校庭、海水浴場等は避けたほうがよい。	• 原状復旧の負担が大きくなるため。
他用途での利用		• 応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。	• 当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。
望ましいインフラ（設備）		• 使用水、飲料水を確保できること。（貯水槽で可）	• 火災が発生した場合の対応のため。 • 粉じん対策、夏場における熱中症対策のため。
		• 電力が確保できること。（発電設備による対応も可）	• 仮設処理施設等の電力確保のため。
土地利用規制		• 諸法令（自然公園法、文化財保護法、土壌汚染対策法等）による土地利用の規制がない。	• 手続、確認に時間を要するため。
土地基盤の状況		• 舗装されているほうがよい。 • 水はけの悪い場所は避けたほうがよい。	• 土壌汚染、ぬかるみ等の防止のため。
		• 地盤が硬いほうがよい。	• 地盤沈下が発生しやすいため。
		• 暗渠排水管が存在しないほうがよい。	• 災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため。
		• 河川敷は避けたほうがよい。	• 集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため。 • 災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため。
地形・地勢		• 平坦な土地がよい。起伏が少ない土地がよい。	• 廃棄物の崩落を防ぐため。 • レイアウトの変更が難しいため。
		• 敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ないほうがよい。	• 迅速な仮置場の整備のため。
土地の形状		• 変則形状でないほうがよい。	• レイアウトが難しくなるため。
道路状況		• 前面道路の交通量は少ない方がよい。	• 災害廃棄物の搬入搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。
		• 前面道路は幅員 6.0m 以上がよい。二車線以上がよい。	• 大型車両の相互通行のため。
搬入・搬出ルート		• 車両の出入口を確保できること。	• 災害廃棄物の搬入搬出のため。
輸送ルート		• 高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅、港湾(積出基地)に近いほうがよい。	• 広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため。
周辺環境		• 住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい。 • 企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所がよい。	• 粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため。
		• 鉄道路線に近接していないほうがよい。	• 火災発生時の鉄道への影響を防ぐため。
被害の有無		• 各種災害（津波、洪水、液状化、土石流等）の被災エリアでないほうがよい。	• 二次災害の発生を防ぐため。
その他		• 道路啓開の優先順位を考慮する。	• 早期に復旧される運搬ルートを活用するため。

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年　環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）【技 18-3】p.2 を基に作成

４　仮置場候補地の管理

区は、仮置場候補地について、候補地一覧、位置図、面積、土地所有者、施設管理者、接道条件、搬入出経路、使用上の制約、周辺施設、浸水想定、必要資機材等を整理し、災害廃棄物処理マニュアル等に反映する。

また、候補地については、平時から関係部署と情報共有を行うとともに、必要に応じて現地確認を行い、発災時に速やかに開設可否を判断できるようにする。

表 2-5-7　仮置場候補地台帳に整理する主な事項

項目	整理内容
基本情報	名称、所在地、土地所有者、施設管理者、面積、平時の用途
使用区分	地区集積所、一次仮置場、道路啓開等に伴う一時的な受入場所等
使用条件	使用可能面積、開設可能時期、使用可能期間、平時利用との調整事項
搬入出条件	搬入口、搬出口、搬入出経路、車両待機場所、周辺道路幅員
災害時制約	浸水想定、液状化、火災延焼、施設被害、避難者利用等による制約
必要資機材	案内表示、カラーコーン、バー、ブルーシート、敷鉄板、消火器、受付用品等
周知・調整先	施設管理者、町会・自治会、関係部署、協定締結事業者、警察・消防等
原状復帰	使用前後の写真記録、土壌調査、清掃、補修、返還方法

５　仮置場等における分別・搬出管理の考え方

地区集積所及び一次仮置場では、災害廃棄物の再資源化及び適正処理を進めるため、受入品目、分別区分、保管場所、搬入出動線、搬出先等を整理する必要がある。

地区集積所では、区民が排出する片付けごみについて、可燃物、不燃物、木くず、金属くず、廃家電、畳、処理困難物等の分別区分を定め、生活ごみとの混合、便乗ごみ、不法投棄等を防止する。

一次仮置場では、地区集積所等から搬出された片付けごみを受け入れ、粗選別・一時保管を行ったうえで、処理施設、民間処理施設、資源化施設等へ搬出する。搬出に当たっては、搬入量、搬出量、保管量、分別状況、搬出先、搬出時期等を記録し、災害廃棄物発生量の見直し、処理施設との搬入調整、災害廃棄物処理実行計画の作成等に活用する。

また、仮置場等では、粉じん、騒音、振動、悪臭、害虫、火災、不法投棄、雨水流出等が発生するおそれがあるため、周辺環境への影響を踏まえ、散水、飛散防止、巡回、搬入物確認、立入管理、消火設備の配置等の環境保全・安全対策を検討する。

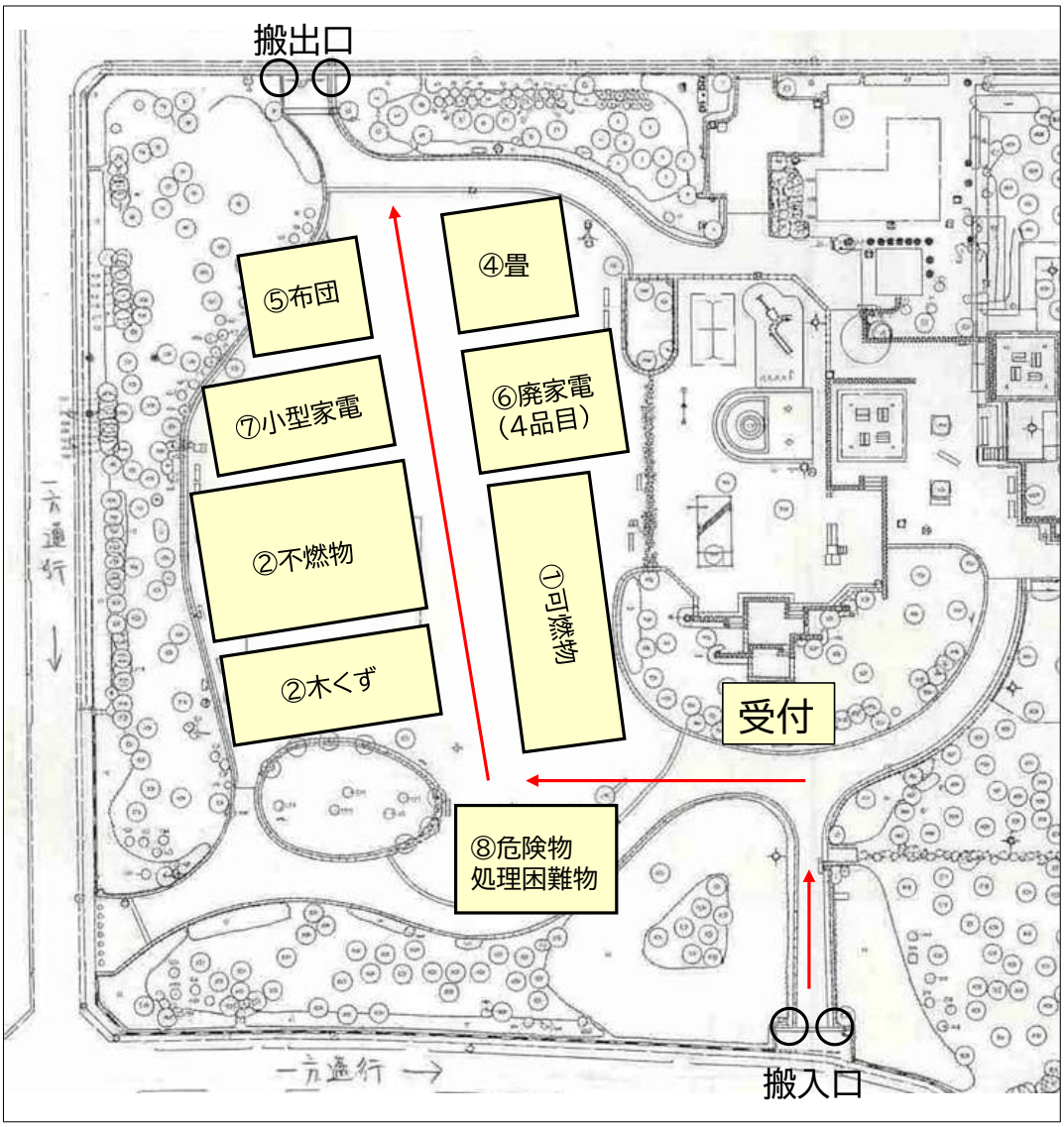


図 2-5-1　地区集積所のレイアウト例

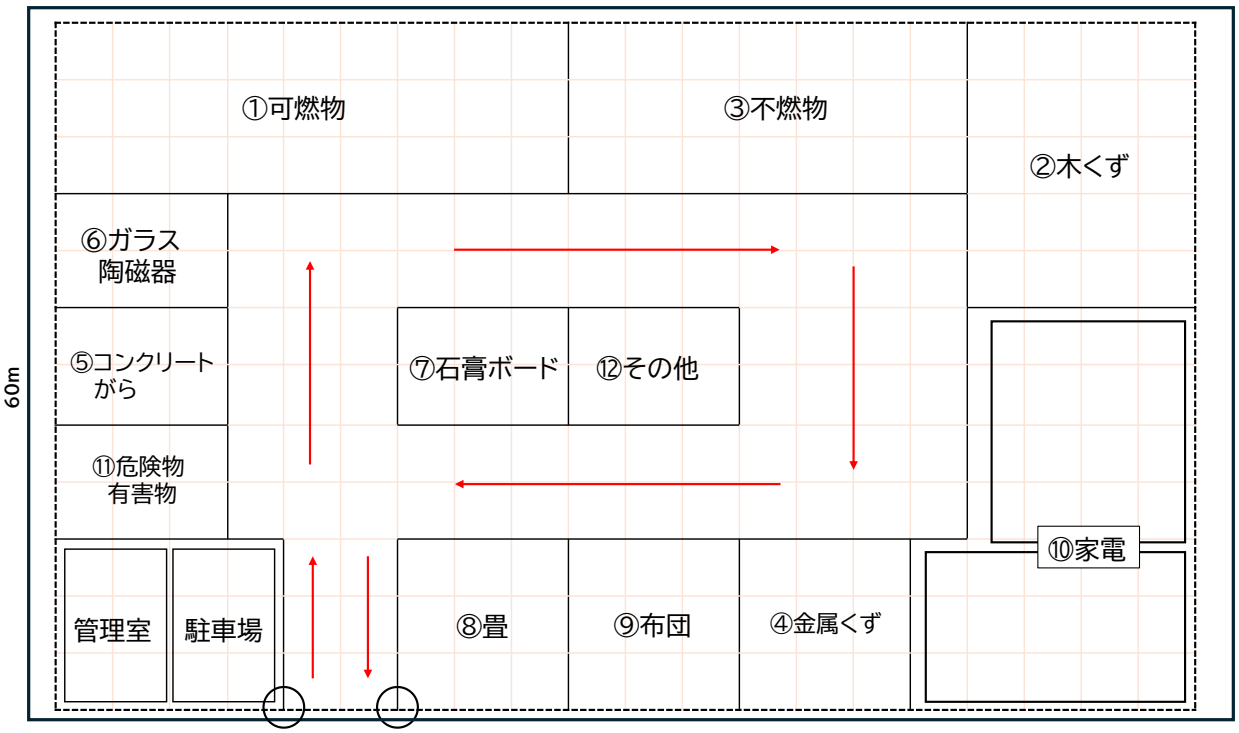


図 2-5-2　一次仮置場のレイアウト例

【留意事項】

- 仮置場内の渋滞や混雑を避けるため、一方通行の導線とする。
- 分別区分ごとの看板及び配置図を設置する。
- 災害廃棄物は種類ごとに発生量や体積の違いを考慮しスペースを配分する。
- 受付および管理室の目から届くよう危険物・有害物を配置するよう配慮する。
- 火災時の延焼拡大を防ぐため、可燃物系と不燃系の廃棄物は交互に配置する。
- 搬出時も考慮し、四隅からでも重機が通れるような配置を心がける。

6　仮置場における環境保全及び安全対策

区は、仮置場等の設置・運営に伴う生活環境への影響を抑制するため、平時から環境保全及び安全対策を整理する。

仮置場等では、粉じん、騒音、振動、悪臭、害虫、火災、不法投棄、土壌汚染、雨水流出等が発生するおそれがあるため、必要に応じて飛散防止、散水、養生、消火器の設置、立入管理、搬入物確認、苦情対応、環境測定等を実施する。

また、重機や搬入車両が出入りすることから、作業員、搬入者、周辺住民等の安全確保に十分配慮し、車両動線、歩行者動線、誘導員の配置、標識の設置等について平時から検討する。

表 2-5-8　災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例
大気	・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・フレコンバッグへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時の分別や目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・仮置場の積上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・ＰＣＢ等の有害廃棄物の分別保管
臭気	・災害廃棄物からの悪臭	・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シート ・による被覆等
水質	・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年　環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）【技 18-5】p.1

７　仮置場候補地の見直し

区は、仮置場候補地について、足立区地域防災計画、災害廃棄物処理マニュアル、避難所運営に関する計画等との整合を図りながら、定期的に見直しを行う。

また、仮置場候補地の利用可否、面積、搬入出経路、周辺環境、他用途との競合、必要資機材等について、訓練や現地確認を通じて確認し、必要に応じて候補地一覧及び開設手順を更新する。

災害時の具体的な開設手順、運営方法、受付方法、記録様式等については、別冊の災害廃棄物処理マニュアル等に基づき対応するものとする。

第６節　公費解体の実施体制

損壊家屋等の解体・撤去は、原則として所有者の責任により実施するものである。ただし、大規模災害により多数の損壊家屋等が発生し、生活環境の保全、公衆衛生の確保及び早期の復旧・復興を図るうえで必要がある場合には、国及び東京都の方針、特別区における共同処理の状況等を踏まえ、区が所有者等の申請を受けて公費解体を実施することが想定される。

公費解体を実施する場合には、対象範囲の確認、申請受付、対象建物の確認、所有者等の確認、解体事業者等の確保、解体廃棄物の収集運搬・処理、環境保全対策、記録管理、国庫補助金対応等、多岐にわたる業務が発生する。

そのため、区は平時から、公費解体の実施に必要となる庁内体制、関係機関との連携方法、区民への周知方法、解体廃棄物の処理方法等を整理し、発災後に速やかに実施体制を構築できるよう備える。

１　公費解体に向けた基本的な考え方

公費解体の対象範囲、実施時期、申請方法、費用負担等については、災害の規模、被害状況、国及び東京都の通知、特別区における共同処理の方針等を踏まえ、発災後に決定する。

また、損壊家屋等の解体・撤去には、緊急性や実施時期に応じて、緊急的な解体、自費解体に係る費用償還、公費解体等の対応が想定される。区は、国及び東京都の方針を確認したうえで、これらの取扱いを整理し、区民へ分かりやすく周知する。

なお、公費解体の具体的な受付手順、申請様式、審査方法、契約方法等については、発災後の国及び東京都の方針を踏まえ、別冊の災害廃棄物処理マニュアル等において整理する。

２　公費解体に向けた平時の整理事項

区は、公費解体を円滑に実施するため、平時から、庁内関係部署の役割分担、申請受付体制、対象建物の確認方法、解体事業者等の確保方法、解体廃棄物の処理方法、環境保全対策、記録管理等を整理する。

公費解体に向けた主な整理事項は、表 2-6-1 のとおりである。

表 2-6-1　公費解体に向けた平時の整理事項

項目	平時に整理する内容
実施方針	国及び東京都の方針確認、対象範囲、実施時期、優先順位、特別区との連携方針
受付体制	申請受付窓口、相談対応、受付方法、問い合わせ対応、区民への周知方法
対象確認	り災証明、対象建物、被害状況、所有者及び権利関係、現地確認方法
事業者確保	解体事業者、収集運搬事業者、処理事業者、調査・測量等の専門事業者の確保方法
解体廃棄物	解体現場での分別、搬出経路、搬出先、処理施設又は二次仮置場等への搬出方法
環境保全対策	アスベスト、有害物質、粉じん、騒音、振動、火災、交通安全等への対応
記録管理	申請、現地確認、解体前後写真、搬出量、処理量、契約、支払、補助金関係資料等の整理

３　公費解体の実施体制の整理

公費解体は、申請受付から解体廃棄物の処理、国庫補助金対応まで長期間にわたる業務となることが想定される。また、建物の所有者確認、権利関係の確認、り災証明、解体工事、環境保全、収集運搬、処理施設との調整等、複数の部署及び関係機関にまたがる対応が必要となる。

区は、発災後に速やかに実施体制を構築できるよう、平時から庁内関係部署、特別区、東京都、協定締結事業者、解体事業者、収集運搬事業者、処理施設等との役割分担及び連絡体制を整理する。

表 2-6-2　公費解体に係る主な連携内容

関係先	主な連携内容
ごみ減量推進課	公費解体に係る方針整理、解体撤去事業者との連絡調整、特別区災害廃棄物処理対策本部及び協定団体等との連絡調整、国庫補助金事務に係る庁内調整
足立清掃事務所	被災家屋の解体撤去及び解体廃棄物の運搬に係る作業計画の作成、搬出経路、搬出先、車両・燃料等の調整
環境政策課	庁内及び関係機関との総合調整、区民への周知、災害対策本部等への報告、記録作成
生活環境保全課	解体撤去等における環境保全対策、有害物質の情報収集、アスベスト飛散防止に係る対応方針及び関係機関との調整
地域調整課・ 各区民事務所等	被災家屋の解体、がれき撤去等に係る申請受付、区民からの相談対応
り災証明担当部署等	り災証明の発行状況、被害認定情報、申請内容との整合確認
建築主管部署等	建物の危険度、建物構造、倒壊危険性等に係る情報共有及び助言
道路管理者・警察等	搬出経路、交通規制、道路通行支障、車両誘導等に係る調整
特別区・東京都・ 清掃一組・清掃協議会	二次仮置場、処理施設、広域処理、共同処理、運搬車両等の支援に係る調整
協定締結事業者・ 解体事業者等	解体撤去、収集運搬、処理・処分、資機材提供、現地調査、記録作成等への協力

４　解体廃棄物の処理との連携

公費解体により発生する解体廃棄物は、木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物、有害廃棄物等に分別し、可能な限り再資源化及び適正処理を行う。

解体廃棄物は、解体現場で可能な限り分別したうえで、処理施設、資源化施設又は特別区全体で調整する二次仮置場等へ搬出することを基本とする。搬出先及び搬出方法については、災害廃棄物の発生量、処理施設の受入状況、特別区における共同処理の状況等を踏まえて調整する。

また、アスベストを含む建材、有害物質、危険物等が確認される場合は、関係部署及び専門事業者と連携し、作業員及び周辺住民の安全確保並びに生活環境の保全に配慮して対応する。

５　公費解体実施体制等の見直し

区は、公費解体に係る国及び東京都の制度改正、特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインの更新、過去災害における事例等を踏まえ、必要に応じて実施体制を見直す。

また、公費解体に係る申請様式、受付手順、審査方法、契約方法、記録様式、国庫補助金対応資料等の具体的な手順については、別冊の災害廃棄物処理マニュアル等において整理する。

第７節　区職員への訓練等

災害時に災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、平時から区職員が本計画及び災害廃棄物処理マニュアルの内容を理解し、発災後の役割、対応手順、関係機関との連携方法等を把握しておく必要がある。

特に、災害廃棄物処理は、生活ごみ・避難所ごみ、し尿、片付けごみ、仮置場、公費解体、国庫補助金対応等、複数の業務にまたがるため、庁内関係部署が共通認識を持ち、発災時に円滑に連携できる体制を整備することが重要である。

そのため、区は平時から、職員への周知、研修、図上訓練、情報伝達訓練、仮置場設置訓練等を継続的に実施し、災害時の対応力の向上を図る。

１　職員への周知及び研修

区は、本計画及び災害廃棄物処理マニュアルの内容について、庁内関係部署の職員に周知し、災害時の役割分担、初動対応、情報収集、協力要請、仮置場の設置・運営、区民への広報等について理解を深める。

また、人事異動等により担当者が変更となる場合でも、災害時の対応に支障が生じないよう、定期的に研修を実施し、必要な知識及び経験の継承を図る。

２　訓練の実施

区は、災害廃棄物処理に係る実効性を高めるため、庁内関係部署、特別区、東京都、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、協定締結事業者等と連携し、必要に応じて訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、災害時に想定される課題を踏まえ、情報収集、連絡調整、協力要請、仮置場設置、区民周知等の対応を確認する。

また、区単独で研修会や訓練を実施することが困難な場合は、環境省、東京都、特別区等が実施する研修会、図上訓練、情報伝達訓練等へ積極的に参加し、災害廃棄物処理に係る知識及び対応力の向上を図る。参加により得られた知見や課題については、庁内関係部署で共有し、本計画及び災害廃棄物処理マニュアルの見直しに活用する。

表 2-7-1　訓練の主な内容

区分	主な内容
職員研修	本計画、災害廃棄物処理マニュアル、庁内組織体制、各担当の役割、災害廃棄物処理の流れ等の周知
情報伝達訓練	被害状況、道路状況、避難所開設状況、処理施設の稼働状況、仮置場候補地の使用可否等に係る情報共有手順の確認
図上訓練	発災後の時系列に沿った対応、庁内関係部署との役割分担、協定締結先への要請、特別区・東京都等との連携手順の確認
仮置場設置訓練	仮置場候補地の現地確認、受付、搬入物確認、車両誘導、分別配置、安全対策、環境保全対策等の確認
広報訓練	生活ごみ、片付けごみ、災害用トイレ、仮置場、公費解体等に関する区民向け周知内容及び周知手段の確認
関係機関連携訓練	特別区、東京都、清掃一組、清掃協議会、協定締結事業者、災害ボランティアセンター等との連絡調整及び支援要請手順の確認
外部研修・訓練への参加	環境省、東京都、特別区等が実施する研修会、図上訓練、情報伝達訓練等への参加及び参加後の庁内共有

３　訓練結果の反映

区は、訓練の実施後、訓練で確認された課題、改善点、関係部署からの意見等を整理し、必要に応じて本計画、災害廃棄物処理マニュアル、協定締結先との連絡体制、各種様式等の見直しに反映する。

また、東京都や特別区が実施する研修、訓練、連絡会等にも必要に応じて参加し、他自治体の事例や災害対応の知見を収集し、区の災害廃棄物処理体制の強化に活用する。

第８節　区民への啓発、広報

災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、区による収集運搬体制や仮置場の確保だけでなく、区民、事業者、災害ボランティア等が、生活ごみ、避難所ごみ、し尿、片付けごみ、解体廃棄物等の排出方法や分別ルールを理解し、適正な排出に協力することが重要である。

特に、発災直後は片付けごみが短期間に集中して排出されることが想定され、路上や空き地等への不適正排出、便乗ごみの排出、生活ごみとの混合等が発生した場合、収集運搬や処理に支障が生じるおそれがある。

そのため、区は平時から、災害時におけるごみの排出方法、分別方法、仮置場の利用方法、災害用トイレの使用済み携帯トイレ等の排出方法、公費解体に関する基本的な考え方等について、区民等への啓発及び広報内容を整理する。

１　平時から周知する主な内容

区は、災害時に区民等が混乱なく適正に廃棄物を排出できるよう、平時から周知すべき内容を整理する。

周知に当たっては、通常の生活ごみ、避難所ごみ、使用済み携帯トイレ等、片付けごみ、解体廃棄物の違いを分かりやすく示し、それぞれの排出場所、分別方法、排出時期、搬入可否等を明確にする。

表 2-8-1　平時から周知する主な内容

区分	主な周知内容
生活ごみ	災害時の収集継続・一時中止・再開に関する考え方、家庭内一時保管を要請する場合の対応、分別方法
避難所ごみ	避難所内での分別、保管場所、排出方法、避難所運営者及び避難者への周知事項
災害用トイレ	携帯トイレ・簡易トイレ等の使用方法、使用済み携帯トイレ等の保管方法及び排出方法
片付けごみ	地区集積所、一次仮置場等の役割、排出場所、受入品目、分別区分、搬入方法、路上や空き地等への排出禁止
処理困難物等	家電リサイクル法対象品目、有害廃棄物、危険物、消火器、ガスボンベ、スプレー缶等の取扱い
公費解体	公費解体の対象範囲、申請方法、受付時期等は発災後に国・東京都等の方針を踏まえて周知すること
災害ボランティア	片付けごみの搬出支援時における分別ルール、排出場所、搬出時の注意事項
不適正排出の防止	便乗ごみ、不法投棄、野焼き、生活ごみと片付けごみの混合排出等の禁止

２　周知・広報の手段

発災後は、通信障害、停電、避難生活等により、区民が利用できる情報手段が限られることも想定されるため、区公式ホームページ、SNS、防災行政無線、広報紙、避難所掲示、町会・自治会、マンション管理組合、災害ボランティアセンター等、複数の手段を組み合わせて情報発信を行う。

３　広報内容の事前整理

区は、発災後に速やかに区民等へ情報発信できるよう、平時から広報文案、Ｑ＆Ａ、チラシ、ホームページ掲載内容等を整理する。高齢者、障がい者、外国人、在宅避難者等にも情報が届くよう、やさしい日本語、多言語対応、図表やイラストの活用、避難所や地域団体を通じた周知等について検討する。

特に、生活ごみの収集一時中止・再開、片付けごみの路上排出禁止、地区集積所及び一次仮置場の開設、災害用トイレの使用済み携帯トイレ等の排出、公費解体に関する問い合わせ等については、区民への影響が大きいため、分かりやすい表現で周知できるよう準備する。

また、広報内容は、災害の種類、被害状況、道路状況、処理施設の稼働状況、仮置場の開設状況等に応じて変更が必要となるため、発災後の状況に応じて随時更新することを前提に整理する。

４　関係機関との連携

区は、区民等への啓発及び広報を円滑に実施するため、平時から庁内関係部署、町会・自治会、マンション管理組合、社会福祉協議会、災害ボランティアセンター、協定締結事業者等との連携体制を整理する。

また、東京都、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会等から提供される災害廃棄物処理に関する情報についても、必要に応じて区民向け広報に反映する。

表 2-8-2　区民への啓発・広報に係る主な連携内容

関係先	主な連携内容
環境政策課	庁内及び関係機関との総合調整、区公式ホームページ・SNS 等による情報発信、災害対策本部等への報告
ごみ減量推進課	生活ごみ、片付けごみ、仮置場、公費解体等に係る周知内容の作成、排出ルールの整理
足立清掃事務所	収集運搬状況、収集一時中止・再開、収集ルート、搬入先等に係る情報提供
報道広報担当部署	報道発表、区公式媒体、防災行政無線、広報紙等を活用した周知
避難所担当部署	避難所ごみ、使用済み携帯トイレ等の分別・保管・排出方法に係る避難所内周知
町会・自治会、マンション管理組合等	地域住民への排出ルール、地区集積所等の情報共有
社会福祉協議会・ 災害ボランティアセンター等	ボランティアに対する片付けごみの分別・搬出ルールの周知
東京都・特別区・ 清掃一組・清掃協議会	処理施設の稼働状況、共同処理、広域処理等に関する情報共有

第３章　初動前期（発災後３日目まで）

第３章では、発災から概ね３日目までの初動前期に実施する主な対応について示す。初動前期は、災害廃棄物処理体制の立ち上げや被害情報の収集を行うとともに、生活ごみ・避難所ごみ及びし尿への対応、仮置場の設置準備等を並行して進める重要な時期である。図 3-0-1 に初動前期における主な対応の流れを示す。

図 3-0-1　初動前期における主な対応（タイムライン）

対応項目	発災直後	～1 日	～2 日	～3 日
初動体制構築				
情報収集・連絡				
生活ごみ・避難所ごみ				
し尿処理				
仮置場設置				
災害廃棄物処理開始				
区民周知				
特別区との連携				

※各対応は災害規模や被害状況に応じて並行して実施するものであり、実施時期は目安である。

第１節　初動体制の構築

発災直後は、人命救助、避難誘導、初期消火、二次被害防止等の応急活動が優先される。職員は、まず自身の安全を確保したうえで、各部が定める初動対応に基づき行動する。

災害対策本部が設置された場合又は災害の規模、被害状況等から災害廃棄物処理に係る対応が必要と認められる場合は、環境部を中心にがれき部を構成し、災害廃棄物処理に係る初動体制を構築する。

がれき部は、庁内関係部署と連携し、被害状況、道路状況、避難所の開設状況、清掃工場等の処理施設の稼働状況、収集運搬体制、仮置場等の確保状況等の把握を開始する。また、生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬継続可否、片付けごみの排出抑制及び仮置場等の開設要否について、初動期における判断に必要な情報を整理する。

１　地震時の初動体制

地震発生時には、職員の安全確保、参集状況の確認、庁内連絡体制の確保を行ったうえで、足立区災害対策本部の設置状況及び被害状況を踏まえ、がれき部の初動体制を構築する。

がれき部は、第２章第１節で整理した班体制を基本として、総務班、受援班、資源管理班及び処理班の各班において、災害廃棄物処理に必要な情報収集、庁内調整、関係機関との連絡、収集運搬体制の確認、仮置場等の開設準備、処理施設等の状況確認を開始する。

また、道路被害、建物被害、火災被害、避難所開設状況等により、平時と同様の収集運搬体制を確保できない場合があるため、生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬継続可否及び収集方法の変更について、関係部署及び関係機関と協議を開始する。

２　風水害時の初動体制

風水害時には、気象情報、河川水位、降雨予測、避難情報等に基づき、事前に被害発生のおそれを把握し、災害対応に備えることが重要である。

区は、台風の接近、大雨、河川水位の上昇等により災害対応が必要と判断される場合は、災害対策本部の設置状況を踏まえ、環境部を中心にがれき部の体制構築又は準備体制への移行を行う。

風水害時には、浸水の有無、排水状況、道路の通行可否、避難所の開設状況等により、ごみ・資源の収集運搬の中止・再開判断、避難所ごみの収集ルート、使用済み携帯トイレ等の収集方法、片付けごみの排出時期及び地区集積所等の開設要否を検討する必要がある。

なお、河川氾濫等の甚大な被害が発生しなかった場合であっても、避難所の開設、ごみ・資源の収集運搬の一時中止、道路状況の変化等により、収集運搬体制の確認及び区民への周知が必要となる場合がある。

３　初動体制構築時の主な確認事項

初動体制の構築に当たっては、表 3-1-1 に示す事項を速やかに確認し、後続の情報収集、収集運搬、仮置場、し尿処理、区民周知等の対応につなげる。

表 3-1-1　初動体制構築時の主な確認事項

区分	主な確認事項
職員体制	職員の安全確保、参集状況、庁内連絡体制、がれき部の体制構築状況
災害対策本部	災害対策本部の設置状況、庁内各部との連絡調整、災害対応方針
被害状況	建物被害、浸水被害、火災被害、道路被害、避難所開設状況
収集運搬	生活ごみ、避難所ごみ、し尿、ごみ・資源収集運搬の継続可否、車両・人員・燃料の状況
処理施設等	清掃工場、不燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、水再生センター等の被害状況及び受入可否
仮置場等	地区集積所、一次仮置場、応急集積場等の開設要否、候補地の使用可否
関係機関	東京都、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、協定締結事業者等との連絡体制
区民周知	収集運搬の変更、排出抑制、片付けごみの排出方法、仮置場等の開設状況等に関する周知の要否

第２節　情報収集・連絡

発災直後は、被害状況、道路状況、避難所の開設状況、処理施設の稼働状況、収集運搬体制等が短時間で変化するため、災害廃棄物処理に必要な情報を迅速かつ継続的に収集・整理する必要がある。

区は、災害対策本部、庁内関係部署、東京都、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、協定締結事業者等と連携し、生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬継続可否、片付けごみの排出状況、仮置場等の開設要否、処理施設等への搬入可否等の判断に必要な情報を収集する。

収集した情報は、がれき部内及び関係部署と速やかに共有し、後続の収集運搬、し尿処理、仮置場設置、区民周知、関係機関への支援要請等に活用する。また、情報が更新された場合は、関係部署間で速やかに共有し、古い情報に基づく判断や重複対応が生じないよう留意する。

１　情報収集

発災後、環境部および区は、災害廃棄物処理にあたり必要な情報を事前に整理し、災害対策本部と連携して組織体制を構築する。情報収集にあたって、平常時の連絡手段が確保できない場合を想定し、非常電源や無線等を含む複数の通信手段（電話、FAX、メール、携帯電話、防災行政無線、MCA 無線等）を活用する。さらに、参集する職員は途上においても災害状況の把握に努めるとともに、状況の変化に応じた情報収集の時期についても適切に検討する。

（１）収集すべき情報

表 3-2-1　収集すべき情報一覧（1/2）

	収集事項	収集時期（初動・応急対策・復旧復興）	担当部署
生活ごみ・避難所ごみ	避難所の開設状況、避難者数、ライフラインの被害状況	初動	がれき部
	ごみ集積所の被災・稼働状況	初動	がれき部
	医療救護所の開設状況	初動	
	清掃一組管理施設の被災・稼働状況	初動、応急対策	がれき部
	民間処理施設の被災・稼働状況	初動、応急対策	がれき部
	雇上業者の被災・稼業状況、配車可能台数	初動、応急対策	担当部署調整中
	清掃一組・清掃協議会の配車可能台数	初動、応急対策	
	生活ごみ・避難所ごみの発生推計	応急対策	
	ごみ処理実施計画の進捗状況	応急対策、復旧復興	がれき部

表 3-2-1　収集すべき情報一覧（2/2）

	収集事項	収集時期 （初動・応急対策・復旧復興）	担当部署
し尿	避難所の開設状況、避難者数、ライフラインの被害状況	初動	がれき部
	仮設トイレの設置状況	初動	がれき部
	マンホールトイレを設置可能なマンホールの状況	初動	
	下水処理場の被災・稼働状況	初動	がれき部
	清掃一組管理施設の被災・稼働状況	初動、応急対策	がれき部
	民間し尿処理施設の被災・稼働状況	初動、応急対策	がれき部
	し尿収集車の稼働可能台数	初動・応急対策	がれき部
	収集対象のし尿発生量推計	応急対策	
	し尿処理実施計画の進捗	応急対策	がれき部
仮置場	応急集積場所の状況	初動	がれき部
	地区集積所の設置、稼働状況	初動	がれき部
	一次仮置場の設置、稼働状況	初動、応急対策、復旧復興	がれき部
災害廃棄物	道路の被害、障害物の状況	初動	担当部署調整中 都市建設部
	道路啓開の進捗状況	初動	がれき部
	道路啓開用重機、運搬車両提供先の状況	初動	
	家屋等の倒壊及び焼失状況（全半壊の損壊家屋数、解体を要する損壊家屋）	初動	がれき部
	協定先、処理業者の被害・稼働状況	初動、応急対策、復旧復興	がれき部
	災害廃棄物の発生量推計	初動、応急対策、復旧復興	がれき部
	運搬車両等の広域支援要請	初動、応急対策、復旧復興	
	広域処理の調整に係る支援要請	応急対策、復旧復興	がれき部
	災害廃棄物処理計画の進捗状況	応急対策、復旧復興	
	再資源化処理に係る支援要請	応急対策、復旧復興	
その他	職員の参集状況	初動	
	国庫補助金の申請	応急対策、復旧復興	

（２）連絡体制

災害時における情報収集・連絡手段は、足立区地域防災計画に基づき、固定電話、携帯電話、電子メール、防災行政無線等を活用する。また、通信障害等により通常の連絡手段が使用できない場合は、代替通信手段や職員による伝令等を活用し、関係機関との情報共有及び連絡体制の確保を図る。

２　情報の整理・共有

区は、収集した情報について、情報の取得日時、情報源、担当部署、確認状況、対応状況等を整理し、がれき部内で共有する。

発災直後は、被害状況や処理施設の稼働状況、道路状況、避難所の開設状況等が短時間で変化するため、収集した情報は随時更新し、古い情報に基づく判断や重複した対応が生じないよう留意する。

また、収集した情報は、生活ごみ・避難所ごみの収集運搬継続可否、し尿収集体制、地区集積所・一次仮置場・応急集積場の開設要否、片付けごみの排出方法、区民への周知内容、関係機関への支援要請等の判断に活用する。

特に、区民への広報に関わる情報については、災害対策本部等と調整し、発信内容を一元化したうえで、区公式ホームページ、SNS、広報車、避難所掲示等を通じて周知する。

表 3-2-2　情報整理・共有時の主な確認事項

項目	主な確認内容
情報源	災害対策本部、庁内関係部署、東京都、特別区、清掃一組、清掃協議会、協定締結事業者、現地確認、区民通報等
取得日時	情報を取得した日時、更新日時、確認日時
担当部署	情報を収集・確認した担当部署、対応を行う担当部署
確認状況	未確認、確認中、確認済み、対応中、対応完了等の状況
共有先	がれき部内、災害対策本部、関係部署、東京都、特別区、清掃一組、清掃協議会等
活用内容	収集運搬継続可否、仮置場等の開設判断、処理施設への搬入調整、区民周知、支援要請等

第３節　生活ごみ・避難所ごみ処理

発災直後においても、生活ごみ及び避難所ごみは継続して発生するため、区は、道路被害、収集車両・人員・燃料の確保状況、清掃工場等の処理施設の稼働状況等を確認し、可能な限り収集運搬体制を維持する。

１　生活ごみの収集運搬体制の確認

ごみ減量推進課と足立清掃事務所は、収集車両、人員、燃料、収集ルート、清掃工場等への搬入可否を確認し、生活ごみの収集運搬を継続できるか判断する。

道路被害、交通規制、救助活動、処理施設の受入停止等により通常の収集が困難な場合は、収集運搬作業の一時中止、収集頻度の見直し、優先収集品目の設定、代替収集ルートの検討等を行う。

特に、生ごみ等の腐敗性が高く、生活環境及び公衆衛生への影響が大きいものについては、優先的な収集を検討する。一方で、衛生上直ちに支障が生じにくいごみや資源については、収集再開までの間、家庭内での一時保管を区民へ協力要請することを検討する。

２　避難所ごみの発生状況の確認

区は、避難所担当部署と連携し、避難所の開設状況、避難者数、ごみ保管場所、避難所内の分別状況、収集車両の進入可否等を確認する。

避難所ごみについては、食品残さ、容器包装、段ボール、衛生用品、使用済み携帯トイレ等が発生することが想定されるため、生活環境及び衛生環境に配慮し、避難所内又は敷地内に一時保管場所を確保する。

また、避難所ごみの分別、保管、排出方法について、避難所運営者及び避難者に周知し、生活ごみ、避難所ごみ、片付けごみ等の混合排出を防止する。

３　処理施設等との調整

区は、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会等と連携し、清掃工場、不燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設等の被害状況及び稼働状況を確認する。

処理施設への搬入が困難な場合は、搬入先、搬入量、搬入時間、代替処理方法等について関係機関と調整し、生活ごみ及び避難所ごみの処理に支障が生じないよう対応する。

表 3-3-1　初動前期における生活ごみ・避難所ごみ処理の主な対応

項目	主な対応
収集体制の確認	収集車両、人員、燃料、収集ルート、委託業者等の状況確認
収集継続・中止判断	道路被害、交通規制、救助活動、処理施設の受入状況等を踏まえた判断
避難所ごみ対応	避難所開設状況、避難者数、ごみ保管場所、分別状況の確認
優先収集	生ごみ等の腐敗性廃棄物、衛生上早期収集が必要なごみの優先収集
家庭内一時保管	収集再開までの間、生活ごみの家庭内一時保管を区民へ協力要請
処理施設調整	清掃工場等の稼働状況、搬入可否、搬入量等の確認
混合防止	生活ごみ、避難所ごみ、片付けごみ等の排出場所及び排出方法の区分

第４節　し尿処理

発災直後は、断水、停電、下水道施設の被害等により、水洗トイレが使用できなくなるおそれがある。このため、区は、避難所及び家庭等における災害用トイレの使用状況を把握し、使用済み携帯トイレ等の保管・排出方法及び仮設トイレ等のし尿収集体制を確認する。

１　災害用トイレの使用状況の確認

区は、避難所担当部署及び関係部署と連携し、避難所の開設状況、避難者数、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ等の設置・使用状況を確認する。

発災直後は、道路状況やし尿収集車両の確保状況により、直ちにし尿収集を開始できない場合も想定されるため、避難所等における使用済み携帯トイレ等の分別･保管方法を確認し、衛生的に保管できるよう周知する。

２　し尿収集体制の確認

足立清掃事務所は、し尿収集車両、作業人員、燃料、収集ルート、搬入先等の状況を確認し、し尿収集運搬の実施可否を判断する。

仮設トイレ、貯留型マンホールトイレ等から発生するし尿については、水再生センター又は東京都下水道局指定のし尿入孔場所等への搬入を基本とし、東京都下水道局等と連携して受入可否を確認する。

３　支援要請の検討

区単独でし尿収集車両、作業人員、資機材等を確保することが困難な場合は、協定締結事業者等への支援要請を検討する。

また、特別区全体での共同処理が必要となる場合は、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会等と連携し、し尿の収集運搬及び処理体制を調整する。

表 3-4-1　初動前期におけるし尿処理の主な対応

項目	主な対応
避難所状況の確認	避難所の開設状況、避難者数、災害用トイレの設置・使用状況の確認
使用済み携帯トイレ等	分別、保管場所、排出開始時期、避難所内での周知方法の確認
仮設トイレ等	仮設トイレ、マンホールトイレ等の設置状況及びし尿発生状況の把握
収集体制	し尿収集車両、人員、燃料、収集ルートの確認
搬入先	水再生センター、東京都下水道局指定のし尿入孔場所等の受入可否確認
支援要請	協定締結事業者、特別区、東京都等への支援要請の検討
衛生管理	悪臭、漏えい、感染症、害虫等を防止するための保管・清掃方法の確認

第５節　仮置場の設置

初動前期においては、片付けごみの早期排出や道路啓開、救助活動等に伴うがれき等の発生が想定されるため、被害状況、道路状況、候補地の使用可否、避難所等との利用競合等を確認し、応急集積場所、地区集積所及び一次仮置場の開設要否を判断する。

区は、生活環境及び公衆衛生への影響を防止するとともに、災害廃棄物の円滑な収集・運搬及び適正処理につなげるため、関係部署及び関係機関と調整し、必要に応じて仮置場等の設置準備を行う。

１　応急集積場所の確保

（１）基本方針

応急集積場所は、緊急車両の通行や救助活動に伴い発生する道路啓開に伴うがれきを一時的に保管し、緊急輸送路の確保や救助活動を円滑化する目的で開設する。このため、被害状況に応じて、緊急道路障害物除去路線の周辺に定めた応急集積場所候補地（１８か所）から直ちに選定・開設し、情報収集指令室や関係機関等へ連絡する。なお、応急集積場所に一時的に仮置きされた道路啓開に伴うがれきは、一次仮置場設置後速やかに一次仮置場へ搬入するなど適切な対応が求められる。

（２）応急集積場所の設置

救助活動や道路啓開等に伴い発生する災害廃棄物を適正に保管・処理するため、がれき部は、被害が集中する地域や道路啓開現場周辺において、土地所有者等の同意を得た上で、一時的な保管場所として応急集積場所を設置する。

応急集積場所を設置した場合は、災害対策本部を通じて、警察、消防、自衛隊等の関係機関に設置場所及び運用状況を周知し、救助活動や緊急輸送の支障とならないよう連携を図る。

また、事業活動に伴い大規模事業者等から排出される廃棄物については、原則として当該事業者の責任により処理するものとし、応急集積場所での受入れは、道路啓開、救助活動、生活環境保全等の必要性を踏まえ、関係部署と協議のうえ判断する。

（３）協定先協力要請

がれき部は、協定締結機関と連絡手段を確保し、道路啓開に伴うがれきの収集運搬、撤去及び処理に関する協力を要請する。協力機関より提供を受ける重機、運搬車両等の活動車両に使用する燃料は、区が確保する。

災害時に交通規制が実施された場合は、道路啓開及び災害廃棄物処理に従事する車両が緊急交通路を通行できるよう、関係機関と連携し、緊急通行車両の確認申出等、必要な手続きを行う。

２　地区集積所

（１）基本方針

地区集積所は、被災した家屋等の片付けに伴って排出される片付けごみを受け入れる場所であり、被災現場またはその近傍において設置される。区が設置の要否及び設置場所を判断し、必要に応じて自治会・町会、マンション管理組合等の協力を得ながら運用する。なお、分別や飛散防止対策が講じられており、区がその所在を把握している必要がある。また、区が地区集積所を設置する場合には、一次仮置場と明確に区別する必要があることに留意する。

（２）管理運営方法

地区集積所及び仮置場の円滑な運営・管理を行うため、必要な人員を配置する。がれき部担当職員のみでは対応が困難な場合は、庁内応援職員、近隣自治体、民間委託の活用により人員を確保し、搬入受付、分別指導及び安全管理等の業務を実施するため、常時複数人による運営体制を確保する。

（３）分別区分

地区集積所で受入れる災害廃棄物の分別区分は以下の８区分とする。

①可燃物、②木くず、③不燃系混合物（コンクリートがら、金属くず等）、④畳、⑤布団
⑥廃家電（4 品目）、⑦小型家電、⑧危険物・処理困難物

また、地区集積所として想定される小規模な公園では、廃棄物の集積スペースに制約があるため、集積区分の区分けや制限を設けるなど、状況に応じた調整を行う。

（４）必要資機材

発災後、地区集積所を開設する際は、分別区画の設置、案内看板の掲示等交通誘導及び安全管理に必要な資材を配置し、災害廃棄物の受入れを開始する。

表 3-5-1　必要資材の例

	資材区分	具体例
1	案内・表示資材	案内板（出入口、分別区画、レイアウト図、矢印進行板）
2	区画表示資材	カラーコーン、ロープ、立入禁止表示テープ等
3	保管・養生資材	敷き鉄板、ブルーシート、フレキシブルコンテナバック
4	防災・救護資材	消火器、南京錠
5	安全衛生用品	ヘルメット、防災服、安全靴、マスク、軍手
6	管理・記録用品	デジタルカメラ、受付用品等

（５）所管部署との調整

地区集積所候補地の設置にあたり、応急仮設住宅用地や救援活動拠点等の災害対応施設としての利用との競合が想定されることから、使用予定地との重複の有無や優先順位について、関係部署との確認および調整を行う。

（６）設置に関する留意事項

住民の安全確保は、関係部署と連携を図るとともに都環境局の指導および警察、消防、自衛隊等関係機関の協力を得て行う。また、近隣住民への周知については、不要な混乱を生じさせないよう、広報担当部局と連携の上、適切な時期に実施する。

３　一次仮置場

（１）基本方針

区は、災害により発生した片付けごみを適正かつ円滑に処理するため、地区集積所で収集した災害廃棄物を集積し、一時保管するとともに、再資源化及び処理・処分を円滑に進めるための粗分別を行う一次仮置場を速やかに開設する。

一次仮置場は、災害廃棄物の発生量、収集運搬効率、周辺環境への影響等を考慮し、区有地を基本として、十分な面積を確保できる場所に設置する。区有地のみでは不足する場合は、都有地、国有地その他の公有地の活用を検討し、必要に応じて都（環境局）へ要請する。

（２）管理運営方法

仮置場の運営・管理には専門的な知識及び技術を要することから、区は協定締結事業者等と連携し、必要に応じて運営業務を委託する。

区は、一次仮置場の設置及び運営に当たり、①運営業務全般の統括、②関係機関及び事業者との調整、③業務履行状況の監督、④有価物の売却、⑤災害廃棄物処理の進捗管理を行う。

また、区は、一次仮置場の設置・運営に当たり、必要に応じて環境モニタリングを実施するとともに、衛生管理、火災予防対策、粉じん飛散防止対策、水質汚濁・土壌汚染防止対策及び石綿（アスベスト）対策を講じ、生活環境の保全及び作業従事者の安全確保を図る。

（３）分別区分

一次仮置場で受入れる災害廃棄物の分別区分は以下の１１区分とする。なお、受付を設置し、担当者が搬入物の確認を行い、誘導・監督のもと搬入を行う。

①可燃物、②木くず、③不燃物、④金属くず、⑤コンクリートがら、⑥ガラス・陶磁器
⑦石膏ボード、畳、⑧布団、⑨家電、⑩危険物・有害物、⑪その他

（４）所管部署との調整

一次仮置場の設置にあたり、応急仮設住宅用地や救援活動拠点等の災害対応施設としての利用との競合が想定されることから、使用予定地との重複の有無や優先順位について、関係部署との確認および調整を行う。

４　開設時の周知

地区集積所、応急集積場所及び一次仮置場を開設する場合は、受入品目、分別区分、搬入可能時間、利用上の注意事項等を整理し、第７節に基づき区民及び災害ボランティア等へ速やかに周知する。

第６節　災害廃棄物処理

発災直後は、被災家屋からの片付けごみ、道路啓開等に伴うがれきが発生し始めることが想定される。

区は、発災直後の限られた情報の中で、生活環境及び公衆衛生への影響を抑制し、後続の災害廃棄物処理を円滑に進めるため、被害状況、災害廃棄物の発生状況、排出状況、処理困難物等の有無を把握する。

１　災害廃棄物発生状況の把握

区は、建物被害、道路被害、浸水状況、火災被害、片付けごみの排出状況等を確認し、災害廃棄物の発生場所、種類、量の概況を把握する。

また、被害状況に応じて、１章で示した災害廃棄物発生量推計を参考に、災害廃棄物の概算発生量を確認し、収集運搬体制、仮置場、処理施設への搬出方法等の検討に活用する。

２　片付けごみ等への初動対応

発災直後は、区民による片付けごみの排出が始まることが想定されるため、区は、片付けごみの排出状況を確認し、生活ごみとの混合、路上や空き地等への不適正排出、便乗ごみ等が発生しないよう対応する。

片付けごみについては、地区集積所、一次仮置場等の設置状況及び受入体制を踏まえ、排出場所、受入品目、分別方法、搬入方法等を整理し、関係部署と共有する。

３　処理困難物・有害廃棄物等の確認

区は、災害廃棄物の中に、有害廃棄物、危険物、家電リサイクル法対象品目、消火器、ガスボンベ、スプレー缶、アスベスト含有建材等が含まれる可能性があることを踏まえ、関係部署及び専門機関と連携して取扱いを確認する。

処理困難物等が確認された場合は、他の災害廃棄物と混合しないよう分別・保管方法を検討し、必要に応じて協定締結事業者、東京都、特別区等へ情報共有又は支援要請を行う。

４　風水害時の特徴と課題

風水害時には、地震時の災害廃棄物に加え、浸水により水分や土砂を含んだ片付けごみ、泥状物、流出物、腐敗性廃棄物等が発生することが想定される。特に、水分を含んだ畳、家具、布団、家電、食品等は、悪臭、害虫、カビ等の発生により生活環境及び公衆衛生上の支障を生じるおそれがあるため、早期の排出状況把握及び優先的な収集・搬出を検討する。

浸水被害が発生した地域では、道路の通行可否、浸水深、排水状況、土砂や泥の堆積状況、家屋内外の片付けごみの発生状況等を確認し、収集運搬車両の進入可否、地区集積所及び一次仮置場の使用可否、搬入出経路等を整理する。

また、土砂、泥、流木、浸水した家財等が混在した状態で排出されることが想定されるため、可燃物、不燃物、家電、畳、土砂・泥状物、処理困難物等を可能な限り分別し、処理先や搬出方法について関係部署及び関係機関と調整する。

なお、風水害時の災害廃棄物は、浸水範囲、水位低下の時期、道路啓開及び排水状況により排出時期や排出量が大きく変動するため、実際の被害状況に応じて発生量、仮置場必要面積、収集運搬体制等を随時見直すものとする。

５　災害廃棄物処理方針の検討

区は、被害状況及び災害廃棄物の発生状況を踏まえ、収集運搬、仮置場、分別、処理施設への搬出、処理困難物への対応、区民周知等に関する基本的な考え方を整理し、必要に応じて災害廃棄物処理方針の策定に着手する。

なお、初動前期においては被害情報が限られることから、処理方針は暫定的なものとして整理し、その後の被害状況、仮置場の開設状況、処理施設の稼働状況等に応じて見直す。

表 3-6-1　初動前期における災害廃棄物処理の主な対応

項目	主な対応
発生状況把握	建物被害、道路被害、浸水状況、火災被害、片付けごみ排出状況等の確認
概算量確認	被害想定及び実被害情報を踏まえた災害廃棄物発生量の概況把握
片付けごみ対応	排出状況、不適正排出、生活ごみとの混合、便乗ごみ等の確認
風水害時の対応	浸水地域、排水状況、土砂・泥状物、浸水家財、腐敗性廃棄物等の発生状況の確認
分別方針	可燃物、不燃物、木くず、コンクリートがら、金属くず、家電、畳、土砂・泥状物、処理困難物等の分別方針確認
処理困難物等	有害廃棄物、危険物、アスベスト含有建材等の把握及び関係部署との共有
収集運搬	収集車両、人員、搬出経路、搬出先等の検討
処理方針	災害廃棄物処理方針の策定に向けた情報整理及び庁内共有

第７節　区民やボランティアへの排出方法等の周知

発災直後に災害廃棄物処理を円滑に進めるためには、区民、避難所運営者、災害ボランティア等に対し、ごみの出し方、分別方法、仮置場等の利用方法を迅速かつ分かりやすく周知する必要がある。

特に、初動前期においては、人命救助、避難、道路啓開等の活動が優先されることから、平時と同様の収集運搬体制を直ちに確保できない場合がある。そのため、区は、災害廃棄物の排出ルール、収集体制の変更、仮置場等の開設状況、排出禁止事項等について速やかに周知し、混合排出、不適正排出、便乗ごみ、不法投棄等の防止を図る。

また、発災直後は情報が錯綜しやすいため、災害対策本部等と調整し、災害廃棄物処理に関する情報を一元化したうえで、区公式ホームページ、SNS、防災行政無線、広報車、避難所掲示、町会・自治会、マンション管理組合、災害ボランティアセンター等の複数の手段を活用して周知する。

１　区民に対するごみの出し方等の広報

区は、区民に対し、ごみの出し方について、被害状況及び収集運搬体制に応じて速やかに周知する。

生活ごみについては、通常時と異なる収集体制となる場合がある。収集運搬体制を変更し、生ごみ等の腐敗性が高いごみを優先して収集する場合は、その対象品目及び排出方法を明確にする。

片付けごみについては、道路交通、救助活動、生活環境及び公衆衛生に支障を生じるおそれがあるため、区が定める排出ルールに基づき、地区集積所等へ分別して排出すること、通常のごみ集積所や道路上、公園等への排出を行わないよう周知する。

風水害時には、浸水が解消した後、短期間に大量の片付けごみが排出されることが想定されるため、浸水区域、排水状況、道路状況、地区集積所等の開設状況を踏まえ、排出方法等を速やかに周知する。

表 3-7-1　区民への広報内容

区分	主な周知内容
生活ごみ	・通常時と異なる収集体制に関する事項 （生活ごみ・し尿の優先収集、粗大ごみの受付停止等） ・収集日程及び収集ルートの変更 ・分別収集の継続又は変更内容 ・ごみ排出量の抑制の呼びかけ
避難所ごみ	・分別区分および分別方法に関する事項 ・一時保管場所 ・排出方法 ・避難所運営者及び避難者への周知事項（収集日程等）
災害廃棄物 （片付けごみ）	・分別の必要性（生活ごみと片付けごみの混合排出等の禁止について） ・分別区分、分別方法および受入品目 ・地区集積所の設置場所 ・地区集積所のレイアウト ・排出可能期間および搬入時間 ・家電リサイクル対象品目の取扱い ・危険物（ガスボンベ、消火器、薬品類等）の排出方法 ・路上や空き地等への排出禁止 ・便乗ごみの排出禁止
その他	・最新情報の入手方法 ・災害廃棄物に関する問い合わせ先 ・便乗ごみ、不法投棄、野焼き、生活ごみと片付けごみの混合排出等の禁止 ・ボランティアを受け入れる区民の手続き方法 ・使用済み携帯トイレの臭気、漏えい、感染症、害虫等の対策（保管及び排出）

２　ボランティアに対する広報

災害時において、災害ボランティアが被災家屋からの片付けごみの搬出支援を行う場合、活動を安全かつ円滑に実施するため、区はボランティアの受入窓口、活動場所及び活動内容、安全対策、災害廃棄物の分別方法、仮置場の利用方法等について適切な情報提供を行う。

また、被災者のプライバシー保護や活動時の注意事項について周知を図る。

なお、ボランティアは被災者支援を目的とする自主的な活動主体であることから、その役割を十分に踏まえ、無償の労働力として位置付けることのないよう留意する。

【周知内容（例）】

・ボランティアの受入窓口および申込方法	・活動場所および活動内容
・活動日時および集合場所	・活動時の服装および必要な持ち物
・安全対策 （熱中症対策、感染症対策、保護具の着用等）	・災害廃棄物の分別および排出方法
・仮置場の利用ルール	・地区集積所や一次仮置場のレイアウト
・活動の中止・変更に関する情報提供方法	・個人情報及び被災者のプライバシーへの配慮
・ボランティア保険に関する事項	・活動中の事故やけがが発生した場合の連絡先
・危険物（石綿含有建材、薬品類、ガスボンベ等）発見時の対応	

３　周知方法

災害時には、通信障害や停電等により一部の情報伝達手段が利用できなくなる可能性があることから、区は防災行政無線、ホームページ、SNS、広報車等、複数の手段を活用した情報発信体制の確保に努める。

また、周知内容は、被害状況、収集運搬体制、仮置場等の開設状況、処理施設の稼働状況等により変化するため、最新情報を随時更新し、古い情報との混同が生じないよう、発信日時、対象地域、問い合わせ先等を明確にする。

高齢者、障がい者、外国人、在宅避難者、マンション居住者等に情報が届きにくい場合があるため、必要に応じて、やさしい日本語、多言語、紙媒体、地域団体を通じた周知等を活用する。

【周知方法（例）】

・災害ポータルサイト　※A-メール、区公式 SNS（X（旧 Twitter）、Facebook、LINE）との連携	
・区ホームページ	・足立区防災アプリ
・区公式 SNS（X（旧 Twitter）、Facebook、LINE）	・A-メール
・災害用デジタルサイネージ	・緊急速報エリアメール
・防災行政無線	・マスコミへの情報提供
・広報車	・避難所、災害ボランティアセンターでの周知

第８節　特別区災害廃棄物処理初動本部との連携

大規模災害時には、特別区全体で災害廃棄物処理に係る情報を集約し、共同処理や広域的な支援調整に備える必要がある。

区は、特別区災害廃棄物処理初動本部が設置された場合、足立区内の被害状況、廃棄物処理施設の状況、収集運搬体制、仮置場の設置状況、支援要請の必要性等について情報共有を行う。

１　初動本部との連絡体制の確保

区は、特別区災害廃棄物処理初動本部との連絡手段を確保し、必要な情報を速やかに共有できる体制を整える。

連絡手段については、電話、電子メール、防災行政無線、MCA 無線、ビジネスチャットツール等、使用可能な手段を確認し、通信障害が発生している場合には複数の手段を組み合わせて連絡を行う。

２　初動本部への情報提供

区は、災害廃棄物処理に係る区内の状況を整理し、特別区災害廃棄物処理初動本部へ情報提供する。

情報提供に当たっては、被害状況、生活ごみ・避難所ごみの収集運搬状況、し尿処理の状況、片付けごみの排出状況、仮置場の設置状況、処理施設の受入状況、協定締結事業者への要請状況等を共有する。

３　支援・共同処理に向けた調整

区単独で収集運搬、仮置場運営、し尿処理、災害廃棄物処理等への対応が困難な場合は、特別区災害廃棄物処理初動本部を通じて、特別区間の情報共有、支援要請、共同処理に向けた調整を行う。

また、初動本部から提供される他区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会等の情報を踏まえ、区内の処理方針及び収集運搬体制の検討に活用する。

表 3-8-1　初動本部と共有する主な情報

項目	主な内容
被害状況	建物被害、道路被害、浸水状況、火災被害、避難所開設状況等
収集運搬体制	生活ごみ・避難所ごみ・し尿・災害廃棄物の収集運搬状況、車両・人員・燃料の確保状況
処理施設	清掃工場、不燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、民間処理施設等の稼働状況及び搬入可否
仮置場	地区集積所、一次仮置場、道路啓開等に伴う一時的な受入場所等の設置状況及び課題
支援要請	車両、人員、資機材、仮置場運営、収集運搬、し尿処理等に係る支援の必要性
区民周知	収集停止・再開、片付けごみ排出ルール、仮置場開設状況等の周知状況
その他	協定締結事業者への要請状況、処理困難物等の発生状況、国庫補助金関係資料の整理状況

第４章　初動後期（発災後３日～１週間）

第１節　生活ごみ・避難所ごみ処理

初動後期においては、道路状況、避難所の開設状況、処理施設の稼働状況、収集車両・人員・燃料の確保状況等を踏まえ、生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬体制を継続・調整する。

生活ごみ及び避難所ごみが長期間収集されない場合、悪臭、害虫の発生等により生活環境及び公衆衛生上の支障が生じるおそれがある。そのため、区は、被害状況を踏まえつつ、衛生上優先度の高いごみから収集を行い、必要に応じて収集頻度、収集ルート、排出方法等を見直す。

１　生活ごみ収集体制の継続・調整

区は、発災後の道路被害、交通規制、清掃工場等の処理施設の受入状況、収集車両・人員・燃料の確保状況等を確認し、生活ごみの収集運搬体制を継続・調整する。

平時と同様の収集が困難な場合は、収集頻度、収集曜日、収集品目、排出場所、収集ルート等を見直し、区民へ周知する。

特に、生ごみ等の腐敗性が高いごみ、衛生上早期に収集が必要なごみについては、生活環境及び公衆衛生への影響を踏まえ、優先的に収集することを検討する。

一方で、衛生上直ちに支障が生じにくいごみについては、収集体制が整うまでの間、家庭内での一時保管を区民へ協力要請することも検討する。

２　避難所ごみ収集体制の継続・調整

区は、避難所担当部署と連携し、避難所の開設状況、避難者数、ごみ保管場所、分別状況、収集車両の進入可否等を確認し、避難所ごみの収集運搬体制を継続・調整する。

避難所ごみについては、可燃ごみ（食品残さ）、不燃ごみ、資源物、段ボール、プラスチック、衛生用品等の分別を基本とし、避難所内又は敷地内の一時保管場所から収集する。

避難所におけるごみの保管場所は、避難者の動線、収集車両の進入経路、悪臭・害虫の発生防止、雨水対策、飛散防止等を踏まえ、必要に応じて見直す。

また、避難所の開設・閉鎖、避難者数の増減、在宅避難者の状況等に応じて、収集頻度及び収集ルートを調整する。

３　災害廃棄物との混合防止

生活ごみ及び避難所ごみは、片付けごみや解体廃棄物等の災害廃棄物と混合すると、収集運搬及び処理に支障が生じるおそれがある。

区は、通常のごみ集積所、避難所ごみの保管場所、地区集積所、一次仮置場等の役割を区民及び避難所運営者へ周知し、生活ごみ・避難所ごみと片付けごみの混合排出を防止する。

生活ごみ及び避難所ごみは、原則として災害廃棄物の仮置場には搬入せず、清掃工場等の既存処理施設へ搬入することを基本とする。ただし、道路被害や処理施設の稼働状況等により通常の処理が困難な場合は、関係機関と調整のうえ、代替的な収集運搬方法又は一時保管方法を検討する。

４　区民及び避難所への周知

区は、生活ごみ及び避難所ごみの収集状況、収集再開区域、収集頻度、排出場所、分別方法、家庭内一時保管の要否等について、区ホームページ、SNS、広報車、避難所掲示、窓口等を活用して周知する。

また、避難所運営者、避難者、災害ボランティア等に対して、避難所内の分別ルール、ごみ保管場所、収集日、排出時の留意事項等を継続的に周知する。

表 4-1-1　初動後期における生活ごみ・避難所ごみ処理の主な対応

項目	主な対応
生活ごみ収集	道路状況、処理施設の稼働状況、車両・人員・燃料の確保状況を踏まえた収集体制の継続・調整
優先収集	生ごみ等の腐敗性が高いごみ、衛生上早期処理が必要なごみの優先収集
家庭内一時保管	収集体制が整うまでの間、衛生上直ちに支障が生じにくいごみの家庭内一時保管を要請する場合の周知
避難所ごみ	避難所の開設状況、避難者数、ごみ保管場所、分別状況を踏まえた収集体制の調整
混合防止	生活ごみ・避難所ごみと片付けごみ等の排出場所及び排出方法の区別
関係機関調整	足立清掃事務所、避難所担当部署、清掃一組、収集運搬事業者等との情報共有
周知広報	収集再開、収集頻度、分別方法、排出場所、家庭内一時保管等に関する区民・避難所への周知

第２節　し尿処理

初動後期においては、初動前期に把握した避難所の開設状況、避難者数、断水状況、下水道施設の被害状況、災害用トイレの設置・使用状況等を踏まえ、し尿収集運搬体制を構築し、必要に応じて収集を開始する。

発災後３日から１週間程度は、避難所等における災害用トイレの使用が継続するとともに、使用済み携帯トイレ等の排出や仮設トイレ等のし尿収集需要が高まることが想定されるため、区は、収集車両、人員、搬入先、収集ルート、協定締結事業者等との連携体制を確認し、衛生環境の確保を図る。

１　し尿収集運搬体制の構築

区は、避難所及び家庭等における災害用トイレの使用状況を踏まえ、し尿収集運搬の対象、収集頻度、収集ルート、搬入先等を整理する。

足立清掃事務所は、し尿収集車両、作業人員、燃料、収集ルート、道路通行状況等を確認し、仮設トイレ、貯留型マンホールトイレ、汲み取り便槽を使用する世帯等から発生するし尿の収集運搬体制を調整する。

し尿の搬入先については、水再生センター又は東京都下水道局指定のし尿入孔場所等を基本とし、東京都下水道局等と連携して受入可否、受入可能量、搬入時間、搬入経路等を確認する。

２　使用済み携帯トイレ等の収集・処理

区は、避難所等で使用された携帯トイレ及び簡易トイレについて、避難所ごとの保管状況、排出場所、排出量、収集開始時期等を確認する。

避難所等において使用した携帯トイレは、発災後４日後を目途に、可燃ごみとして、避難所ごとに指定するごみ集積所から回収することを基本とする。また、自宅等で使用した携帯トイレについては、ごみ収集が再開するまでの間、各家庭で保管し、収集再開後に可燃ごみとして通常のごみ集積所に排出することを周知する。

使用済み携帯トイレ等の収集に当たっては、生活ごみ及び避難所ごみとの混合を防止し、臭気、漏えい、感染症、害虫等に配慮した保管・排出方法を避難所運営者、避難者及び区民へ周知する。

３　支援要請及び広域的な調整

区単独でし尿収集車両、作業人員、資機材、搬入先等を確保することが困難な場合は、協定締結事業者等への支援要請を行う。

また、特別区全体での共同処理が必要となる場合は、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都等と連携し、し尿の収集運搬及び処理体制について調整する。

４　衛生管理及び記録管理

区は、避難所等におけるトイレ環境の悪化を防ぐため、使用済み携帯トイレ等の保管場所、仮設トイレ等の清掃状況、臭気・害虫の発生状況等を確認し、必要に応じて避難所担当部署、衛生担当部署、協定締結事業者等と連携して対応する。

また、し尿収集量、搬入量、搬入先、作業日時、使用車両、支援要請内容、費用関係資料等を記録し、後続の処理体制の見直し及び国庫補助金対応に活用する。

表 4-2-1　初動後期におけるし尿処理の主な対応

項目	主な対応
使用状況の確認	避難所、家庭等における災害用トイレの設置・使用状況、保管状況の確認
収集運搬体制	し尿収集車両、作業人員、燃料、収集ルート、道路状況等の確認・調整
搬入先調整	水再生センター、東京都下水道局指定のし尿入孔場所等の受入可否、搬入経路、搬入時間の確認
使用済み携帯トイレ等	避難所等で使用した携帯トイレ等の保管・排出・収集方法の確認
支援要請	協定締結事業者、特別区、東京都等への支援要請及び広域調整
衛生管理	臭気、漏えい、感染症、害虫等への対策及び避難所内での周知
記録管理	収集量、搬入量、搬入先、作業日時、費用関係資料等の記録

第３節　仮置場

初動後期においては、片付けごみの排出状況、道路状況、地域の被災状況、地区集積所の設置状況、処理施設の受入状況等を踏まえ、地区集積所及び一次仮置場の運用を具体化する。

片付けごみは発災直後から短期間に集中して排出されることが想定されるため、区は、生活環境及び公衆衛生への影響を防止しつつ、分別排出、収集運搬、一次仮置場への搬出、処理施設等への搬出を円滑に行う体制を確保する。

１　地区集積所の運用状況の確認

区は、地区集積所の設置状況、搬入状況、分別状況、周辺道路の状況、不適正排出の有無、生活ごみとの混合状況等を確認する。

地区集積所は、区が設置の要否及び設置場所を判断し、区民が区の定める排出ルールに基づき片付けごみを分別して排出する場所として運用する。

管理・運営に当たっては、区職員による巡回、委託事業者等による一次仮置場への搬出、必要に応じた管理・運営支援の確保等により対応することを基本とする。

また、地区集積所において、生活ごみの混入、便乗ごみ、不法投棄、道路交通への支障、悪臭・害虫の発生等が確認された場合は、受入品目、排出方法、搬出頻度、周知内容等を見直す。

２　一次仮置場の設置・運用

区は、片付けごみの発生量、地区集積所からの搬出量、処理施設等の受入状況、収集運搬体制等を踏まえ、必要に応じて一次仮置場を設置・運用する。

一次仮置場では、地区集積所等から搬出された片付けごみを受け入れ、粗選別・一時保管を行ったうえで、既存処理施設、民間処理施設、資源化施設等へ搬出する。

一次仮置場の運用に当たっては、受入品目、分別区分、搬入出経路、車両動線、保管場所、受付・記録方法、作業員の安全確保、周辺環境への配慮等を整理する。

なお、区民が一次仮置場へ直接搬入する運用は、交通混雑、安全管理、受付管理等の課題が想定されるため、災害の状況、地域特性、収集運搬体制等を踏まえて慎重に検討する。

３　搬入・搬出管理

区は、地区集積所及び一次仮置場への搬入量、搬出量、保管量、分別状況等を把握し、仮置場等の運用状況を管理する。

保管量が増加し、保管容量を超過するおそれがある場合は、搬出頻度の見直し、収集運搬車両の追加、処理施設等との搬入調整、協定締結事業者への支援要請等を検討する。

また、搬入・搬出状況は、災害廃棄物発生量の見直し、仮置場必要面積の確認、処理方針の検討、災害廃棄物処理実行計画の作成に活用する。

４　分別及び環境保全対策

区は、片付けごみの再資源化及び適正処理を進めるため、地区集積所及び一次仮置場において、可燃物、不燃物、木くず、金属くず、廃家電、畳、処理困難物等の分別を徹底する。

仮置場等では、粉じん、騒音、振動、悪臭、害虫、火災、不法投棄、雨水流出等が発生するおそれがあるため、散水、飛散防止、巡回、搬入物確認、立入管理、消火設備の配置等の環境保全・安全対策を実施する。

有害廃棄物、危険物、アスベスト含有建材が疑われるもの、ガスボンベ、消火器等が確認された場合は、他の廃棄物と混合しないよう分別・保管し、関係部署、専門事業者、東京都、特別区等と処理方法を調整する。

５　道路啓開等に伴うがれきへの対応

道路啓開、救助活動、公共施設等の応急対応に伴い発生するがれき等について、一時的な受入れ又は保管が必要となる場合は、道路管理者、関係部署、警察、消防、自衛隊等と情報共有を行い、災害の状況、発生場所、搬出経路、処理先、仮置場等の受入状況を踏まえて対応を検討する。

具体的な受入場所、受入方法、管理方法等については、災害の状況及び関係機関との調整結果を踏まえて判断する。

６　区民への周知

区は、地区集積所及び一次仮置場の開設状況、受入品目、分別方法、排出場所、排出時間、搬出方法、閉鎖時期等について、区ホームページ、SNS、広報車、現地看板、避難所掲示等を活用して区民へ周知する。

また、生活ごみ、避難所ごみ、片付けごみの排出場所及び排出方法を明確に区別して周知し、混合排出、不適正排出、便乗ごみ、不法投棄の防止を図る。

表 4-3-1　初動後期における仮置場対応の主な確認事項

項目	主な確認事項
地区集積所	設置状況、搬入状況、分別状況、周辺道路の状況、不適正排出の有無、搬出頻度
一次仮置場	設置要否、候補地、受入品目、分別配置、搬入出経路、管理運営体制
搬入・搬出	搬入量、搬出量、保管量、処理施設等への搬出状況、車両・人員の確保状況
分別管理	可燃物、不燃物、木くず、金属くず、廃家電、畳、処理困難物等の分別状況
環境保全	粉じん、騒音、振動、悪臭、害虫、火災、不法投棄、雨水流出等への対策
道路啓開等	道路啓開、救助活動、公共施設等の応急対応に伴うがれき等への対応方針
区民周知	開設場所、受入品目、分別方法、排出時間、閉鎖時期、生活ごみとの混合防止

第４節　災害廃棄物処理

初動後期においては、片付けごみの排出が本格化することが想定されるため、区は、初動前期に把握した被害状況、災害廃棄物の発生状況、道路状況、仮置場の設置状況、処理施設の受入状況等を踏まえ、災害廃棄物処理の体制を具体化する。

特に、片付けごみは発災直後から短期間に集中して排出されるため、生活ごみ及び避難所ごみとの混合防止、路上や空き地等への不適正排出防止、処理困難物の分別、地区集積所及び一次仮置場からの搬出体制の確保が重要となる。

１　災害廃棄物発生状況の更新

区は、建物被害、浸水被害、火災被害、道路被害、片付けごみの排出状況、地区集積所及び一次仮置場の受入状況等を継続的に確認し、災害廃棄物の発生場所、種類、量の概況を更新する。

また、初動前期に整理した災害廃棄物の概算発生量について、実際の被害状況及び排出状況を踏まえて見直し、収集運搬体制、仮置場の運営、処理施設への搬出方法等の検討に活用する。

２　片付けごみの分別・搬出

区は、片付けごみの排出状況を踏まえ、地区集積所及び一次仮置場の設置状況、受入品目、分別区分、搬入方法、搬出先等を関係部署と共有する。

片付けごみについては、可燃物、不燃物、木くず、金属くず、家電、畳、処理困難物等を可能な限り分別し、処理施設、資源化施設又は一次仮置場等へ適切に搬出する。

また、生活ごみや避難所ごみとの混合、便乗ごみ、不法投棄等が確認された場合は、区民や災害ボランティア等への周知内容を見直し、必要に応じて搬入物確認、巡回、看板設置等を行う。

３　処理困難物・有害廃棄物等への対応

区は、災害廃棄物の中に、有害廃棄物、危険物、家電リサイクル法対象品目、消火器、ガスボンベ、スプレー缶、アスベスト含有建材等が含まれる可能性があることを踏まえ、関係部署及び専門事業者と連携して取扱いを確認する。

処理困難物等が確認された場合は、他の災害廃棄物と混合しないよう分別・保管し、必要に応じて協定締結事業者、東京都、特別区等へ情報共有又は支援要請を行う。

４　風水害時の特徴と課題

風水害時には、浸水により水分や土砂を含んだ片付けごみ、泥状物、流出物、腐敗性廃棄物等が発生することが想定される。特に、水分を含んだ畳、家具、布団、家電、食品等は、悪臭、害虫、カビ等の発生により生活環境及び公衆衛生上の支障を生じるおそれがあるため、早期の排出状況把握及び優先的な収集・搬出を検討する。

浸水被害が発生した地域では、道路の通行可否、浸水深、排水状況、土砂や泥の堆積状況、家屋内外の片付けごみの発生状況等を確認し、収集運搬車両の進入可否、地区集積所及び一次仮置場の使用可否、搬入出経路等を整理する。

また、土砂、泥、流木、浸水した家財等が混在した状態で排出されることが想定されるため、可燃物、不燃物、家電、畳、土砂・泥状物、処理困難物等を可能な限り分別し、処理先や搬出方法について関係部署及び関係機関と調整する。

５　災害廃棄物処理方針の具体化

区は、被害状況、災害廃棄物発生状況、仮置場の設置状況、処理施設の稼働状況、協定締結事業者等への要請状況等を踏まえ、収集運搬、分別、保管、搬出、処理困難物への対応、区民周知等に関する災害廃棄物処理方針を具体化する。

なお、初動後期においても被害情報や処理施設の稼働状況は変化するため、処理方針は必要に応じて更新し、後続の災害廃棄物処理実行計画の作成に反映する。

表 4-4-1　初動後期における災害廃棄物処理の主な対応

項目	主な対応
発生状況更新	建物被害、浸水被害、火災被害、片付けごみ排出状況等の継続確認
概算量見直し	実被害情報及び排出状況を踏まえた災害廃棄物発生量の概算見直し
片付けごみ対応	地区集積所・一次仮置場の受入状況、分別区分、搬出先等の確認
混合防止	生活ごみ、避難所ごみ、片付けごみの混合防止、不適正排出防止
処理困難物等	有害廃棄物、危険物、家電、アスベスト含有建材等の分別・保管
風水害時対応	土砂・泥状物、浸水家財、腐敗性廃棄物等の発生状況確認及び優先搬出
収集運搬	車両、人員、搬出経路、搬出先、協定締結事業者等との調整
処理方針	災害廃棄物処理方針の具体化及び実行計画作成に向けた情報整理

第５節　公費解体

初動後期においては、公費解体の本格的な受付を開始する段階ではなく、損壊家屋等の被害状況、国及び東京都の方針、特別区における共同処理の状況等を確認し、後続の公費解体範囲の公表及び受付準備に向けた情報整理を行う。

公費解体は、対象範囲、実施時期、申請方法、費用負担、必要書類等について、国及び東京都の方針を踏まえて判断する必要があるため、区は、初動後期の段階から関係部署及び関係機関と連携し、制度運用に必要となる情報を収集する。

また、公費解体に加え、所有者等が自ら解体・撤去を行った場合の自費解体に係る費用償還についても、国及び東京都の方針を踏まえ、制度設計、相談対応、必要書類、記録管理等の整理に着手する。

１　国及び東京都の方針確認

区は、損壊家屋等の解体・撤去に係る国及び東京都の通知、災害等廃棄物処理事業費補助金等の制度運用、特別区における共同処理の方針等を確認する。

また、公費解体の対象範囲、実施時期、費用負担、補助対象、所有者負担の有無等について、国及び東京都の情報を収集し、庁内関係部署で共有する。

２　損壊家屋等の情報整理

区は、建物被害、倒壊危険性、道路通行への支障、周辺の生活環境への影響等に関する情報を収集し、公費解体に係る基礎情報として整理する。

また、り災証明、被害認定、応急危険度判定、道路啓開、住民相談等に係る情報について、関係部署と共有し、公費解体範囲の検討及び受付準備に活用する。

３　相談対応及び区民周知に向けた準備

区は、損壊家屋等の解体・撤去に関する区民からの問い合わせが発生することを想定し、相談対応体制、問い合わせ先、想定問答、広報内容等の整理に着手する。

なお、公費解体の対象範囲、受付開始時期、申請方法等については、発災後の国及び東京都の方針、被害状況、特別区における共同処理の状況等を踏まえて決定するため、初動後期の段階では未確定情報を断定的に周知しないよう留意する。

４　緊急的な解体・撤去との整理

倒壊のおそれがある建物、道路通行や救助活動に支障となる建物、周辺の生活環境に著しい支障を生じるおそれがある建物等については、公費解体とは別に、緊急的な解体・撤去の要否を関係部署と調整する。

緊急的な対応が必要となる場合は、所有者等の確認、同意取得、現地確認、写真記録、作業内容、費用関係資料等を可能な限り整理し、後続の補助金対応及び公費解体業務との整合を図る。

５　受付準備に向けた情報整理

区は、公費解体の受付準備に向けて、申請受付窓口、必要書類、所有者及び権利関係の確認方法、解体事業者等の確保方法、解体廃棄物の搬出先、記録管理方法等について、関係部署と協議を開始する。

ただし、具体的な受付手順、申請様式、審査方法、契約方法等については、国及び東京都の方針並びに被害状況を踏まえ、応急対策後期以降に整理する。

表 4-5-1　初動後期における公費解体に係る主な対応

項目	主な対応
方針確認	国及び東京都の通知、補助制度、特別区における共同処理方針等の確認
被害情報整理	損壊家屋等の被害状況、倒壊危険性、道路通行支障、周辺環境への影響の整理
関係部署共有	り災証明、被害認定、応急危険度判定、道路啓開、住民相談等の情報共有
相談対応準備	問い合わせ先、想定問答、広報内容、相談窓口体制等の整理
緊急対応	倒壊危険、道路通行支障等がある建物の緊急的な解体・撤去の要否確認
受付準備	申請受付、必要書類、所有者確認、解体事業者確保、記録管理等の準備
留意事項	対象範囲、受付開始時期、申請方法等について未確定情報を断定的に周知しない

第５章　応急対策前期（発災後１週間～１か月）

第１節　生活ごみ・避難所ごみ処理

応急対策前期においては、避難生活の継続、在宅避難者の状況、道路の復旧状況、清掃工場等の処理施設の稼働状況等を踏まえ、生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬体制を継続するとともに、必要に応じて見直しを行う。

生活ごみ及び避難所ごみの処理が滞ると、悪臭、害虫の発生、感染症リスクの増大等により、生活環境及び公衆衛生上の支障が生じるおそれがある。そのため、区は、収集実績、避難所の開設状況、避難者数、ごみ発生量、処理施設の受入状況等を継続的に把握し、衛生上優先度の高いごみから適切に収集・処理する。

１　生活ごみ処理の継続・見直し

区は、平時の収集体制を基本としつつ、道路状況、交通規制、処理施設の受入状況、収集車両・人員・燃料の確保状況等を踏まえ、生活ごみの収集運搬を継続する。

収集体制に制約がある場合は、生ごみ等の腐敗性が高いごみ、衛生上早期に処理が必要なごみを優先して収集する。また、衛生上直ちに支障が生じにくいごみについては、収集体制が整うまでの間、家庭内での一時保管を区民へ協力要請する。

収集状況や処理施設の受入状況に応じて、収集頻度、収集曜日、収集品目、排出場所、収集ルート等を見直し、区民へ周知する。

２　避難所ごみ処理の継続・見直し

区は、避難所担当部署と連携し、避難所の開設状況、避難者数、ごみ発生量、ごみ保管場所、分別状況等を確認し、避難所ごみの収集運搬を継続する。

避難所ごみについては、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、段ボール、食品残さ、衛生用品、使用済み携帯トイレ等の分別を基本とし、避難所内又は敷地内の一時保管場所から収集する。

避難所の統廃合、避難者数の増減、在宅避難者の状況等により、ごみの発生場所や発生量が変化することが想定されるため、収集頻度、収集ルート、保管場所等を適宜見直す。

３　生活ごみ・避難所ごみと片付けごみの混合防止

応急対策前期においては、片付けごみの排出が継続し、地区集積所及び一次仮置場への搬入量が増加することが想定される。

区は、通常のごみ集積所、避難所ごみの保管場所、地区集積所、一次仮置場等の役割を明確にし、生活ごみ・避難所ごみと片付けごみが混合しないよう、区民、避難所運営者、災害ボランティア等へ継続的に周知する。

生活ごみ及び避難所ごみは、原則として災害廃棄物の仮置場には搬入せず、清掃工場等の既存処理施設へ搬入することを基本とする。ただし、道路被害や処理施設の稼働状況等により通常の処理が困難な場合は、関係機関と調整のうえ、代替的な収集運搬方法又は一時保管方法を検討する。

４　収集実績及び課題の整理

区は、生活ごみ及び避難所ごみの収集量、搬入先、収集頻度、収集ルート、車両台数、人員体制、処理施設の受入状況等を記録し、処理状況を管理する。

また、収集の遅れ、保管場所の不足、分別不徹底、悪臭・害虫、区民からの問い合わせ等の課題を把握し、必要に応じて収集体制、周知内容、関係機関との調整内容を見直す。

表 5-1-1　応急対策前期における生活ごみ・避難所ごみ処理の主な対応

項目	主な対応
生活ごみ収集	道路状況、処理施設の稼働状況、車両・人員・燃料の確保状況を踏まえた収集体制の継続・見直し
優先収集	生ごみ等の腐敗性が高いごみ、衛生上早期処理が必要なごみの優先収集
家庭内一時保管	収集体制が整うまでの間、衛生上直ちに支障が生じにくいごみの家庭内一時保管を要請する場合の周知
避難所ごみ	避難所の開設状況、避難者数、ごみ発生量、保管場所、分別状況を踏まえた収集体制の見直し
混合防止	生活ごみ・避難所ごみと片付けごみ等の排出場所及び排出方法の区別
実績管理	収集量、搬入先、収集頻度、収集ルート、車両台数、人員体制等の記録
周知広報	収集状況、収集頻度、排出場所、分別方法、家庭内一時保管等に関する区民・避難所への周知

第２節　し尿処理

応急対策前期においては、避難生活の継続、断水や下水道施設の復旧状況、災害用トイレの使用状況等を踏まえ、初動後期までに構築したし尿収集運搬体制を継続する。

区は、避難所等におけるし尿発生状況、使用済み携帯トイレ等の排出状況、収集車両・人員・燃料の確保状況、搬入先の受入状況等を継続的に把握し、必要に応じて収集頻度、収集ルート、搬入先及び支援要請内容を見直す。

１　し尿収集運搬体制の継続・見直し

区は、避難所の開設状況、避難者数、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ等の使用状況を踏まえ、し尿収集運搬体制を継続する。

また、道路の復旧状況、交通規制、避難所の統廃合、下水道施設の復旧状況等により、し尿発生場所や収集需要が変化することが想定されるため、収集頻度、収集ルート、搬入先等を適宜見直す。

区単独で車両、人員、資機材等を継続的に確保することが困難な場合は、協定締結事業者、東京都、特別区、東京二十三区清掃協議会等と連携し、支援要請及び受援調整を行う。

２　使用済み携帯トイレ等の収集・処理の継続

区は、避難所及び家庭等で使用された携帯トイレ、簡易トイレ等について、保管状況、排出量、収集状況を確認し、生活ごみ及び避難所ごみとの混合を防止しながら、可燃ごみとしての収集・処理を継続する。

避難所運営者、避難者及び在宅避難者に対しては、使用済み携帯トイレ等の保管方法、排出場所、排出時期、収集方法等を継続的に周知し、臭気、漏えい、感染症、害虫等による生活環境上の支障を防止する。

３　衛生管理及び記録管理

区は、避難所等におけるトイレ環境を維持するため、仮設トイレ等の清掃状況、使用状況、臭気・害虫の発生状況、し尿の滞留状況等を確認し、必要に応じて避難所担当部署、衛生担当部署、協定締結事業者等と連携して対応する。

また、し尿収集量、搬入量、搬入先、作業日時、使用車両、支援要請内容、費用関係資料等を継続的に記録し、処理体制の見直し、災害廃棄物処理実行計画の作成、国庫補助金対応等に活用する。

表 5-2-1　応急対策前期におけるし尿処理の主な対応

項目	主な対応
収集運搬体制	避難所開設状況、避難者数、災害用トイレ使用状況を踏まえた収集体制の継続・見直し
収集ルート	道路復旧状況、交通規制、避難所の統廃合、し尿発生状況を踏まえたルート調整
使用済み携帯トイレ等	避難所及び家庭等における保管・排出・収集方法の継続周知
搬入先調整	水再生センター、東京都下水道局指定のし尿入孔場所等の受入状況確認
支援要請	車両、人員、資機材等が不足する場合の協定締結事業者、東京都、特別区等への支援要請
衛生管理	臭気、漏えい、感染症、害虫等を防止するための清掃・保管・周知
記録管理	収集量、搬入量、搬入先、作業日時、費用関係資料等の記録

第３節　仮置場

応急対策前期においては、地区集積所及び一次仮置場の運用が継続し、片付けごみの搬入量が増加することが想定される。

区は、地区集積所及び一次仮置場の受入状況、分別状況、保管量、搬出状況、周辺環境への影響等を継続的に確認し、必要に応じて搬出頻度、分別配置、管理体制、区民周知等を見直す。

１　地区集積所の運用継続・見直し

区は、地区集積所の設置状況、搬入状況、分別状況、搬出状況、周辺道路の状況、不適正排出の有無等を確認し、運用を継続する。

地区集積所において、生活ごみの混入、便乗ごみ、不法投棄、分別不徹底、悪臭・害虫、交通支障等が確認された場合は、受入品目、排出方法、搬出頻度、巡回方法、現地看板、区民への周知内容等を見直す。

また、片付けごみの排出が一定程度収束した地区については、地域の生活環境への影響、一次仮置場への搬出状況、通常収集への移行可能性等を踏まえ、地区集積所の縮小又は閉鎖を検討する。

２　一次仮置場の運用継続・見直し

区は、一次仮置場における搬入量、搬出量、保管量、分別状況、搬出先の受入状況等を把握し、一次仮置場の運用を継続する。

一次仮置場では、地区集積所等から搬出された片付けごみを受け入れ、粗選別・一時保管を行ったうえで、既存処理施設、民間処理施設、資源化施設等へ搬出する。

保管量が増加し、保管容量を超過するおそれがある場合は、搬出頻度の見直し、処理施設等との搬入調整、収集運搬車両の追加、協定締結事業者への支援要請等を検討する。

３　分別配置及び環境保全対策

区は、片付けごみの再資源化及び適正処理を進めるため、地区集積所及び一次仮置場において、可燃物、不燃物、木くず、金属くず、廃家電、畳、処理困難物等の分別を継続する。

仮置場等では、粉じん、騒音、振動、悪臭、害虫、火災、不法投棄、雨水流出等が発生するおそれがあるため、散水、飛散防止、巡回、搬入物確認、立入管理、消火設備の配置等の環境保全・安全対策を実施する。

有害廃棄物、危険物、アスベスト含有建材が疑われるもの、ガスボンベ、消火器等が確認された場合は、他の廃棄物と混合しないよう分別・保管し、関係部署、専門事業者、東京都、特別区等と処理方法を調整する。

４　搬入・搬出実績の管理

区は、地区集積所及び一次仮置場への搬入量、搬出量、保管量、搬出先、分別状況等を継続的に記録し、処理状況を管理する。

搬入・搬出実績は、災害廃棄物発生量の見直し、仮置場必要面積の確認、処理施設等との搬入調整、災害廃棄物処理実行計画の作成、国庫補助金対応等に活用する。

５　区民への周知

区は、地区集積所及び一次仮置場の開設状況、受入品目、分別方法、排出場所、排出時間、搬出方法、閉鎖時期等について、区ホームページ、SNS、広報車、現地看板、避難所掲示等を活用して区民へ周知する。

また、生活ごみ、避難所ごみ、片付けごみの排出場所及び排出方法を明確に区別して周知し、混合排出、不適正排出、便乗ごみ、不法投棄の防止を図る。

表 5-3-1　応急対策前期における仮置場対応の主な対応

項目	主な対応
地区集積所	設置状況、搬入状況、分別状況、搬出状況、不適正排出の有無等の確認
一次仮置場	搬入量、搬出量、保管量、分別状況、搬出先の受入状況等の確認
搬出調整	保管量の増加に応じた搬出頻度、搬出先、収集運搬体制、支援要請の見直し
分別管理	可燃物、不燃物、木くず、金属くず、廃家電、畳、処理困難物等の分別継続
環境保全	粉じん、騒音、振動、悪臭、害虫、火災、不法投棄、雨水流出等への対策
実績管理	搬入量、搬出量、保管量、搬出先、分別状況等の記録
閉鎖検討	片付けごみの排出状況、搬出状況、生活環境への影響等を踏まえた地区集積所等の縮小・閉鎖検討
区民周知	開設場所、受入品目、分別方法、排出時間、閉鎖時期、生活ごみとの混合防止

第４節　災害廃棄物処理

応急対策前期においては、片付けごみの排出が継続し、地区集積所及び一次仮置場への搬入量が増加することが想定される。また、被害状況の把握が進むことにより、災害廃棄物発生量、処理可能量、処理施設への搬出見込み等について、より具体的な検討が必要となる。

区は、初動後期までに整理した災害廃棄物処理方針を踏まえ、片付けごみの分別・収集運搬・搬出先調整を継続するとともに、搬入量・搬出量等の実績を把握し、後続の災害廃棄物処理実行計画の作成に必要な情報を整理する。

１　片付けごみ処理の継続

区は、地区集積所及び一次仮置場の受入状況、分別状況、保管量、搬出状況を継続的に確認し、片付けごみの収集運搬及び処理施設等への搬出を行う。

片付けごみについては、可燃物、不燃物、木くず、金属くず、家電、畳、処理困難物等を可能な限り分別し、再資源化又は適正処理を行うことを基本とする。

また、生活ごみや避難所ごみとの混合、便乗ごみ、不法投棄等が確認された場合は、区民や災害ボランティア等への周知内容を見直し、必要に応じて搬入物確認、巡回、看板設置等を行う。

２　搬入量・搬出量の把握

区は、地区集積所及び一次仮置場への搬入量、処理施設等への搬出量、保管量、分別状況等を把握し、災害廃棄物の処理状況を管理する。

搬入量が増加し、保管容量を超過するおそれがある場合は、搬出頻度の見直し、処理施設等との搬入調整、追加候補地の確認、協定締結事業者への支援要請等を検討する。

また、実際の搬入量・搬出量を踏まえ、災害廃棄物発生量、処理可能量、仮置場必要面積等の見直しに必要な情報を整理する。

３　処理困難物及び風水害廃棄物への対応

区は、有害廃棄物、危険物、家電リサイクル法対象品目、消火器、ガスボンベ、スプレー缶、アスベスト含有建材等が他の災害廃棄物と混合しないよう、分別・保管を徹底する。

処理困難物等については、関係部署、専門事業者、協定締結事業者、東京都、特別区等と連携し、処理先、搬出方法、保管方法等を調整する。

風水害時には、水分や土砂を含んだ片付けごみ、泥状物、流出物、腐敗性廃棄物等が継続的に排出されることが想定されるため、腐敗性廃棄物や衛生上早期処理が必要なものについては、優先的な収集・搬出を検討する。

４　処理方針及び実行計画作成に向けた整理

区は、災害廃棄物発生量、処理可能量、仮置場の運営状況、処理施設の受入状況、協定締結事業者への要請状況、支援・受援状況等を踏まえ、災害廃棄物処理方針を必要に応じて見直す。

また、災害廃棄物処理実行計画の作成に向けて、処理目標、処理期間、処理フロー、収集運搬、仮置場運営、処理先、広域処理の要否、処理困難物対応、区民周知、進捗管理、費用関係資料等を整理する。

表 5-4-1　応急対策前期における災害廃棄物処理の主な対応

項目	主な対応
発生量見直し	建物被害、浸水被害、片付けごみ排出状況、搬入量等を踏まえた発生量の見直し
処理可能量	処理施設の稼働状況、受入可能量、搬出先、広域処理の要否等の確認
片付けごみ対応	地区集積所・一次仮置場の受入状況、分別状況、保管量、搬出状況の確認
仮置場管理	受付、計量、搬入出管理、分別、保管、環境保全、安全対策、記録管理
処理困難物等	有害廃棄物、危険物、家電、アスベスト含有建材等の分別・保管・搬出調整
風水害時対応	土砂・泥状物、浸水家財、腐敗性廃棄物等の優先収集・搬出及び分別
支援要請	車両、人員、資機材、搬出先等が不足する場合の協定締結事業者、東京都、特別区等への支援要請
実行計画準備	処理方針、処理フロー、処理期間、収集運搬、仮置場、処理先、費用関係資料等の整理

第６章　応急対策後期（発災後１か月～約３カ月）

第１節　発生量、要処理量、処理可能量の見直し

応急対策後期においては、建物被害、浸水被害、火災被害、片付けごみの排出状況、地区集積所及び一次仮置場への搬入状況、処理施設の稼働状況等に関する情報が徐々に整理される。

区は、これらの実績情報を踏まえ、１章で示した災害廃棄物発生量の推計結果を見直すとともに、実際に処理が必要となる量及び処理可能量を把握し、災害廃棄物処理方針、災害廃棄物処理実行計画、仮置場運営、収集運搬体制、広域処理の要否等の検討に活用する。

なお、発生量、要処理量及び処理可能量は、被害状況、公費解体の実施見込み、仮置場への搬入量、処理施設の復旧状況等により変動するため、処理の進捗に応じて継続的に見直すものとする。

１　発生量の見直し

区は、発災後に把握した建物被害、浸水範囲、火災被害、道路被害、片付けごみの排出状況等を踏まえ、災害廃棄物発生量を見直す。

見直しに当たっては、被害認定調査、り災証明、公費解体に係る相談・申請状況、地区集積所及び一次仮置場への搬入実績、処理施設への搬出実績等を整理し、当初推計値との差異を確認する。

風水害時には、浸水範囲、排水状況、土砂・泥状物の発生状況、浸水家財の排出状況等により発生量が大きく変動することが想定されるため、実際の被害状況及び排出状況を踏まえて適宜見直す。

２　要処理量の把握

区は、災害廃棄物発生量のうち、実際に区又は関係機関が処理する必要がある量を要処理量として整理する。

要処理量は、片付けごみ、解体廃棄物、処理困難物、土砂・泥状物等の種類ごとに把握し、仮置場での保管量、処理施設等への搬出量、資源化量、処分量等を踏まえて更新する。

また、公費解体の対象範囲及び実施見込みが整理されるにつれて、解体廃棄物の発生時期及び要処理量が変動するため、公費解体に係る相談件数、申請見込み、対象棟数等を関係部署と共有し、要処理量の見直しに反映する。

３　処理可能量の把握

区は、清掃工場、不燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、民間処理施設、資源化施設、最終処分場等の被害状況、復旧状況及び受入可能量を確認し、処理可能量を把握する。

処理可能量の把握に当たっては、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、特別区、民間処理施設等と連携し、施設ごとの受入可否、受入可能量、受入品目、搬入条件、搬入時期等を確認する。

また、処理施設の稼働状況や受入条件は時間の経過とともに変化するため、処理可能量についても継続的に更新し、処理方針及び実行計画に反映する。

４　処理能力不足時の対応

要処理量に対して処理可能量が不足する場合は、区は、搬出先の追加確保、民間処理施設の活用、再資源化の促進、広域処理の要請、仮設処理施設の設置の必要性等について、東京都、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会等と協議する。

また、処理能力不足が見込まれる場合は、仮置場の保管量、搬出頻度、処理優先順位、収集運搬体制等を見直し、生活環境及び公衆衛生への影響が大きい廃棄物から優先的に処理することを検討する。

５　見直し結果の活用

発生量、要処理量及び処理可能量の見直し結果は、災害廃棄物処理実行計画の作成、処理期間の設定、処理フローの整理、仮置場必要面積の見直し、収集運搬体制の調整、広域処理の要否判断、国庫補助金対応等に活用する。

また、見直し結果については、庁内関係部署、東京都、特別区災害廃棄物処理対策本部、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会等と共有し、処理の進捗管理及び後続対応に反映する。

表 6-1-1　発生量、要処理量、処理可能量の整理事項

区分	整理する内容	主な活用先
発生量	建物被害、浸水被害、火災被害、片付けごみ排出状況等を踏まえた災害廃棄物発生量の見直し	処理方針、実行計画、仮置場必要面積の見直し
要処理量	仮置場搬入量、搬出量、保管量、資源化量、処分量、公費解体見込み等を踏まえた実際に処理が必要な量	処理期間、処理フロー、搬出先調整、進捗管理
処理可能量	清掃工場、民間処理施設、資源化施設、最終処分場等の稼働状況、受入可能量、受入条件	処理先確保、広域処理要否、支援要請
不足量	要処理量と処理可能量の差分	民間処理施設活用、広域処理、仮設処理施設検討
見直し結果	推計値と実績値の差異、処理期間、処理能力、仮置場運営上の課題	実行計画作成、処理方針更新、関係機関共有

表 6-1-2　応急対策後期における見直しの主な対応

項目	主な対応
被害情報の更新	建物被害、浸水範囲、火災被害、道路被害、公費解体見込み等の整理
搬入・搬出実績の把握	地区集積所、一次仮置場、処理施設等への搬入量、搬出量、保管量の把握
発生量の見直し	当初推計値と実被害情報・処理実績との差異確認
要処理量の整理	片付けごみ、解体廃棄物、処理困難物、土砂・泥状物等の種類別整理
処理可能量の確認	清掃一組施設、民間処理施設、資源化施設、最終処分場等の受入状況確認
処理能力不足への対応	追加搬出先、民間処理施設、広域処理、仮設処理施設等の検討
関係機関共有	東京都、特別区、清掃一組、清掃協議会等との情報共有及び調整

第２節　公費解体範囲の公表

応急対策後期においては、建物被害の把握、被害認定調査、り災証明の発行状況、国及び東京都の方針、特別区における共同処理の状況等を踏まえ、公費解体の対象範囲を整理し、区民へ公表する。

公費解体は、損壊家屋等の解体・撤去を公費により実施する制度であり、対象範囲、申請方法、必要書類、所有者等の同意確認、受付期間等を明確にしたうえで運用する必要がある。そのため、区は、国及び東京都の通知、災害の規模、被害状況、処理体制、財政支援制度等を踏まえ、公費解体の実施方針を整理する。

なお、公費解体の受付開始に向けた具体的な体制整備、申請書類、権利関係の確認、現地確認等については、第７章第１節に基づき対応する。

１　公費解体対象範囲の整理

区は、建物被害の状況、り災証明、被害認定調査、応急危険度判定、倒壊危険性、周辺環境への影響等を踏まえ、公費解体の対象となる建物等の範囲を整理する。

対象範囲の整理に当たっては、全壊、大規模半壊、半壊等の被害区分、住家・非住家の取扱い、工作物や塀等の取扱い、被災建物に付随する廃棄物の取扱い等について、国及び東京都の方針を確認する。

また、公費解体の対象外となるもの、所有者等が自ら解体・撤去を行った場合の自費解体に係る費用償還の取扱い、解体前に所有者等が対応すべき事項等についても整理する。

２　関係機関との協議

区は、公費解体の対象範囲を整理するに当たり、東京都、特別区、国、庁内関係部署、専門家、関係団体等と必要な協議を行う。

特別区全体で共同処理又は広域的な調整が必要となる場合は、特別区災害廃棄物処理対策本部等を通じて、対象範囲、処理方針、解体廃棄物の搬出先、二次仮置場等の活用、処理施設への搬入調整等について情報共有を行う。

また、公費解体の実施に伴い発生する解体廃棄物の量、処理先、処理期間等について、第１節で見直した発生量、要処理量及び処理可能量と整合を図る。

３　区民への公表及び周知

区は、公費解体の対象範囲、受付開始時期、受付期間、申請方法、必要書類、相談窓口、注意事項等を整理し、区ホームページ、SNS、広報紙、避難所、窓口掲示等により区民へ公表する。

公表に当たっては、対象となる建物、対象外となるもの、申請できる者、所有者及び権利関係の確認、解体前に必要な家財等の搬出、貴重品・思い出の品の取扱い、自費解体に係る費用償還の取扱い等について、誤解が生じないよう分かりやすく周知する。

また、対象範囲や受付開始時期は、国及び東京都の方針、被害状況、処理体制、特別区における共同処理の状況等により変更される可能性があるため、最新情報を随時更新して周知する。

４　実施に向けた準備

区は、公費解体の対象範囲を公表した後、受付開始に向けて、相談体制、申請受付体制、審査体制、現地確認体制、解体事業者等の確保、解体廃棄物の搬出先、記録管理方法等を整理する。

また、公費解体の実施には、所有者等の同意確認、権利関係の確認、アスベスト等の事前確認、解体工事の安全確保、近隣環境への配慮等が必要となるため、庁内関係部署及び関係事業者と調整し、受付開始後に円滑に対応できる体制を整える。

表 6-2-1　公費解体範囲の公表に向けた主な整理事項

項目	主な整理内容
対象範囲	対象となる建物、被害区分、住家・非住家の取扱い、工作物等の取扱い
対象外事項	公費解体の対象外となるもの、所有者等が対応すべき事項
自費解体	所有者等が自ら解体・撤去を行った場合の費用償還の取扱い
申請者	所有者、共有者、相続人等、申請可能な者の範囲
必要書類	申請書、り災証明、所有者確認資料、同意書、写真、契約書類等
受付方法	受付開始時期、受付期間、受付窓口、郵送・電子申請等の方法
周知方法	区ホームページ、SNS、広報紙、避難所、窓口掲示等による区民周知
関係機関調整	国、東京都、特別区、庁内関係部署、専門家、解体事業者等との協議

表 6-2-2　公費解体範囲公表後の主な準備事項

項目	主な対応
相談体制	区民からの問い合わせ、制度説明、申請前相談への対応
受付体制	申請受付窓口、受付方法、受付件数管理、必要書類確認
審査体制	対象可否、所有者及び権利関係、被害状況、同意状況等の確認
現地確認	被害状況、倒壊危険性、周辺環境への影響、解体の必要性等の確認
事業者確保	解体事業者、専門家、収集運搬事業者、処理事業者等の確保
搬出先調整	解体廃棄物の搬出先、処理施設、二次仮置場等との調整
記録管理	申請状況、審査結果、現地確認、写真、契約・費用関係資料等の整理

第３節　国庫補助金対応

災害廃棄物処理に要する費用については、災害等廃棄物処理事業費補助金等の国庫補助制度の活用が想定される。区は、災害廃棄物の収集・運搬、仮置場の設置・運営、処理・処分、し尿処理、公費解体等に係る費用について、補助対象となる範囲、必要書類、記録方法等を確認し、適切に国庫補助金対応を行う。

応急対策後期においては、処理業務が継続する中で、費用関係資料、数量記録、写真、契約書類、支払関係資料等を整理し、災害報告書の作成及び国・東京都との協議に備える。

１　補助対象事業等の確認

区は、災害等廃棄物処理事業費補助金等の対象となる事業、対象外となる経費、補助対象期間、必要な手続き等について、国及び東京都の通知、災害関係業務事務処理マニュアル等を確認する。

確認に当たっては、生活ごみ、避難所ごみ、し尿、片付けごみ、解体廃棄物、公費解体、処理困難物、仮置場運営等の区分ごとに、補助対象となる業務及び経費を整理する。

また、災害救助法、廃棄物処理法、関係通知等との関係を確認し、他制度との重複や補助対象外経費が生じないよう留意する。

２　災害報告書作成に向けた資料整理

区は、国庫補助金の申請に必要となる災害報告書の作成に向けて、災害の概要、被害状況、災害廃棄物の発生状況、処理方針、処理実績、事業費見込額等を整理する。

災害報告書に添付する資料として、気象情報、地震情報、被害状況資料、仮置場や処理状況の写真、搬入・搬出記録、処理量、契約・支払関係資料等を整理し、必要に応じて東京都及び国と協議する。

また、発災直後からの対応経過、支援要請、協定締結事業者への要請状況、処理施設への搬入状況等についても、後日確認できるよう記録を整理する。

３　数量・費用関係資料の整理

区は、災害廃棄物処理に係る数量及び費用を適切に把握するため、収集運搬量、仮置場への搬入量、処理施設への搬出量、処理量、資源化量、最終処分量等を継続的に記録する。

また、委託契約、発注書、請求書、領収書、支払記録、作業日報、車両台数、作業人員、使用資機材、処理単価等の費用関係資料を整理し、補助対象経費の確認に備える。

数量及び費用の整理に当たっては、生活ごみ、避難所ごみ、し尿、片付けごみ、解体廃棄物、公費解体等の区分を明確にし、補助対象事業ごとの整理が可能となるよう留意する。

４　写真及び現地記録の整理

区は、災害廃棄物の発生状況、地区集積所、一次仮置場、処理施設への搬入状況、処理困難物の保管状況、公費解体現場等について、写真及び現地記録を整理する。

写真記録に当たっては、撮影日時、撮影場所、撮影対象、作業内容等を整理し、災害廃棄物処理の必要性及び実施状況が確認できるようにする。

また、仮置場の開設前、運営中、閉鎖後の状況、搬入物の状況、環境保全対策、原状復帰状況等についても、後続の実地調査や補助金対応に備えて記録する。

５　関係機関との協議及び実地調査への対応

区は、国庫補助金対応に当たり、東京都、国、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会等と必要な情報を共有し、補助対象範囲、事業費、処理方法、資料整理方法等について協議する。

また、国等による実地調査が行われる場合に備え、災害報告書、添付資料、写真、数量記録、契約・支払関係資料等を整理し、説明できる体制を整える。

表 6-3-1　国庫補助金対応に向けて整理する主な資料

区分	整理する主な資料
災害概要	災害の発生日時、気象情報、地震情報、被害状況、避難所開設状況等
被害状況	建物被害、浸水被害、道路被害、処理施設被害、仮置場設置状況等
処理実績	災害廃棄物発生量、搬入量、搬出量、処理量、資源化量、最終処分量等
写真記録	被害状況、災害廃棄物の発生状況、仮置場、処理施設、公費解体現場等の写真
契約資料	委託契約書、発注書、仕様書、見積書、変更契約書等
支払資料	請求書、領収書、支払記録、単価根拠、費用算定資料等
作業記録	作業日報、車両台数、作業人員、使用資機材、作業内容、搬入・搬出記録等
協議記録	国、東京都、特別区、協定締結事業者等との協議記録、支援要請記録等

表 6-3-2　応急対策後期における国庫補助金対応の主な対応

項目	主な対応
補助制度確認	災害等廃棄物処理事業費補助金等の対象事業、対象経費、必要手続きの確認
災害報告書準備	災害概要、被害状況、事業費見込額、処理実績、添付資料等の整理
数量管理	搬入量、搬出量、処理量、資源化量、最終処分量等の記録
費用管理	契約書、請求書、支払記録、作業日報、単価根拠等の整理
写真管理	被害状況、仮置場、処理状況、公費解体現場等の写真整理
関係機関協議	東京都、国、特別区、清掃一組、清掃協議会等との情報共有及び協議
実地調査対応	災害報告書、添付資料、数量・費用関係資料等の説明準備

第４節　特別区との連携処理

応急対策後期においては、災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し結果を踏まえ、足立区単独で処理を完結することが困難となる場合が想定される。

この場合、区は、特別区、東京都、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会等と連携し、二次仮置場、処理施設、資源化施設、最終処分、広域処理等に係る調整を行う。

特別区との連携処理に当たっては、特別区災害廃棄物処理対策本部等を通じて、処理方針、搬入条件、搬入量、搬出先、処理スケジュール、費用負担、国庫補助金対応等について情報共有及び調整を行う。

１　特別区災害廃棄物処理対策本部等との情報共有

区は、災害廃棄物の発生状況、地区集積所及び一次仮置場の運用状況、搬入量、搬出量、保管量、処理困難物の発生状況、公費解体の見込み等について、特別区災害廃棄物処理対策本部等へ情報提供する。

また、清掃工場、不燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、民間処理施設、資源化施設、最終処分場等の被害状況、稼働状況、受入可能量、受入条件等について、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会等と共有する。

これらの情報は、処理先の確保、搬入調整、広域処理の要否判断、二次仮置場等の設置要否の検討、災害廃棄物処理実行計画の作成・見直しに活用する。

２　二次仮置場等との連携

解体廃棄物等の発生量が増加し、一次仮置場又は既存処理施設のみでは処理が困難となる場合は、特別区全体で二次仮置場、積替保管場所、仮設処理施設等の設置・運営が検討される。

区は、特別区災害廃棄物処理対策本部等を通じて、二次仮置場等への搬入条件、搬入品目、搬入量、搬入時期、搬出先、分別基準等を確認し、一次仮置場等からの搬出方法を調整する。

なお、二次仮置場等は特別区全体で設置・運営を調整するものであり、区は、特別区全体の方針に基づき、必要な情報提供、搬入調整、搬出管理等を行う。

３　処理施設及び広域処理に係る調整

区は、災害廃棄物の要処理量に対して処理可能量が不足する場合、特別区、東京都、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会等と連携し、処理施設、民間処理施設、資源化施設、最終処分場等の確保について調整する。

清掃一組施設での処理、民間処理施設での処理、資源化、最終処分、広域処理等については、特別区災害廃棄物処理対策本部等における調整結果を踏まえ、搬出先、搬出量、搬出時期、搬入条件等を整理する。

広域処理が必要となる場合は、東京都及び特別区と連携し、受入先自治体又は処理施設との調整、搬出方法、費用負担、必要書類、国庫補助金対応等について確認する。

４　搬入・搬出管理及び記録

区は、特別区との連携処理を行う場合、一次仮置場等から二次仮置場、処理施設、資源化施設、最終処分場等への搬出量、搬出先、搬出時期、搬出品目、車両台数等を記録する。

また、処理施設等への搬入条件、分別基準、受入時間、搬入経路、計量方法、伝票管理、写真記録等を確認し、国庫補助金対応や災害廃棄物処理実行計画の見直しに活用する。

搬入・搬出実績については、特別区災害廃棄物処理対策本部等と共有し、処理の進捗管理及び追加調整に反映する。

５　関係機関との役割分担

区は、特別区との連携処理を円滑に進めるため、東京都、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、民間処理施設、協定締結事業者等との役割分担を整理する。

表 6-4-1　特別区との連携処理に係る主な役割

関係機関	主な役割
足立区	区内の被害状況、災害廃棄物発生量、要処理量、一次仮置場等の運用状況、搬入・搬出実績等の把握及び情報提供
特別区	特別区間の情報共有、相互支援、共同処理、二次仮置場及び処理施設への搬入調整
特別区災害廃棄物処理対策本部等	被害情報及び処理状況の集約、処理方針の調整、二次仮置場、広域処理、処理施設への搬入調整
東京二十三区清掃一部事務組合	清掃工場等の処理施設の被害状況及び稼働状況の共有、中間処理に係る調整
東京二十三区清掃協議会	特別区及び清掃一組との連絡調整、収集運搬体制及び処理体制の確保に係る調整
東京都	広域処理、民間処理施設、最終処分、国との連絡調整等に係る支援
民間処理施設・協定締結事業者等	災害廃棄物の収集運搬、処理・処分、資源化、資機材提供等への協力

表 6-4-2　特別区との連携処理における主な調整事項

項目	主な調整内容
情報共有	被害状況、発生量、要処理量、処理可能量、仮置場等の運用状況
二次仮置場等	設置要否、搬入条件、搬入品目、搬入量、搬入時期、分別基準
処理施設	清掃一組施設、民間処理施設、資源化施設等の受入可否、受入可能量、搬入条件
広域処理	広域処理の要否、受入先、搬出量、搬出時期、搬出方法、費用負担
収集運搬	車両、人員、搬出ルート、搬出頻度、燃料、交通規制等
記録管理	搬出量、搬出先、搬入伝票、計量記録、写真、費用関係資料
実行計画	処理方針、処理フロー、処理期間、処理先、広域処理方針等への反映

第５節　災害廃棄物処理実行計画の作成

災害廃棄物処理実行計画は、実際の被害状況、災害廃棄物発生量、処理方針、処理体制、処理期間等を整理し、災害廃棄物を計画的に処理するために作成するものである。

初動前期においては、被害情報が限られるため、直ちに詳細な実行計画を完成させることは困難である。このため、区は、災害廃棄物処理実行計画の作成に向けて、被害情報、災害廃棄物発生状況、仮置場、処理施設、収集運搬体制、関係機関との連携状況等の情報収集に着手する。

１　実行計画作成の必要性の判断

区は、災害の規模、建物被害、片付けごみ及び解体廃棄物の発生状況、処理施設の受入状況、仮置場の設置状況等を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画の作成の必要性を判断する。

大規模災害により災害廃棄物が大量に発生し、通常の処理体制のみでは対応が困難となる場合は、国、東京都、特別区災害廃棄物処理初動本部、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会等から提供される情報を踏まえ、実行計画の作成に着手する。

２　実行計画作成に向けた情報整理

区は、実行計画作成に必要となる情報として、被害状況、災害廃棄物発生量、処理可能量、仮置場、収集運搬体制、処理施設、協定事業者への要請状況、区民周知状況等を整理する。

初動前期においては、情報の精度が十分でない場合も想定されるため、暫定的な情報を用いて災害廃棄物処理方針を整理し、その後の被害状況及び処理状況に応じて段階的に見直す。

３　関係機関との情報共有

区は、災害廃棄物処理実行計画の作成に向けて、東京都、特別区災害廃棄物処理初動本部、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会等と必要な情報を共有する。

また、国の災害廃棄物処理に関する方針、東京都の災害廃棄物処理に係る対応方針、特別区における共同処理の状況等を踏まえ、実行計画の構成及び記載事項を整理する。

表 6-5-1　実行計画作成に向けて初動前期に整理する主な事項

項目	主な内容
被害状況	建物被害、道路被害、浸水状況、火災被害、避難所開設状況等
発生量	片付けごみ、解体廃棄物、生活ごみ、避難所ごみ、し尿等の発生状況及び概算量
処理体制	庁内体制、収集運搬体制、協定締結事業者への要請状況
仮置場	地区集積所、一次仮置場等の設置状況及び候補地の使用
処理施設	清掃工場、資源化施設、民間処理施設、最終処分場等の稼働状況及び受入状況
処理方針	分別方針、処理方法、優先処理、処理困難物等への対応
連携体制	東京都、特別区、清掃一組、清掃協議会、国、協定締結事業者等との連携状況
区民周知	収集停止・再開、片付けごみの排出方法、仮置場開設状況、公費解体等に係る周知状況
記録管理	写真、数量、搬入・搬出記録、支援要請、費用関係資料等の整理状況

第７章　復旧・復興期

第１節　公費解体受付準備

復旧・復興期においては、第６章第２節で整理した公費解体の対象範囲、国及び東京都の方針、特別区における共同処理の状況等を踏まえ、公費解体の受付開始に向けた準備を行う。

公費解体は、損壊家屋等の所有者等からの申請に基づき、対象範囲、所有者及び権利関係、被害状況、解体の必要性等を確認したうえで実施する必要がある。そのため、区は、申請受付窓口、相談体制、必要書類、審査方法、現地確認、解体事業者等の確保、記録管理方法等を整理し、区民へ分かりやすく周知する。

また、所有者等が自ら解体・撤去を行った場合の自費解体に係る費用償還についても、国及び東京都の方針を踏まえ、公費解体とあわせて制度内容、申請方法、必要書類、記録管理方法等を整理する。

１　受付体制の整備

区は、公費解体に関する申請及び相談に対応するため、受付窓口、問い合わせ先、担当部署、受付方法、受付期間等を整理する。

受付体制の整備に当たっては、申請件数が多数となることを想定し、窓口受付、郵送受付、電子申請等の方法を検討するとともに、庁内関係部署、委託事業者、専門家等との役割分担を整理する。

また、申請受付、相談対応、書類確認、現地確認、審査、解体実施、完了確認、費用関係資料の整理等の一連の流れを整理し、申請者に分かりやすい手続きとなるよう留意する。

２　区民への周知

区は、公費解体の対象範囲、受付開始時期、受付期間、申請方法、必要書類、相談窓口、注意事項等について、区ホームページ、SNS、広報紙、避難所、窓口掲示等により区民へ周知する。

周知に当たっては、公費解体の対象となる建物、対象外となるもの、申請者の範囲、所有者及び権利関係の確認、解体までの流れ、解体前に必要となる家財等の搬出、貴重品・思い出の品の取扱い、自費解体に係る費用償還の取扱い等について、誤解が生じないよう分かりやすく整理する。

なお、公費解体の対象範囲や受付開始時期等については、国及び東京都の方針、被害状況、特別区における共同処理の状況等により変更される可能性があるため、最新情報を随時更新して周知する。

３　申請書類及び権利関係の確認

区は、公費解体の申請受付に当たり、申請者、対象建物、所在地、被害状況、所有者及び権利関係、解体に係る同意状況等を確認する。

所有者が複数いる場合、相続が発生している場合、抵当権等の権利が設定されている場合、借家人等の関係者がいる場合等は、関係者の同意確認が必要となることが想定されるため、必要書類及び確認方法を整理する。

また、自費解体に係る費用償還を受け付ける場合は、解体工事の契約書、見積書、請求書、領収書、施工前後の写真、処分に係る伝票、解体廃棄物の処理状況等、費用償還の確認に必要となる資料を整理する。

４　現地確認及び審査方法の整理

区は、申請内容に基づき、対象建物の被害状況、倒壊危険性、周辺環境への影響、道路通行への支障、解体の必要性等を確認するため、現地確認の方法を整理する。

現地確認に当たっては、り災証明、被害認定調査、応急危険度判定、所有者等からの申請内容、写真資料等と照合し、公費解体の対象となるかを確認する。

また、申請件数が多数となる場合は、倒壊のおそれ、道路通行や生活環境への支障、周辺への危険性等を踏まえ、解体の優先順位の考え方を整理する。

５　解体実施に向けた調整

区は、公費解体の受付及び審査後、解体事業者等の確保、解体時期、現地立会い、家財等の取扱い、解体廃棄物の搬出先、周辺環境への配慮等について、関係部署及び関係事業者と調整する。

解体工事の実施に当たっては、アスベスト含有建材等の有無、処理困難物の混入、隣接建物への影響、道路使用、騒音・振動・粉じん等への対応が必要となるため、解体前に確認すべき事項を整理する。

なお、解体廃棄物の具体的な分別、搬出、処理、再資源化等については、第２節に基づき対応する。

６　記録管理

区は、公費解体及び自費解体に係る費用償還について、申請受付状況、審査結果、現地確認結果、所有者等の同意状況、解体実施状況、写真、契約書類、費用関係資料等を整理し、適切に記録する。

記録した情報は、解体工事の進捗管理、解体廃棄物処理、災害廃棄物処理実行計画の見直し、国庫補助金対応、問い合わせ対応等に活用する。

また、個人情報や権利関係に関する情報を取り扱うため、関係部署間での情報共有方法及び資料管理方法について留意する。

表 7-1-1　公費解体受付準備に係る主な対応

項目	主な対応
受付体制	受付窓口、問い合わせ先、受付方法、受付期間、担当部署、委託事業者等との役割分担の整理
区民周知	対象範囲、受付開始時期、申請方法、必要書類、注意事項、自費解体に係る費用償還等の周知
申請書類	申請書、本人確認書類、建物所在地、所有者確認資料、り災証明等の必要書類の整理
権利関係	所有者、共有者、相続人、抵当権者、借家人等の確認及び同意取得方法の整理
現地確認	被害状況、倒壊危険性、周辺環境への影響、道路通行支障等の確認
審査方法	対象可否、優先順位、解体実施時期、必要な追加資料等の確認
解体調整	解体事業者等の確保、現地立会い、解体時期、搬出先、周辺環境への配慮等の調整
記録管理	受付状況、審査結果、現地確認記録、写真、契約・費用関係資料等の整理

表 7-1-2　申請受付時に確認する主な事項

区分	確認する主な内容
申請者情報	氏名、住所、連絡先、対象建物との関係
対象建物	所在地、用途、構造、階数、延床面積、被害状況
被害状況	り災証明、被害認定調査、応急危険度判定、写真
所有者確認	登記事項証明書、固定資産関係資料、所有者を確認できる資料等
権利関係	共有者、相続人、抵当権者、借家人等の有無及び同意状況
解体前確認	家財等の搬出、貴重品・思い出の品、ライフライン停止状況、隣接建物への影響
自費解体	契約書、見積書、請求書、領収書、施工前後写真、処分伝票等
記録資料	現地確認記録、写真、審査結果、問い合わせ記録、費用関係資料等

第２節　解体廃棄物処理

復旧・復興期においては、公費解体等の実施に伴い、損壊家屋等から木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、処理困難物等の解体廃棄物が継続的に発生する。

区は、解体廃棄物について、解体・撤去現場で可能な限り分別し、再資源化又は適正処理を行うことを基本とする。また、処理先の確保状況、発生量、搬出先、二次仮置場等の設置状況を踏まえ、特別区、東京都、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、解体事業者及び処理事業者等と連携し、円滑な処理を行う。

１　解体廃棄物の発生状況の把握

区は、公費解体、自費解体に係る費用償還、緊急的な解体・撤去等の実施状況を踏まえ、解体廃棄物の発生見込み、発生時期、種類、量を把握する。

解体廃棄物の発生量は、解体対象棟数、建物構造、延床面積、被害程度、解体時期等により変動するため、申請受付状況、現地調査結果、解体工事の発注状況、搬出実績等を継続的に整理する。

また、解体廃棄物の発生状況は、災害廃棄物処理実行計画の見直し、処理期間の設定、搬出先調整、広域処理の要否判断、国庫補助金対応等に活用する。

２　解体・撤去現場における分別

解体廃棄物は、解体・撤去現場で可能な限り分別し、木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、処理困難物等の区分に応じて、再資源化又は適正処理を行うことを基本とする。

区は、解体事業者等に対し、現場分別、飛散・流出防止、安全確保、近隣環境への配慮、処理困難物の取扱い等について必要な事項を周知し、適切な施工及び搬出が行われるよう確認する。

特に、アスベスト含有建材等が含まれる可能性がある建物については、関係法令に基づく事前調査、飛散防止措置、分別保管、専門事業者による処理等を確認し、作業従事者及び周辺住民の安全確保に配慮する。

３　解体廃棄物の搬出及び処理先の調整

区は、解体事業者、収集運搬事業者、処理事業者等と連携し、解体廃棄物の搬出先、搬出経路、搬出時期、受入条件等を調整する。

解体廃棄物は、処理施設、資源化施設、民間処理施設等へ直接搬出することを基本とし、処理先の確保状況や発生量に応じて、必要に応じ二次仮置場、積替保管場所又は仮設処理施設等の活用を検討する。

なお、二次仮置場等については、特別区全体で設置・運営を調整するため、区は、特別区災害廃棄物処理対策本部等を通じて、搬入条件、搬入量、搬入時期、搬出先等に係る情報共有及び調整を行う。

４　再資源化及び適正処理の推進

区は、解体廃棄物の処理に当たり、可能な限り再資源化を図り、最終処分量の削減に努める。

木くず、コンクリートがら、金属くず等については、受入先の条件に応じて分別し、資源化施設等へ搬出する。可燃物、不燃物、混合廃棄物等については、清掃工場、不燃ごみ処理施設、民間処理施設、最終処分場等の受入状況を踏まえ、適正に処理する。

処理困難物、有害廃棄物、廃家電、消火器、ガスボンベ、石膏ボード、アスベスト含有廃棄物等については、他の解体廃棄物と混合しないよう分別し、関係法令及び処理先の受入条件に基づき適正に処理する。

５　記録管理及び進捗管理

区は、解体廃棄物の処理状況を把握するため、解体対象建物、解体工事の実施状況、搬出量、搬出先、処理量、資源化量、最終処分量、処理困難物の処理状況等を記録する。

また、解体・撤去前後の写真、現地調査記録、立会記録、契約書類、作業日報、搬入・搬出伝票、処理証明書、費用関係資料等を整理し、進捗管理、災害廃棄物処理実行計画の見直し、国庫補助金対応等に活用する。

解体廃棄物の処理が長期化する場合は、処理実績、処理施設の受入状況、二次仮置場等の運営状況、広域処理の状況等を踏まえ、処理期間及び処理体制を適宜見直す。

表 7-2-1　復旧・復興期における解体廃棄物処理の主な対応

項目	主な対応
発生状況の把握	公費解体、自費解体、緊急解体等の実施状況を踏まえた解体廃棄物の発生見込み、発生量、発生時期の把握
現場分別	木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、処理困難物等の分別
安全・環境対策	アスベスト含有建材等の事前確認、飛散防止、騒音・振動・粉じん対策、周辺住民への配慮
搬出調整	解体事業者、収集運搬事業者、処理事業者等との搬出先、搬出経路、搬出時期の調整
二次仮置場等	必要に応じ、特別区全体で調整される二次仮置場、積替保管場所、仮設処理施設等との搬入調整
再資源化	木くず、コンクリートがら、金属くず等の資源化施設等への搬出
適正処理	可燃物、不燃物、混合廃棄物、処理困難物、有害廃棄物等の適正処理
記録管理	搬出量、処理量、資源化量、最終処分量、写真、伝票、契約・費用関係資料等の整理

表 7-2-2　解体廃棄物の主な分別区分及び処理の考え方

区分	主な内容	処理の考え方
木くず	柱、梁、内装材等	可能な限り分別し、資源化施設等へ搬出
コンクリートがら	コンクリート片、ブロック、アスファルトくず等	再生砕石等としての資源化を基本に、受入先と調整
金属くず	鉄骨、鉄筋、アルミ材等	分別回収し、金属資源として再資源化
可燃物	木くず以外の可燃性廃棄物等	清掃工場又は民間処理施設等の受入状況を踏まえて処理
不燃物・混合廃棄物	ガラス、陶磁器、細かな不燃物等	分別・選別のうえ、不燃ごみ処理施設、民間処理施設、最終処分場等で処理
廃家電等	家電四品目、その他家電等	リサイクルルート、災害時の処理方針、費用負担の取扱い等を踏まえて処理
処理困難物・有害廃棄物	アスベスト含有廃棄物、消火器、ガスボンベ、石膏ボード等	他の廃棄物と混合せず、専門事業者及び関係機関と調整して適正処理

第３節　業務全体の進捗管理

復旧・復興期においては、公費解体、解体廃棄物処理、仮置場等の運営、処理施設等への搬出、国庫補助金対応、区民への周知等、災害廃棄物処理に係る業務が長期的かつ並行して進行する。

区は、災害廃棄物処理を計画的に進めるため、処理対象ごとの進捗状況、処理量、搬入量、搬出量、保管量、処理先、契約状況、費用、課題等を継続的に把握し、災害廃棄物処理実行計画、処理方針、関係機関との調整等に反映する。

１　進捗管理体制の確保

区は、災害廃棄物処理全体の進捗を把握するため、庁内関係部署、特別区、東京都、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、協定締結事業者、処理事業者等から必要な情報を収集し、進捗管理を行う。

進捗管理に当たっては、災害廃棄物の発生状況、収集運搬状況、仮置場等の保管状況、処理施設等への搬出状況、公費解体の受付・実施状況、処理困難物等の対応状況、国庫補助金対応に必要な記録等を整理する。

また、処理が長期化する場合は、担当職員の交代、応援職員の活用、委託事業者の確保等を含め、継続的に業務を実施できる体制を整える。

２　処理量及び処理状況の管理

区は、災害廃棄物の種類ごとに、発生量、搬入量、搬出量、保管量、処理量、資源化量、最終処分量等を継続的に把握する。

片付けごみについては、地区集積所及び一次仮置場への搬入量、一次仮置場から処理施設等への搬出量、保管量、分別状況等を整理する。

解体廃棄物については、公費解体、自費解体に係る費用償還、緊急的な解体・撤去等の実施状況を踏まえ、解体対象棟数、搬出量、処理量、資源化量、最終処分量等を整理する。

また、処理困難物、有害廃棄物、廃家電等については、発生状況、保管状況、処理先、処理完了状況等を個別に把握し、他の廃棄物と混合しないよう進捗を管理する。

３　目標及び処理スケジュールの管理

区は、災害廃棄物処理実行計画や処理方針に基づき、処理期間、処理量、搬出量、仮置場の保管量、公費解体の実施件数等について、必要に応じて短期的な目標を設定し、達成状況を確認する。

処理の進捗が遅れている場合又は処理能力の不足が見込まれる場合は、処理施設等への搬出頻度の見直し、追加処理先の確保、収集運搬体制の強化、広域処理の調整、仮置場等の運用見直し等を検討する。

また、処理スケジュールは、被害状況、公費解体の実施状況、処理施設の受入状況、二次仮置場等の設置状況、広域処理の実施状況等により変動するため、処理実績を踏まえて適宜見直す。

４　課題の把握及び対応方針の整理

区は、災害廃棄物処理の進捗管理を通じて、処理量の増加、仮置場等の保管容量不足、処理施設の受入制限、収集運搬車両・人員の不足、処理困難物の滞留、区民からの問い合わせ・苦情等の課題を把握する。

把握した課題については、庁内関係部署及び関係機関と共有し、対応方針、担当部署、対応期限、必要な支援内容等を整理する。

また、区民生活及び生活環境への影響が大きい課題については、区民への周知内容を見直し、必要に応じて広報、相談対応、現地確認、巡回等を行う。

５　関係機関との情報共有

区は、災害廃棄物処理の進捗状況について、東京都、特別区災害廃棄物処理対策本部、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、協定締結事業者等と情報共有を行う。

共有する情報は、被害状況、災害廃棄物発生量、要処理量、処理可能量、仮置場等の保管量、処理施設等への搬出量、公費解体の実施状況、処理困難物等の対応状況、支援要請の状況等とする。

また、広域処理、二次仮置場、仮設処理施設、最終処分等について特別区全体で調整が必要となる場合は、特別区災害廃棄物処理対策本部等を通じて必要な調整を行う。

６　記録管理

区は、処理の進捗状況を客観的に確認できるよう、搬入・搬出記録、処理量、保管量、写真、契約書類、作業日報、伝票、支払関係資料、協議記録、問い合わせ記録等を整理する。

これらの記録は、災害廃棄物処理実行計画の見直し、国庫補助金対応、委託契約の管理、処理完了確認、仮置場等の原状復帰、環境モニタリング、事後検証等に活用する。

また、記録の整理に当たっては、後日確認が必要となることを想定し、処理対象、場所、日時、数量、関係者、作業内容等が分かるように管理する。

表 7-3-1　業務全体の進捗管理における主な管理対象

管理対象	主な確認内容
災害廃棄物発生状況	発生場所、種類、発生量、要処理量、処理困難物等の発生状況
収集運搬	収集対象、収集量、収集ルート、車両・人員、搬出先、支援要請状況
地区集積所・一次仮置場	搬入量、搬出量、保管量、分別状況、環境保全対策、閉鎖見込み
解体廃棄物	公費解体等の実施状況、解体対象棟数、搬出量、処理量、資源化量
処理施設等	受入可否、受入可能量、受入条件、搬入実績、処理実績
処理困難物等	保管状況、処理先、処理方法、処理完了状況
契約・費用	委託契約、発注状況、請求・支払状況、国庫補助金対応資料
区民対応	問い合わせ、苦情、周知内容、相談窓口対応状況
関係機関調整	東京都、特別区、清掃一組、清掃協議会、協定締結事業者等との協議状況

表 7-3-2　進捗管理結果の主な活用先

活用先	活用内容
処理方針の見直し	処理量、処理能力、課題等を踏まえた処理方針の更新
災害廃棄物処理実行計画の見直し	処理期間、処理フロー、処理先、広域処理、仮置場運営等への反映
国庫補助金対応	数量記録、写真、契約書類、費用関係資料等の整理
委託契約管理	業務内容、処理量、履行状況、契約変更、支払確認等への活用
関係機関調整	東京都、特別区、清掃一組、清掃協議会等との情報共有及び支援要請
区民周知	排出方法、収集状況、仮置場等の運用、処理の進捗に関する広報
事後検証	対応上の課題、改善点、計画・マニュアルの見直しへの活用

第４節　災害廃棄物処理実行計画の見直し

復旧・復興期においては、被害状況、公費解体の実施状況、災害廃棄物の搬入・搬出実績、処理施設等の受入状況、広域処理の実施状況、仮置場等の運営状況等が時間の経過とともに変化する。

区は、災害廃棄物処理を計画的かつ円滑に進めるため、業務全体の進捗管理結果を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を見直す。

１　見直しの基本的な考え方

災害廃棄物処理実行計画は、発災後に把握した被害状況、災害廃棄物発生量、要処理量、処理可能量、処理方針、処理期間、処理フロー等を踏まえて作成するものである。

ただし、発災直後に把握できる情報には限りがあり、処理の進捗に伴い、実際の搬入量、搬出量、処理量、公費解体の実施見込み、仮置場等の使用状況、処理先の受入状況等が変化することが想定される。

そのため、区は、処理実績及び関係機関との調整状況を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を見直し、実態に即した処理体制及び処理スケジュールとなるよう更新する。

２　見直しの契機

区は、災害廃棄物処理の進捗状況を踏まえ、以下のような状況が生じた場合には、災害廃棄物処理実行計画の見直しを検討する。

表 7-4-1　災害廃棄物処理実行計画の見直しの主な契機

区分	見直しの契機
被害状況	建物被害、浸水被害、火災被害等の把握が進み、当初想定と差異が生じた場合
発生量・要処理量	災害廃棄物発生量、片付けごみ量、解体廃棄物量、公費解体見込み等が当初推計と大きく異なる場合
処理可能量	清掃工場、民間処理施設、資源化施設、最終処分場等の受入状況に変化が生じた場合
仮置場等	地区集積所、一次仮置場、二次仮置場等の保管量、搬入量、搬出量、使用期間等に変更が必要となった場合
処理フロー	直接搬出、仮置場経由、広域処理、再資源化等の処理ルートを変更する必要が生じた場合
公費解体	公費解体の対象範囲、受付件数、実施件数、解体時期等に変更が生じた場合
広域処理	特別区、東京都、他自治体、民間処理施設等との広域処理調整により処理先や処理量が変更となる場合
国庫補助金対応	災害報告書、補助対象経費、事業費見込額等の整理に伴い、処理内容や数量の見直しが必要となる場合

３　見直しに用いる情報

区は、災害廃棄物処理実行計画の見直しに当たり、業務全体の進捗管理により整理した情報を活用する。

主な情報は、建物被害、浸水範囲、火災被害、り災証明、被害認定調査、公費解体の受付・実施状況、地区集積所及び一次仮置場への搬入量、処理施設等への搬出量、処理量、資源化量、最終処分量、処理困難物の処理状況、委託契約の履行状況、費用関係資料等とする。

また、東京都、特別区災害廃棄物処理対策本部、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、協定締結事業者、処理事業者等から得られる処理可能量、受入条件、広域処理の調整状況等についても反映する。

４　主な見直し項目

区は、実際の処理状況及び関係機関との調整結果を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画に記載した事項について、必要に応じて見直しを行う。

表 7-4-2　災害廃棄物処理実行計画の主な見直し項目

項目	見直し内容
災害廃棄物発生量	実被害情報、搬入実績、公費解体見込み等を踏まえた発生量の再推計
要処理量	処理対象となる片付けごみ、解体廃棄物、処理困難物等の量の見直し
処理可能量	処理施設、資源化施設、最終処分場、民間処理施設等の受入可能量の更新
処理期間	処理実績、処理能力、公費解体の進捗等を踏まえた処理完了見込みの見直し
処理フロー	分別、収集運搬、仮置場、処理施設、資源化施設、最終処分までの流れの見直し
仮置場等	地区集積所、一次仮置場、二次仮置場等の使用状況、保管量、閉鎖時期、原状復帰時期の見直し
収集運搬	収集ルート、搬出頻度、搬出先、車両・人員体制の見直し
処理困難物等	有害廃棄物、廃家電、アスベスト含有廃棄物等の処理先及び処理方法の見直し
広域処理	東京都、特別区、他自治体、民間処理施設等との広域処理量、搬出先、搬出時期の見直し
費用・補助金	事業費見込額、補助対象経費、災害報告書に係る数量・費用資料の見直し

５　関係機関との協議及び共有

区は、災害廃棄物処理実行計画を見直す場合、庁内関係部署、東京都、特別区災害廃棄物処理対策本部、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会等と必要な情報を共有し、処理方針、処理フロー、処理期間、広域処理、仮置場等の運用等について協議する。

また、二次仮置場、仮設処理施設、広域処理、最終処分等の特別区全体で調整が必要となる事項については、特別区災害廃棄物処理対策本部等を通じて調整を行う。

見直し後の災害廃棄物処理実行計画については、必要に応じて関係機関へ共有し、処理業務、委託契約、国庫補助金対応、区民周知等に反映する。

６　区民及び事業者への周知

災害廃棄物処理実行計画の見直しにより、片付けごみの排出方法、地区集積所・仮置場等の運用、収集運搬方法、公費解体の進め方、処理スケジュール等に変更が生じる場合は、区民及び事業者へ速やかに周知する。

周知に当たっては、区ホームページ、SNS、広報紙、避難所、窓口掲示等を活用し、変更内容、開始時期、対象地域、排出方法、問い合わせ先等を分かりやすく整理する。

また、誤排出、便乗ごみ、不法投棄、問い合わせの増加等を防止するため、見直し内容に応じて周知内容を更新し、必要に応じて相談対応及び現地確認を行う。

７　見直し履歴の管理

区は、災害廃棄物処理実行計画を見直した場合、見直しの理由、変更内容、変更日、関係機関との協議結果、区民周知の内容等を記録する。

見直し履歴は、処理の進捗管理、国庫補助金対応、委託契約の変更、事後検証、計画及びマニュアルの改定等に活用する。

第５節　災害廃棄物を処理する場合の委託契約

復旧・復興期においては、災害廃棄物の収集・運搬、仮置場等の運営、分別・選別、処理・処分、公費解体、環境対策、原状復帰等、多岐にわたる業務を継続的に実施する必要がある。

区は、区単独での実施が困難な業務について、協定締結事業者、収集運搬事業者、処理事業者、解体事業者、仮置場管理運営事業者等への委託を検討し、関係法令、国及び東京都の方針、災害時の緊急性、処理実行計画、国庫補助金対応等を踏まえ、適切に契約手続きを行う。

１　委託対象業務の整理

区は、災害廃棄物処理に係る業務のうち、委託により実施する業務の範囲を整理する。

委託対象となる主な業務として、災害廃棄物の収集・運搬、地区集積所及び一次仮置場の管理運営、仮置場等における分別・選別、処理施設等への搬出、処理・処分、公費解体、環境モニタリング、仮置場等の原状復帰等が想定される。

委託に当たっては、業務内容、対象廃棄物、対象地域、履行期間、数量、単価、作業体制、必要資機材、搬出先、記録方法、費用負担、国庫補助金対応に必要な資料等を整理する。

２　契約方法の整理

区は、災害時の緊急性、業務の専門性、処理の継続性、協定締結状況等を踏まえ、委託契約の方法を整理する。

災害発生直後から応急対策期にかけては、迅速な対応が必要となるため、協定に基づく要請、既存契約の活用、随意契約等を検討する場合がある。一方、復旧・復興期において業務が長期化する場合は、業務内容、数量、履行期間等を整理したうえで、適切な契約方法を検討する。

また、契約変更が必要となる場合に備え、処理量、搬出先、単価、履行期間、作業内容等の変更条件を整理し、後日確認できるよう協議記録及び契約関係資料を保存する。

３　仕様書及び契約内容の整理

区は、委託契約を行う場合、業務内容を明確にするため、仕様書等に必要事項を整理する。

仕様書等には、対象業務、対象廃棄物、作業場所、作業期間、作業時間、必要人員、使用車両・重機・資機材、分別区分、搬入出管理、計量、写真撮影、日報作成、安全対策、環境対策、苦情対応、記録管理、成果品、費用関係資料等を記載する。

特に、仮置場等の運営を委託する場合は、受付、誘導、搬入物確認、分別配置、保管量管理、搬出管理、飛散防止、火災予防、周辺環境対策、閉鎖時の清掃・撤去等について整理する。

４　履行確認及び記録管理

区は、委託業務が適切に履行されているかを確認するため、作業日報、搬入・搬出伝票、計量記録、写真、処理証明書、マニフェスト等、業務内容に応じた記録を整理する。

また、委託事業者から提出される実績報告、請求書、領収書、支払関係資料、単価根拠、作業員数、車両台数、使用資機材等を確認し、国庫補助金対応に必要な資料として保管する。

履行状況に課題がある場合は、委託事業者と協議し、作業内容、作業体制、搬出先、処理方法等の見直しを行う。

５　関係法令及び再委託等への留意

区は、災害廃棄物処理に係る委託契約に当たり、廃棄物処理法、地方自治法、建設リサイクル法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則その他関係法令を踏まえ、適正な処理及び安全な作業が行われるよう留意する。

再委託等を行う場合は、関係法令及び国・東京都の通知等に基づき、責任関係、契約関係、処理先、記録管理、費用関係資料等を確認する。

表 7-5-1　委託契約時に整理する主な事項

項目	主な整理内容
委託業務	収集・運搬、仮置場等運営、分別・選別、処理・処分、公費解体、環境モニタリング、原状復帰等
対象廃棄物	片付けごみ、解体廃棄物、処理困難物、有害廃棄物、土砂・泥状物等
契約方法	協定に基づく要請、既存契約の活用、随意契約、競争入札等
仕様書	業務範囲、作業場所、履行期間、分別区分、作業体制、必要資機材、安全対策、環境対策等
数量・単価	搬入量、搬出量、処理量、作業日数、車両台数、人員数、処理単価等
記録管理	日報、写真、伝票、計量記録、処理証明書、契約・請求・支払資料等
履行確認	作業状況、処理実績、安全管理、環境対策、苦情対応、成果品の確認
国庫補助金対応	補助対象経費、費用算定根拠、契約関係資料、支払関係資料等の整理

第６節　仮置場等の原状復帰

災害廃棄物の処理が進み、地区集積所、一次仮置場等の使用を終了する段階では、保管している災害廃棄物を速やかに搬出し、使用した土地や施設を可能な限り原状に復旧する必要がある。

区は、仮置場等の閉鎖時期、残置物の有無、土壌等への影響、施設の損傷状況、周辺環境への影響等を確認し、土地管理者及び関係部署と調整しながら、原状復帰を行う。

１　閉鎖時期の判断

区は、地区集積所及び一次仮置場について、搬入量、搬出量、保管量、処理施設等への搬出状況、片付けごみの排出状況、地域の生活環境への影響等を踏まえ、閉鎖時期を判断する。

地区集積所については、片付けごみの排出が一定程度収束し、一次仮置場等への搬出が進んだ段階で閉鎖を検討する。閉鎖する場合は、閉鎖日、閉鎖後の排出方法、問い合わせ先等を区民へ周知する。

一次仮置場については、保管している災害廃棄物の搬出が完了し、処理施設等への搬出見込み、環境確認、土地管理者との調整等が整った段階で閉鎖を検討する。

２　残置物の搬出及び清掃

区は、仮置場等の閉鎖に当たり、場内に残る災害廃棄物、処理困難物、有害廃棄物、資機材、看板、仮設設備等を確認し、適切に搬出又は撤去する。

搬出後は、場内の清掃、散乱物の回収、排水溝等の確認、飛散物の除去等を行い、周辺環境への支障が残らないよう対応する。

また、撤去作業中に新たに処理困難物や有害廃棄物等が確認された場合は、関係部署及び専門事業者と調整し、適正に処理する。

３　土壌等の確認

区は、一次仮置場等の使用により、土壌、地下水、排水、周辺環境等に影響が生じていないかを確認する。

確認に当たっては、仮置場等の使用前の状況、保管していた廃棄物の種類、遮水シート等の設置状況、油類・薬品類・有害廃棄物等の保管状況、降雨時の排水状況等を踏まえ、必要に応じて土壌調査、水質調査等を実施する。

土壌汚染等が確認された場合は、土地管理者、関係部署、専門事業者等と協議し、必要な対策を実施する。

４　土地管理者等との確認

区は、仮置場等の原状復帰に当たり、土地管理者、施設管理者、関係部署等と立会い確認を行い、復旧範囲、復旧方法、完了確認方法等を調整する。

仮置場等の使用により、舗装、フェンス、排水設備、植栽、照明、周辺道路等に損傷が生じている場合は、復旧方法を確認し、必要な補修を行う。

また、復旧完了後は、土地管理者等と確認を行い、使用終了に係る記録を整理する。

５　原状復帰に係る記録管理

区は、仮置場等の閉鎖及び原状復帰に係る資料として、開設前、運営中、閉鎖時、復旧後の写真、搬入・搬出記録、清掃・撤去記録、土壌調査等の結果、土地管理者との協議記録、補修内容、費用関係資料等を整理する。

これらの記録は、国庫補助金対応、委託契約の履行確認、土地管理者との協議、事後検証、計画及びマニュアルの見直し等に活用する。

表 7-6-1　仮置場等の原状復帰における主な確認事項

項目	主な確認内容
閉鎖判断	搬入量、搬出量、保管量、片付けごみ排出状況、処理施設等への搬出状況
区民周知	閉鎖日、閉鎖後の排出方法、収集方法、問い合わせ先
残置物確認	災害廃棄物、処理困難物、有害廃棄物、資機材、仮設設備等の有無
清掃・撤去	散乱物の回収、場内清掃、仮設設備の撤去、排水溝等の確認
環境確認	土壌、地下水、排水、臭気、粉じん等への影響確認
土地・施設確認	舗装、フェンス、排水設備、植栽、照明、周辺道路等の損傷確認
復旧工事	必要な補修、復旧工事、土地管理者との立会い確認
記録管理	写真、搬入・搬出記録、調査結果、協議記録、費用関係資料等

第７節　環境モニタリング

災害廃棄物の処理に当たっては、仮置場等の運営、解体・撤去、収集運搬、分別・選別、処理・処分等に伴い、粉じん、騒音、振動、悪臭、害虫、火災、水質汚濁、土壌汚染等が発生するおそれがある。

区は、生活環境の保全及び周辺住民の安全・安心を確保するため、仮置場、解体・撤去現場、搬出入経路等において、必要に応じて環境モニタリングを実施し、環境への影響を把握する。

１　環境モニタリングの実施対象

区は、災害廃棄物の発生状況、仮置場等の設置状況、周辺土地利用、搬入出車両の通行状況、処理困難物の保管状況、解体・撤去の実施状況等を踏まえ、環境モニタリングの実施対象を整理する。

主な対象は、地区集積所、一次仮置場、解体・撤去現場、搬出入経路、処理困難物等の保管場所、周辺住居・学校・福祉施設等への影響が懸念される場所とする。

また、苦情や異常が確認された場合は、必要に応じて追加調査、現地確認、作業方法の見直し等を行う。

２　主な調査項目

環境モニタリングの主な調査項目は、大気質、粉じん、石綿、騒音、振動、悪臭、水質、土壌、地下水、火災発生のおそれ等とする。

調査項目、調査地点、調査頻度、調査方法は、仮置場等の規模、保管している廃棄物の種類、作業内容、周辺環境、苦情発生状況等を踏まえ、必要に応じて設定する。

アスベスト含有建材等が疑われる場合は、解体・撤去現場及び仮置場等における飛散防止対策を徹底し、必要に応じて作業環境及び敷地境界等での確認を行う。

３　環境保全対策の実施

区は、環境モニタリングの結果や現地確認の状況を踏まえ、必要に応じて環境保全対策を実施する。

粉じん対策として、散水、飛散防止ネット、シート被覆、搬入路の養生、車両退出時のタイヤ洗浄等を検討する。騒音・振動対策として、低騒音・低振動型機械の使用、作業時間の調整、防音シートの設置等を検討する。

悪臭・害虫対策として、腐敗性廃棄物の優先処理、消臭剤・防虫剤の使用、シート被覆等を検討する。水質・土壌汚染対策として、遮水シートの敷設、排水管理、有害廃棄物の分別保管、土壌調査等を検討する。

また、火災予防のため、可燃性廃棄物の過度な積上げを避け、危険物を分別保管し、巡回、温度確認、消火設備の配置等を行う。

４　苦情・異常発生時の対応

区は、周辺住民等から粉じん、騒音、振動、悪臭、交通支障等に関する苦情があった場合又は環境モニタリングで異常が確認された場合は、速やかに現地確認を行う。

現地確認の結果、環境への影響が認められる場合は、委託事業者、解体事業者、処理事業者、関係部署等と協議し、作業方法、作業時間、搬入出ルート、保管方法、環境保全対策等を見直す。

また、対応内容、確認結果、再発防止策等を記録し、必要に応じて周辺住民及び関係機関へ説明する。

５　記録管理及び結果の活用

区は、環境モニタリングの結果、現地確認記録、苦情対応記録、写真、環境保全対策の実施状況、委託事業者との協議記録等を整理する。

これらの記録は、仮置場等の運営改善、原状復帰、委託契約の履行確認、国庫補助金対応、区民への説明、事後検証、計画及びマニュアルの見直し等に活用する。

表 7-7-1　環境モニタリングの主な確認項目

項目	主な確認内容	主な対策例
大気・粉じん	解体・撤去、仮置場作業、車両通行等に伴う粉じんの飛散	散水、飛散防止ネット、シート被覆、搬入路養生、タイヤ洗浄
石綿	アスベスト含有建材等の飛散のおそれ	事前確認、分別保管、飛散防止、敷地境界等での確認
騒音・振動	重機作業、処理作業、搬入出車両による騒音・振動	低騒音・低振動型機械の使用、作業時間調整、防音シート
悪臭・害虫	腐敗性廃棄物、浸水家財、食品残さ等による悪臭・害虫	優先搬出、消臭剤・防虫剤、シート被覆、保管期間短縮
水質	降雨等による汚染物質の流出、排水不良	遮水シート、排水管理、水たまり解消、排水経路確認
土壌・地下水	有害廃棄物、油類、薬品類等による土壌等への影響	有害物の分別保管、土壌調査、必要な復旧対策
火災	可燃物の蓄熱、危険物混入、ガス発生等	積上げ高さ管理、危険物分別、巡回、温度確認、消火設備
交通・安全	搬入出車両による交通支障、歩行者との錯綜	誘導員配置、搬入出ルート調整、案内看板、交通整理